

2022年2月改訂版

— RCEP協定の特恵関税活用について —

RCEP協定解説書



JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)

RCEP協定の全体像と本書の目的

日本を含む15カ国が参加する「地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定」が2022年1月1日に発効しました(注)。この「RCEP協定解説書」は、RCEP協定の発効にあわせて、協定の概要や特恵税率の利用方法について紹介するものです。

RCEP協定は2012年11月に交渉立上げを宣言し、2013年5月以降31回の交渉会合、19回の閣僚会合、4回の首脳会議を開催、2020年11月の第4回RCEP首脳会議の機会に署名しました。RCEP協定は世界のGDP、貿易総額、人口の約3割を占める地域の大型協定です。また、日本にとっては、初めて経済連携協定(EPA)を締結する中国、韓国を含めて、日本の貿易額の約5割を占める地域がカバーされます。

従来は、各国間で個別に協定を結んでいたところ、15カ国で1つの協定を締結することにより、域内すべての輸出先に対して、共通の原産地規則や税関手続の下、協定上の特恵税率が利用できることとなります。加えて、本協定の原産地規則の使いやすさ、原産地証明の発給負担、累積規定の観点から、既存の経済連携協定と比較してサプライチェーン構築で有利になる可能性もあります。RCEP協定は、投資、知的財産、電子商取引など幅広い分野について規定されていますが、本書では、特に物品の貿易章(RCEP協定第2章)や原産地規則章(同第3章)に焦点をあて、協定の活用方法や、留意点について解説します。

RCEP協定参加15カ国



(注) RCEP協定は、2022年1月1日に、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州、中国、ニュージーランドの10カ国について発効しました。その後、同年2月1日に韓国について発効し、同年3月18日にマレーシアについて発効します。残りの国については、批准書を寄託した国より逐次、寄託した日の60日後にRCEP協定の適用対象となります。

RCEP協定の特恵税率 (RCEP協定税率) 利用の流れ (本書の構成)

輸出する製品の関税分類番号 (HSコード) を特定します

HSコードは輸出入の際に産品を分類する番号です。
対象となるHSコードの詳細は、輸入国の分類に基づきます。



13ページ

関税率を調べます

HSコードに基づき、RCEP協定税率を調べ、通常適用される実行最恵国 (MFN) 税率や、既存のEPAに基づく特恵税率 (EPA税率) を比較して、利用を検討してください。



21ページ

原産地規則を満たしているか確認します

RCEP協定税率の適用を受けるためには、原産地規則を満たす必要があります。



39ページ

原産地証明を準備します

原産地規則を満たし、原産品であると判断された場合は、原産地証明書を準備します (輸入国税関で原産品であることを証明する際に必要です)。



63ページ

Contents

1. RCEP協定の概要	03	4. 原産地規則	39
1-1. RCEP諸国との通商関係	04	4-1-1. 原産地規則の概要	40
1-2. RCEP協定の全体像、ルールの例	06	4-1-2. 原産地規則の全体像	42
1-2-1. RCEP協定の全体像	06	4-1-3. RCEP協定における原産性の判断基準	43
1-2-2. ルールの例	07	4-1-4. 品目別規則による原産性判定方法① - 関税分類変更基準	45
1-3. RCEP協定における関税撤廃・削減の概要	11	4-1-5. 品目別規則による原産性判定方法② - 付加価値基準	48
2. HSコードの特定	13	4-1-6. 品目別規則による原産性判定方法③ - 加工工程基準	50
2-1. HSコードとは	14	【参考】品目別規則の読み方	51
【参考】HSコードの改正	15	4-2. 例外規定-ミニマルオペレーション	52
2-2. HSコードの調べ方	16	4-3. 累積	53
3. 関税率の調べ方	21	4-4. 救済規定	55
3-1. 関税率の種類	22	4-4-1. 関税分類変更基準の救済規定 - 僅少の非原産材料(デミニマス)	55
3-2. 関税率を調べる手順	23	4-4-2. 付加価値基準の救済規定 - 国内ロールアップ	56
3-3. 通常適用される税率(MFN税率)を調べる	24	4-5. その他の特別な規定	58
【参考】情報技術協定(ITA: Information Technology Agreement)について	25	4-5-1. 代替性のある産品または材料	58
3-4-1. RCEP協定税率を調べる ~ 譲許表の見方 ~	26	4-5-2. 付属品など、小売り用または輸送用の 包装・こん包用材料および容器の扱い	60
3-4-2. 関税譲許の方法	27	4-5-3. 積送基準	61
3-4-3. 注意すべき例外的な事項	28	5. 原産地手続	63
3-4-4. 税率差ルールおよび 税率差特別ルール対象品目	29	5-1-1. 日本が締結したEPAにおける 原産地証明制度	64
3-4-5. 関税率の計算方法	31	5-1-2. RCEP協定における原産地証明制度	65
【参考】各国の譲許表のリンク	32	【参考】認定輸出者自己証明制度とは(日本)	66
【参考】RCEP協定の発効要件と 関税撤廃のスケジュール	33	5-1-3. 連続する原産地証明	68
3-5. その他のEPA税率を調べる	34	5-2-1. 特恵待遇の要求	69
3-6. MFN税率とRCEP協定税率、 EPA税率を比較する	35	5-2-2. 特恵待遇の要求 記載事項	71
【参考】「World Tariff」の使い方	36	5-3. 軽微な誤り、表現の相違の取り扱い	75
【参考】課税標準について	38	5-4. 輸入・輸出、書類保存に関する義務	76
		5-5. 原産地証明の根拠	77
		5-6. 根拠書類の一例	78
		5-7. 原産性の確認手続	83
		5-8. 罰則	85

1 RCEP協定の 概要

1. RCEP協定の概要

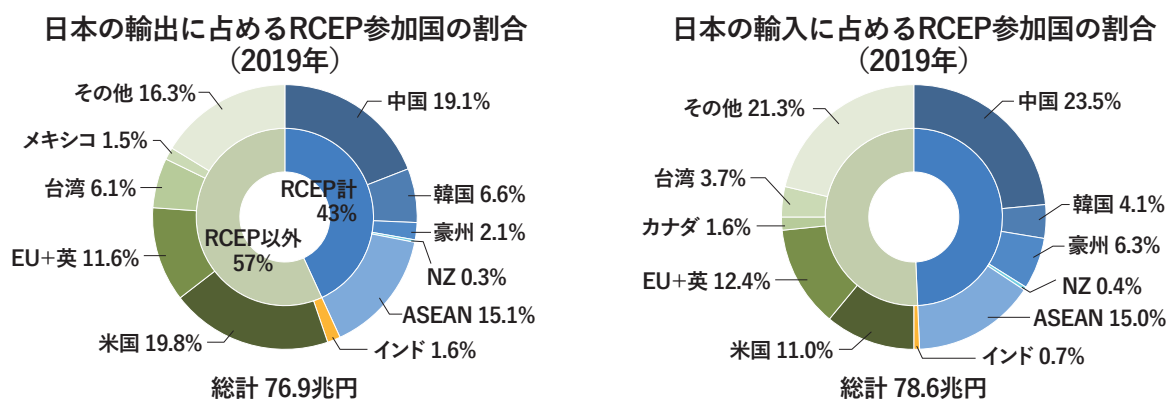
RCEP協定は世界の貿易総額の3割を占める大型協定です。日本にとっては中国、韓国との初のEPAになります。RCEP協定により、締約国間のサプライチェーン構築が容易になります。さらに、RCEP協定では統一された原産地規則が適用されますので、貿易実務の効率化、コスト低減というメリットも期待されます。

1-1 RCEP諸国との通商関係

RCEP協定は、2020年11月にASEAN10カ国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの計15カ国間で署名されました。RCEP協定は世界のGDP、貿易総額、人口の約3割を占める地域の大型協定です。日本の貿易額で見ると、輸出の43.1%、輸入の49.2%をRCEP参

加国が占めています。特に、RCEP協定が日本との初のEPAとなる中国、韓国は日本の主要な貿易相手国であり、輸出額の25.6%（中国19.1%、韓国6.6%）、輸入額の27.6%（中国23.5%、韓国4.1%）と、日本の貿易額の4分の1以上はこの2カ国との貿易です（図表1-1）。

図表1-1 日本の貿易におけるRCEP参加国のシェア（輸出・輸入）



(出所) 外務省資料、財務省貿易統計

【参考】インドのRCEP協定交渉の離脱と今後の加入に向けた特別待遇

RCEP協定はインドを含む16カ国で交渉が開始されました（2012年11月）が、インドは2020年11月の第4回首脳会議でのRCEP協定の署名には参加しませんでした。しかし、将来的なインドのRCEP参加のため、その他の参加国は2020年11月のRCEP首脳会議にて、RCEPがインドに対して開かれていることを共同首脳声明で確認するとともに、「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を発出しました。宣言には、インドが望む場合、①各国はいつでも加入交渉に応じる、②RCEP協定の発効日からインドの加入のために開放される（注:インド以外は発効日の18カ月後から加入可：RCEP協定20.9条で規定した内容）、③RCEPの会合にオブザーバー参加できる、④署名国間により実施される経済協力活動に参加できる、など、インドに対する特別な扱いが明記されています。

また、RCEP協定の発効により締約国内での市場アクセスの大幅な向上が期待されています。今まではASEANプラス1(注)というかたちで、ASEANと日本や中国などの各国が、個別にEPAを締結していました。加えて、日中・日韓間以外では2国間も含めた既存のEPAなどを締結済みでした(図表1-2参照)。しかし、各EPAはもともと別々の協定であるだけでなく、自由化レベルや原産地規則の違いから、面的なサプライチェーンの構築の観点で、非効率的な面があったのは事実です。

この点、RCEP協定では、「累積」規定(53ページ参照)を活用することで、RCEP協定でつながった他の締約国の原産材料を自国原産の材料とみなすことができるため、締約国内でのサプライチェーンの構築がしやすくなります。例えば、日本で製造した原産材料をASEAN構成国に送り、そこで最終産品に加工する場合、当該原産材料

はそのASEAN構成国の原産材料として扱われるため原産地規則を満たすことが容易になります。そして、最終産品が原産地規則を満たせば、日本・ASEANを含む形で結ばれたRCEP協定を利用して中国やオーストラリアへ輸出した際に、RCEP協定税率を活用することができるようになります。

また、これまで仕向け先によって異なるEPAを使っていた場合、それぞれの原産地規則への対応が求められていましたが、RCEP協定締約国内で本協定を利用する際には、統一された原産地規則が適用され、結果として貿易実務面の効率化が進み、コストが低減するというメリットも期待されます。

なお、RCEP協定にはASEAN後発国も参加しています。自由化のみではなく、経済協力という側面があることも同協定の特徴です。

図表1-2 RCEP参加国間の既存EPA(発効済みのもの)

		輸入国														
		日本	中国	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール	ブルネイ	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー
輸出国	日本	—	新規	新規	◎◎	◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎	◎	◎
	中国	新規	—	◎◎	○	○	◎◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	韓国	新規	◎◎	—	○	○	◎◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎◎	◎	◎	◎
	オーストラリア	◎◎	○	○	—	◎◎	◎◎	◎	◎◎	◎◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ニュージーランド	◎	○	○	◎◎	—	◎◎	◎	◎◎	◎◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	シンガポール	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ブルネイ	◎◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	タイ	◎◎	◎	◎	◎◎	◎◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎◎	◎
	マレーシア	◎◎	◎	◎	◎◎	◎◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	インドネシア	◎◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎
	フィリピン	◎◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎
	ベトナム	◎◎	◎	◎◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎
	カンボジア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎
	ラオス	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎
	ミャンマー	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—

(注1) ○は二国間EPA、◎は多国間EPAを指します。

(注2) RCEP参加国間では、日中、日韓間以外では、二国間、多国間の既存EPAが存在。多国間EPAは、例えば、日本・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP協定)など3カ国以上の国が参加する協定を指します。各国間の既存のEPAはジェトロ「世界のFTAデータベース(<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/>)」で調べられます。

(出所) ジェトロ作成

(注) RCEP参加国間でのASEANプラス1の自由貿易に係る協定としては、日本・ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP協定、2008年12月発効)の他、中国・ASEAN自由貿易協定(ACFTA、2005年7月)、韓国・ASEAN自由貿易協定(AKFTA、2007年6月)、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA、2010年1月)があります。

1-2 RCEP協定の全体像、ルールの例

1-2-1 RCEP協定の全体像

RCEP協定のルールは以下の全20章および17の付属書で規定されています。発展段階や制度の異なる多様な国家間での知的財産、電子商取引など幅広い分野について義務規律を規定し、域内での自由で公正な経済秩序の構築に向けた

重要な一歩となるルールを整備しました。本書では、主に協定の第2章「物品の貿易」、第3章「原産地規則」(およびそれらの付属書)に記載されている物品貿易に係る内容を中心に取り上げていますが、次項で特徴的なルールの例を紹介します。

図表1-3 RCEP協定の章構成

RCEP協定における章	内容
第1章 冒頭の規定及び一般的規定	本協定の目的及び一般的定義等
第2章 物品の貿易	個別品目の関税撤廃・削減、その他物品貿易に係るルール
第3章 原産地規則	原産品として認められるための要件、証明手続・制度、累積規定
第4章 税関手続及び貿易円滑化	税関手続の一貫性及び透明性の確保、簡素化、通関の迅速化
第5章 衛生植物検疫措置	衛生植物検疫措置に係る手続の透明性の確保
第6章 任意規格、強制規格及び適合性評価手続	適合性評価手続に係る円滑化、透明性の確保
第7章 貿易上の救済	経過的RCEPセーフガード措置の規定、手続的要件、補償等
第8章 サービスの貿易	サービスの貿易での内国民待遇義務、市場アクセス義務、最恵国待遇義務
第9章 自然人の一般的な移動	人の一時的な入国及び一時的な滞在の許可とその手続
第10章 投資	投資家の権利保護及び投資環境整備、内国民待遇及び最恵国待遇の義務
第11章 知的財産	知的財産権の保護
第12章 電子商取引	電子商取引の促進及びルール
第13章 競争	競争の促進、経済効率及び消費者の福祉向上のためのルール
第14章 中小企業	中小企業の貿易・投資活動への参画支援
第15章 経済協力及び技術協力	締約国間の経済格差縮小のための経済協力及び技術協力
第16章 政府調達	中央政府機関の政府調達に関する手続の透明性確保、協力の促進
第17章 一般規定及び例外	地理的適用範囲、情報提供、行政手続の透明性確保等
第18章 制度に関する規定	RCEP合同委員会の設置、任務及び意思決定の方法
第19章 紛争解決	締約国間の紛争解決のための協議、パネル手続等
第20章 最終規定	協定の効力発生、改正の手続、見直し等

(出所) 外務省資料を基に作成

■ RCEP協定の全文は、外務省ウェブサイトのRCEP協定ページ「協定条文(和文/英文)」で確認が可能です。 ➡ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>

1-2-2 ルールの例

ここでは、物品貿易以外で注目されるルールの例として、税関手続及び貿易円滑化(第4章)、投資(第10章)、知的財産(第11章)、電子商取引(第12章)について取り上げ、どのようなメリットがあるか紹介します。

● 予見可能性高める事前教示制度導入、通関迅速化・手続簡素化も (第4章・税関手続及び貿易円滑化)

RCEP協定の第4章「税関手続及び貿易円滑化」の中では、締約各国における関税法令の適用における予見可能性を高めるとともに、一貫性・透明性のある運用を促す具体的な措置が規定されています。

なかでも、「事前教示」(第4.10条)に関するルールで、輸入予定貨物の関税分類(HS番号)、関税評価(課税評価額)、および原産性の判断等について、輸入国税関が輸入者のみならず、輸出者、または代理人に書面で回答する制度の導入が義務づけられた点が注目されます。

制度の導入のみならず、関税分類・評価・原産性などについて、全ての必要な情報の受領後、可能な限り、90日以内に書面で回答を行う義務や、教示された内容を原則として、少なくとも3年間有効なものとする義務が規定されています。

また、通関の迅速化や税関手続の簡素化という観点から、ユーザー企業にとってメリットの大きい措置として、到着貨物の引き取り許可に関する数値目標が明示されました。一般貨物について可能な限り、貨物の到着後かつ通関に必要な全ての情報の提出後「48時間以内」(第4.11

条)、腐敗しやすい貨物について可能な限り、貨物の到着後かつ引取りの許可のために必要な情報の提出後「6時間未満」(第4.11条)、急送貨物については通常の状態において貨物の到着後かつ引取りの許可のために必要な情報の提出後、可能な場合には「6時間以内」(第4.15条)、の引き取り許可を目指すことが定められました。

なお、協定の附属書(4-A)では、ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ベトナムの8カ国に関して、第4章に規定された一部の措置について、いわば猶予期間としての「約束の実施のための期限」が各国別に定められています。たとえば、貿易実務にかかる電子システムの利用や関連書類等の電子化などの措置(第4.12条)に関する期限では、猶予期間が与えられているカンボジア、ラオス、ミャンマーの3カ国に対して、協定の発効からいずれも「3～5年以内」に導入することが規定されています。これらの猶予期間は、制度導入に向けた国内法の整備や関連インフラの整備を促すという側面で大きな意義を持つと考えられます。

● 投資家の予見可能性を高め、透明性の高い投資環境の実現に貢献 (第10章・投資)

RCEP協定の投資章(第10章)では、投資家の権利の保護、および投資環境整備を通じて、投資家の予見可能性を高め、投資活動を促進するた

めのルールを規定しています。

原則として、締約国の投資家および投資財産に対し、自国の投資家および投資財産に与える

待遇よりも不利でない待遇を与える「内国民待遇」義務、その他の締約国・非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える「最恵国待遇」義務が規定されています。ただし、最恵国待遇義務については、カンボジア、ラオス、ミャンマーおよびベトナムに対しては適用されず、また、他の締約国は同4カ国に対して当該義務を負わないこととなります(第10.4条)。

また、締約国は、カンボジア、ラオス、ミャンマーの3カ国を除き、「特定措置履行要求(パフォーマンス要求)の禁止措置」として、技術移転要求の禁止やロイヤリティ規制の禁止を約束(締約国によっては留保を設けている)していません(第10.6条)。これらの措置禁止の約束は日本・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定や日中韓投資協定を上回る内容(図表1-4参照)となっています。

なお、締約各国は、上述の義務に適合しない現行の措置および将来的に採用する可能性のある上述の義務に適合しない措置(「非適合措置」)については、附属書Ⅲ「サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表」(留保表)

に記載し、義務の適用を留保しています。RCEP協定の投資章では、同留保表に記載のない限り、原則として上述の義務が適用される、いわゆるネガティブリスト方式が採用されています。

締約各国の附属書ⅢのA表(現在留保)に記載した現行の非適合措置については、一旦、投資の制限(例えば、外資比率)等について緩和する改正を行った場合、その後は改正された水準から再び制限的なものへと再改正することは認められないこと(さらに水準を緩和する再改正は認められる)(ラチェット義務)が規定されています。ただし、インドネシア、フィリピン、および後発開発途上国であるカンボジア、ラオス、ミャンマーについては、ラチェット義務ではなく、協定発効日の時点の自由化の程度から悪化させないこと(スタンドスティル義務)が規定されています(第10.8条)。

なお、投資家と国との間の投資紛争の解決のための手続き(ISDS)については、発効時点では盛り込まれず、発効から2年以内に協議を開始し、協議開始から3年以内に結論を得るべく取り組むことが規定されました(第10.18条)。

図表1-4 各協定の投資章の主な規定の比較

		AJCEP協定	日中韓投資協定	CPTPP協定	RCEP協定
参入段階の内国民待遇		留保表作成まで猶予	×	○	○
参入段階の最恵国待遇		再協議	○	○	○(注2)
特定措置履行要求	WTO・TRIMs(現地調達要求、輸出入均衡要求の禁止など)	○	○	○	○
	技術移転要求の禁止	×	「不当又は差別的な措置」は禁止(※要求は可能)	○	○(注3)
	ロイヤリティ規制の禁止	×	×	○	○(注3)
留保表	ネガティブリスト方式の採用	発効後に交渉	×	○	○
	ラチェット義務	再協議	×	○(注1)	○(注4)

(注1) ベトナムはCPTPP協定の発効から3年間は義務免除(ただし、当該義務に反する改正を行う場合、その90日前までに他の締約国にその詳細を連絡する義務があります)。

(注2) カンボジア、ラオス、ミャンマーおよびベトナムは義務免除。

(注3) カンボジア、ラオス、ミャンマーは義務免除。ASEANの多くは留保。

(注4) カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、フィリピンは現状維持義務(スタンドスティル義務)に留まります。

(出所) 経済産業省資料より作成

●知的財産権の保護と行使を強化(第11章・知的財産)

RCEP協定では、知的財産に関してWTO協定などを上回るルールを規定しています。知的財産権の保護については、商標権保護の強化が挙げられます。例えば、広く認識されている商標(周知商標)の条件として、自国・他国で商標として登録されていることを要求することを禁止しました(第11.26条)。これにより、日本企業などが保有する商標について、RCEP締約国において周知商標としての保護を求める場合(例:当該商標と類似した商標の登録の取り消しを求める場合)に、その日本企業などが保有する商標がいずれかの国で登録されていることを要求されることがなくなります。

また、悪意による商標の出願を拒絶し、または登録を取り消す権限を当局に与えることも規定しました(第11.27条)。例えば、日本企業が保有する周知商標と同一または類似の商標についての出願が悪意で行われた場合には、当局がその出願を拒絶または登録を取り消しできることとなります。なお、CPTPPや日EU・EPAなどには、本規定はありません。

その他の知的財産権の保護強化としては、音

商標を保護の対象としたこと(第11.19条)や、物品の一部に具体化された意匠または物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠が保護の対象になることを確認したこと(第11.49条)、インターネット上で公衆に利用可能とされた情報が特許における先行技術や意匠における先行意匠の一部となり得ることを確認したこと(第11.45条、第11.50条)なども挙げられます。

知的財産権の行使に関しては、民事上の司法手続において司法当局が、知的財産権の侵害行為から生じた損害賠償の額を決めるに当たって、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮し、侵害者に対し損害賠償を支払うよう命じる権限を持つことが確保されるようになりました(第11.60条)。さらに、著作権侵害物品または不正商標商品の疑いのある物品について、輸入地の締約国税関の職権による差し止め権限(第11.69条)および、権限のある当局による廃棄命令権限が確保されるようになります(第11.72条)、不正商品に対する取り締まりが強化されることとなります。

●電子商取引にかかる規律の導入(第12章・電子商取引)

各国・地域で市場拡大がみられる電子商取引(Eコマース)において、その域内での取引促進を目指すルール作りが行われました。RCEP協定では、まず、公共政策の正当な目的を達成するために必要な場合や安全保障上の重大な利益の保護に必要な場合を除き、政府が企業に対し、ビジネス実施のために行う情報の越境移転を妨げてはならないことが定められ、国を越えた自由なデータ移転が約束されました(データ・フリーフロー)(第12.15条)。これにより、海外展開している企業や子会社が保有する取引先情報や工場の稼働情報などを本社へデータ移転すること等が原則として妨げられないこととなります。

また、第12.15条と同様の前提で政府が企業に

対し、ビジネス実施の条件として当該国内におけるサーバなどといったコンピュータ関連設備の設置や利用(データ・ローカライゼーション)を求めることも禁止されました(第12.14条)。これにより、クラウド等の利用が可能となり、またサーバ設置にかかる費用・人材の削減につながり、企業にとってコストの負担軽減が期待できます。

こうした規律は、日本企業によるEコマースの利用拡大を促し、海外での競争力強化に貢献すると期待されます。

さらに、その他にも、電子署名については原則として、署名が電子的形式であることのみを理由として法的有効性を否定しない義務(第12.6

条)、Eコマースを利用する消費者を保護することを定める法令を採用または維持する義務(第12.7条)、そして個人情報の保護を確保する法的枠組みを採用または維持する義務(第12.8条)を規定しました。

加えて、必要に応じて利害関係者を交えた「電子商取引に関する対話」を実施することも定められ、電子商取引に関する様々な問題を議論する機会が設けられました。この対話では、デジタル・プロダクトの待遇、ソース・コード開示要求の禁止、金融分野に関するデータ・フリーフローやデータ・ローカライゼーションなどの扱い、反競争的行為やオンライン紛争解決などを議論します(第12.16条)。議論の結果は将来的

な協定見直しにおいてその内容が考慮されます。

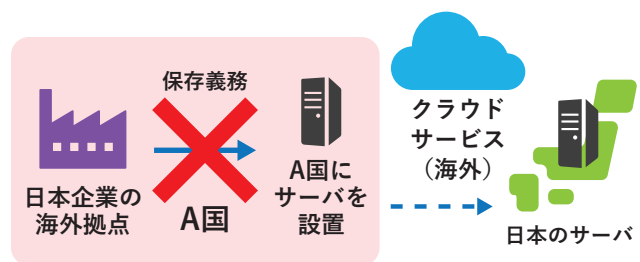
なお、電子商取引章はRCEP協定の紛争解決(第19章)の対象とはならず(第12.17条)、締約国間で協議を行い、意見の相違があればRCEP合同委員会に解決を付託します。一方で、締約国が5年ごとに行う協定見直しの中で第19章の対象分野を変更した場合、合意した締約国間で電子商取引章にも紛争解決が適用されることとなります。

今後、さらにデジタル貿易が進み、デジタル分野における国際的なルールづくりが重要になるため、このようなルールに多国間で合意できたことは成果と言えます。

●データ・フリーフロー (他のRCEP締約国)



●データ・ローカライゼーションの禁止



1-3 RCEP協定における関税撤廃・削減の概要

RCEP協定税率利用の手続面の解説に入る前に、RCEP協定における関税撤廃・削減の効果について概観しておきましょう。物品貿易の関税撤廃率はRCEP参加国全体で91%（品目数ベース）です。特に、日本が中国、韓国と結ぶ初のEPAであることから、これら2カ国との貿易で関税撤廃・削減の効果が期待されます。日本からの輸入品に対する関税は品目数ベースで中国は86%、韓国は83%が撤廃されます。また、すでにEPAを締結・発効している国でも、RCEP協定において、発効済のEPAを上回る関税撤廃・削減が実現される場合もあります。

関税率の引下げ方式は「共通譲許方式」と「個

別譲許方式」があります。共通譲許方式を採用している国は他のRCEP協定署名国すべてに共通の関税率を設定していますが、個別譲許方式を採用している国は貿易相手の署名国ごとに異なる関税率を設定している点に注意が必要です。詳しくは「3-4-2. 関税譲許の方法」をご参照ください。

また、個別譲許時の税率差を利用し、関税率の低い国を利用するという迂回貿易を防止するため、「税率差ルール」が規定されていることもRCEP協定の特徴です。税率差ルールについての詳細は「3-4-4. 税率差ルールおよび税率差特別ルール対象品目」をご参照ください。

図表1-5 RCEP協定の関税撤廃率(品目数ベース)

単位：%

我が国の国別関税撤廃率			他の署名国の我が国に対する関税撤廃率		
中国	韓国	ASEAN構成国 オーストラリア ニュージーランド	中国	韓国	ASEAN構成国 オーストラリア ニュージーランド
86	81	88	86	83	86~100

(出所) 外務省資料より作成

2 HSコードの 特定

2. HSコードの特定

HSコードは輸出入の際に商品进行分类するコード番号のことで、ほぼ全世界で利用されています。RCEP協定税率はHSコードに基づき規定されており、税率を調べる際には、まず該当する商品のHSコードを調べる必要があります。

※本章で例示しているHSコードは2022年1月時点のものです。HSコードは不定期に改定されるため、輸出入取引を行う際には最新のHSコードをご確認下さい。

2-1 HSコードとは

HSコードとは、「商品名の名称及び分類についての統一システム(Harmonized Commodity Description and Coding System)に関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められた、輸出入の際に商品进行分类するコード番号のことで、日本では「関税分類番号」とも呼ばれています。世界税関機構(WCO)が定めた商品分類で、これに基づいて関税率、原産地規則を調べることができるほか、貿易統計にも利用されます。

HSコードの構成は、下記のとおりになっています。

- ①「類(Chapter) 上2桁」(例) 第87類
- ②「項(Heading) 上4桁」(例) 第8708項
- ③「号(Subheading) 上6桁」(例) 第8708.70号
- ④「統計細分(Statistical code) 7桁以降」例：8708.70.000

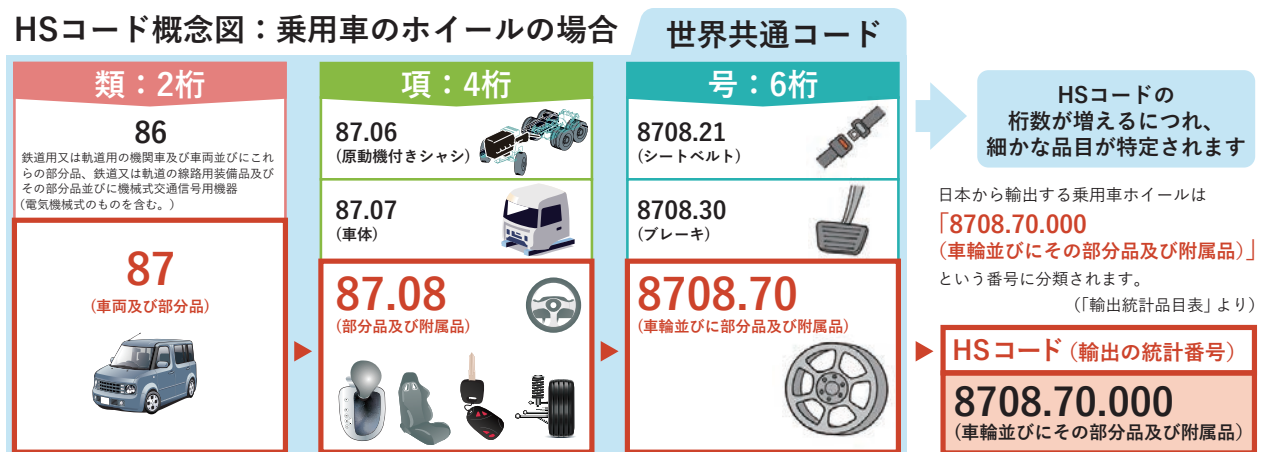
例 **8708.70.000**

類：2桁	統計細分 (下3桁)
項：4桁	
号：6桁	

21部97類で構成されているHSコードは、上2桁、4桁、6桁の順番に製品分類が細分化されていて、上6桁までが世界共通のコードとして利用されます。7桁目以降の数字は統計細分と呼ばれ、国ごとに異なります。日本は統計細分3桁を加えた合計9桁のHSコードを定めています。

RCEP協定では、2012年基準(HS2012)に従って、関税撤廃・削減スケジュールが定められています。HSコード(共通6桁部分)は5年程度に一度改正が行われます。HSコードの改正については、次ページ「(参考)HSコードの改正」をご覧ください。

図表2-1 HSコードの例(自動車部品)



※本書では、関税分類上6桁の他、7桁目以降の各国の統計細分も、便宜上「HSコード」と表記します。

【参考】HSコードの改正

- HSコード（共通6桁部分）は5年程度に一度、改正が行われます。直近では、2022年1月1日に改正が行われ、現在、通常の貿易では2022年基準(HS2022)が利用されます。今回の改正内容には、国連食糧農業機関(FAO)の提案に基づく、食用の昆虫、木材およびその製品の分類明確化を目的とする改正が含まれます。また化学品の分野では、ロッテルダム条約の下で管理されている化合物にかかる改正が行われました。さらにモントリオール議定書が規制するオゾン層破壊物質にかかる改正、バーゼル条約の下で管理されている電気電子機器のくずにかかる改正も行われました。その他、電気たばこ、3Dプリンター、スマートフォンなどの新規商品、また耐火セラミック関連、発光ダイオード(LED)などの技術革新を踏まえた分類明確化も行われました。

改正内容については、以下のリンクをご覧ください。

- ➡ <http://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/nomenclature/instruments-and-tools/hs-nomenclature-2022/ng0262b1.pdf?db=web>

- 2012年基準と2017年基準、2017年基準と2022年基準の相関表については、以下リンクをご覧ください。

- ➡ <https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

- 前項(2-1)のとおり、RCEP協定では2012年基準に従って関税撤廃・削減スケジュールが定められています。HSコードの改正により、RCEP協定で各国が約束した関税撤廃・削減スケジュールに影響することは、原則として、ありません。

一方、各国当局は2022年1月1日のHSコード改正を受け、7桁以降の統計細分を加えた国内品目表の改正を発表しています。日本の輸出入統計品目表も2022年1月1日に改正されました。その他、各国の国内品目表は定期および不定期に改正される場合がありますので、輸出入取引を行う際には、各国の最新のコード情報を確認することが重要です。

2-2 HSコードの調べ方

輸出入申告書に記載するHSコード(日本国内細分)については「輸出統計品目表」、または「実行関税率表」で調べることができます(図表2-2)。一方、RCEP協定税率を利用して日本からRCEP協定締約国に輸出する場合、輸出先となる国のHSコード(国内細分)を調べる必要があります(ただし、前述のとおり、「号(6桁)」までは世界共通)。

■ 輸出統計品目表(税関)

➔ <https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

■ 実行関税率表(税関)

➔ <https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

日本のHSコードは税関のウェブサイトにある輸出統計品目表または実行関税率表で調べることができます。貿易取引の際に必要な輸出申告書に記載する日本国内細分のHSコードは、日本からの輸出申告の場合は「輸出統計品

目表」を、日本への輸入申告の場合は「実行関税率表」を参照します。この他、次ページで紹介する税関の「概況品コード表」や「関税率表解説・分類例規」、日本関税協会が発行している「HS商品インデックス」を使用してHSコードを調べることができます。

ただし、RCEP協定締約国向けに輸出する際、実際にHSコードおよび関税率を決定するのは、輸入国の税関です。この点について、自社製品のHSコードでの分類が特定できない場合、RCEP協定では「事前教示制度(第4.10条)」と呼ばれる確認制度が導入されます。これは、HSコードの分類や原産性判断について、輸出入者等から輸入国税関に事前に書面をもって確認をとることで、輸入国税関の判断を事前に知ることができ、その判断が一定の条件の下で通関時に拘束力を持つ制度です。

図表2-2 輸出統計品目表の見方

	統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit		他法令 Law
	番号 H.S. code			I	II	
項(4桁)	87.01		トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)	品目説明		
号(6桁)	8701.10	000	-- 輪トラクター -- セミトレーラー用の道路走行用トラクター		NO	KG
	8701.21	000	-- ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したもの		NO	KG
国内細分 (7桁以降)	8701.22	000	-- 駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの		NO	KG
	8701.23	000	-- 駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの		NO	KG

※2022年1月時点の表

品目を一般的な名称で記載している「概況品コード表」と具体例を記している「関税率表解説・分類例規」も、HSコードを調べる上で参考になります。

■ 概況品コード表(税関)

➡ <https://www.customs.go.jp/toukei/sankou/code/GH202104e.html>

■ 関税率表解説・分類例規(税関)

➡ <https://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

日本関税協会が発行している「HSコードが誰でも簡単に素早く探せる HS商品インデックス」では、五十音順、関税分類順に、HSコードを調べることができます。

図表2-3 概況品コード表

概況品コード 統計品目番号 対応表			
輸出 EXPORT 2021年			
概況品コード P.C.Code	単位 Unit	概況品目 Articles	輸出品目番号 (HSコード) HS - Code
0		食料品及び動物 FOOD AND LIVE ANIMALS	01, 0201~0208, 0210, 03~04, 07~10, 1101~1107, 1210, 1212.21, 1212.91~1212.99, 1213~1214, 1517, 16~21, 2209, 23
001	NO	生きた動物 LIVE ANIMALS	01
003	MT	肉類及び肉類製品 MEAT AND MEAT PREPARATION	0201~0208, 0210, 1601~1602
005	MT	酪農品及び農卵 DAIRY PRODUCTS AND EGGS	0401~0408
00501	MT	ミルク、クリーム及びバター MILK, CREAM AND BUTTER	0401~0405
007	MT	魚介類及び魚介類製品 FISH AND FISH PREPARATION	03, 1604~1605

図表2-4 関税率表解説・分類例規

	関税率表解説	分類例規	
		国際例規	国内例規
第11部	紡織用繊維及びその製品	○	○
第50類	絹及び絹織物	○	○
第51類	羊毛、縞羊毛、粗野毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	○	○
第52類	綿及び綿織物	○	○
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	○	○
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	○	○
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物	○	-
第56類	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	○	-

品目を一般的な名称で記載している「概況品コード表」は、HSコードを調べる入り口として便利です。税関のウェブサイト上の概況品目とHSコードの対照表を参照し、当該品目が含まれるHSコードを輸出統計品目表で調べることができます。

さらに、税関のウェブサイト上の「関税率表解説・分類例規」を参照すると、各類の詳細が確認できます。例えば、第52類の「5208 綿織物(綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。)」は

次ページのように分類されています(図表2-5)。

例えば、「—漂白していないもの」には、その下に続く「5208.11—平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの」「5208.12—平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの」「5208.13—3枚綾(あや)織り又は4枚綾(あや)織り(破れ斜文織りを含む。)のもの」「5208.19—その他の織物」を含みます。第52類が含まれる「第11部 紡織用繊維及びその製品」の総説にも、詳細な分類の基準が示されています。

図表2-5 関税率表解説・分類例規の例

52.08 綿織物（綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が1平方メートルにつき 200 グラム以下 のものに限る。）

－漂白してないもの

5208.11――平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラム以下のもの

5208.12――平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの

5208.13――3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5208.19――その他の織物

－漂白したもの

5208.21――平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラム以下のもの

5208.22――平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの

5208.23――3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5208.29――その他の織物

－浸染したもの

5208.31――平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラム以下のもの

5208.32――平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの

5208.33――3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5208.39――その他の織物

－異なる色の糸から成るもの

5208.41――平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラム以下のもの

5208.42――平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの

5208.43――3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5208.49――その他の織物

－なせんしたもの

5208.51――平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラム以下のもの

5208.52――平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの

5208.59――その他の織物

この項には、重量が1平方メートルにつき 200 グラム以下で、綿の重量が全重量の 85%以上の 織物を含む（織物については、11 部の総説（I）（C）に記載がある。）。

綿織物には、各種のものがあつて、その特性にしたがつて、衣類、家庭用リネン、寝台覆い、カーテンその他の室内用品等の製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30.05）

(b) 58.01 項の織物

(c) テリータオル地及び類似のテリー織物（58.02）

(d) もじり織物（58.03）

(e) 59.11 項の技術的用途に供する織物

図表2-6 関税分類(HSコードの上2桁)一覧(1類~97類)

第1部	動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類	動物(生きているものに限る。)
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)
第2部	植物性生産品
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第3部	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第4部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品
第5部	鉱物性生産品
第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
第26類	鉱石、スラグ及び灰
第27類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
第6部	化学工業(類似の工業を含む。)の生産品
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第29類	有機化学品
第30類	医療用品
第31類	肥料
第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマシチック並びにインキ
第33類	精油、レジンoid、調製香料及び化粧品類
第34類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第35類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
第36類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第37類	写真用又は映画用の材料
第38類	各種の化学工業生産品
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
第39類	プラスチック及びその製品
第40類	ゴム及びその製品
第8部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第41類	原皮(毛皮を除く。)及び革
第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第43類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第9部	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第44類	木材及びその製品並びに木炭
第45類	コルク及びその製品
第46類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第10部	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
第47類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第49類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

第11部	紡織用繊維及びその製品
第50類	絹及び絹織物
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第52類	綿及び綿織物
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物
第56類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
第57類	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
第61類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
第62類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばら
第12部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
第64類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
第65類	帽子及びその部分品
第66類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
第67類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
第13部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
第68類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第69類	陶磁製品
第70類	ガラス及びその製品
第14部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第15部	卑金属及びその製品
第72類	鉄鋼
第73類	鉄鋼製品
第74類	銅及びその製品
第75類	ニッケル及びその製品
第76類	アルミニウム及びその製品
第77類	(欠番)
第78類	鉛及びその製品
第79類	亜鉛及びその製品
第80類	すず及びその製品
第81類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
第82類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第83類	各種の卑金属製品
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第17部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
第86類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)
第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第89類	船舶及び浮き構造物
第18部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
第91類	時計及びその部分品
第92類	楽器並びにその部分品及び附属品
第19部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第93類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第20部	雑品
第94類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)&及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第95類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
第96類	雑品
第21部	美術品、収集品及びこっとう
第97類	美術品、収集品及びこっとう

3 関税率の調べ方

3. 関税率の調べ方

RCEP参加国の中で、中国・韓国を除く各国は日本とすでにEPAを結んでおり(図表1-2参照)、RCEP協定発効後すぐにRCEP協定税率が最もよい条件になるとは限りません。各税率を比較する方法を整理していきます。

3-1 関税率の種類

日本では、関税率は基本税率、暫定税率、協定税率、GSP特惠税率(一般、特別)、FTA/EPA特惠税率(EPA税率)に分類されます(図表3-1)。

図表3-1 関税率の種類(日本の場合)

基本税率	全ての国・地域に対して適用する税率。全ての品目に設定。
暫定税率	基本税率を暫定的に修正するため、一定期間に限り適用される税率。 約400の品目のみに設定。
協定税率	WTO加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの産品に対して一定率以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率。
GSP特惠税率 (一般・特別)	一般特惠税率：開発途上国・地域に対して適用される税率。約3,500の品目に対してMFN税率以下の税率が設定。
	特別特惠税率(LDC特惠税率)：後発開発途上国に対して適用される税率。
FTA/EPA 特惠税率	自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)を締結している国・地域に対して、それぞれの協定に基づいて適用される税率。

特惠税率は対象となる国の原産品であるなどの条件を満たす場合に限り、協定税率は暫定税率または基本税率よりも低い場合に適用されます。

3-2 関税率を調べる手順

RCEP協定の発効後、RCEP協定税率が最も低い税率になるとは限りません。関税率を調べるにあたって、まずは日本を含めたWTO加盟国からの輸入時に相手国側で一般的に適用される税率である「実行最恵国(MFN)税率」を調べます。

次に、商品の輸出入を行いたい相手国がRCEP協定の国内手続きを終えて締約国になっているかを確認した上で、RCEP協定税率を調べます。RCEP協定税率を適用するためには、RCEP協定締約国の原産品であることが必要となり、原産地規則を満たす必要があります。

さらに、RCEP参加国のうち、中国と韓国以外の12カ国については、日本との間で既存のEPAが存在するため、商品の輸出入を行いたいRCEP締約国に対して適用される他の既存のEPA税率を調べる必要があります(日本以外のRCEP参加国間にも図表1-2のとおり、既存のEPAが存在します)。EPA税率を適用するためには、それぞれの協定で定められた原産地規則を満たした原産品

である必要があります。

カンボジア、ラオス、ミャンマーから日本への輸入には、後発開発途上国・地域に対して適用される特別特惠税率(LDC特惠税率)が適用されます。その他のASEAN構成国の開発途上国から日本への輸入には一般特惠税率が適用される場合もありますので、詳しくは税関ホームページをご参照ください^{*}。約3,500の品目に対してMFN税率以下の税率が設定されています。適用するには当該国の原産品である必要があり、原産地証明書の添付などの法令に定められている適用条件に従う必要があります。

MFN税率、GSP特惠税率(日本への輸入の場合)、RCEP協定税率、既存のEPA税率を全て比較した上で、RCEP協定税率が最も低い場合には、RCEP協定を利用するという流れになります。

■税関HP

▶ https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

3-3. 通常適用される税率(MFN税率)を調べます → 24ページ

HSコードに基づき、輸出相手国で通常適用される税率(MFN税率)を調べます。

WTO加盟国からの輸入に適用される税率

3-4-1. RCEP協定税率を調べます → 26ページ

HSコードに基づき、RCEP協定税率を調べます。

RCEP協定の締結以前に、日本がEPAを締結している国については、EPAを利用した場合の方が税率が有利になる可能性があります。

3-5. その他のEPA税率を調べます → 34ページ

HSコードに基づき、既存のEPA税率を調べます。

3-6. 通常適用される税率(MFN税率)とRCEP協定税率、EPA税率を比較します

→ 35ページ

MFN税率とRCEP協定税率、既存のEPA税率を比較し、RCEP協定税率がより低い場合にはRCEP協定税率の利用を検討してください。

3-3 通常適用される税率(MFN税率)を調べる

MFN税率は、国や品目、関税削減スケジュールによって税率が変わる可能性がありますので、定期的な確認が必要です。一番確実な確認方法は、輸出相手国税関が公表している情報を参照することです。各国の公表情報源については、ジェットロウェブサイトの「国・地域別情報」でも紹介しています。

また、米国のFedEx Trade Networksが提供している「World Tariff」データベースもご利用い

ただけます。ジェットロのウェブサイト経由で登録いただくことで、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。「World Tariff」の使い方については、36ページの参考画面をご覧ください。

輸出先とHSコードを入力すると、各国の税率が分かる利用しやすいデータベースです。ただし、公式情報ではありませんので、できるだけ各国当局の情報を併せて参照するようにしてください。

① 輸出相手国税関の公表資料を調べる（または直接問い合わせる）

RCEP参加国の関税情報源リンク集

国名	URL
ブルネイ	https://bdnsw.mofe.gov.bn/Pages/RoyalCustomsExciseDepartment.aspx
カンボジア	https://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/trade_03.html
インドネシア	https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/trade_03.html
ラオス	https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/trade_03.html
マレーシア	https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/trade_03.html
ミャンマー	https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/trade_03.html
フィリピン	https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/trade_03.html
シンガポール	https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/trade_03.html
タイ	https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/trade_03.html
ベトナム	https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/trade_03.html
中国	https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/trade_03.html
韓国	https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/trade_03.html
オーストラリア	https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/trade_03.html
ニュージーランド	https://www.jetro.go.jp/world/oceania/nz/trade_03.html

② 「World Tariff」のサービスを利用して調べる→使い方は36ページ

➔ <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

■「World Tariff」とは

世界約178カ国・地域の関税率を検索できるデータベースです。提供元のFedEx Trade Networksとジェットロとの契約により、**日本の居住者はどなたでも無料で利用**できます。輸出先別、品目別に、実行最恵国(MFN)税率に加えてEPA税率などの特惠税率を調べることができます。また、輸入時にかかる諸税(付加価値税・売上税・酒税など国により様々)も調べることができます。

■注意

実際に輸出をする際には、「World Tariff」で調べるだけでなく、現地の輸入者などを通じ、輸出先国の税関にもご確認をお願いします。

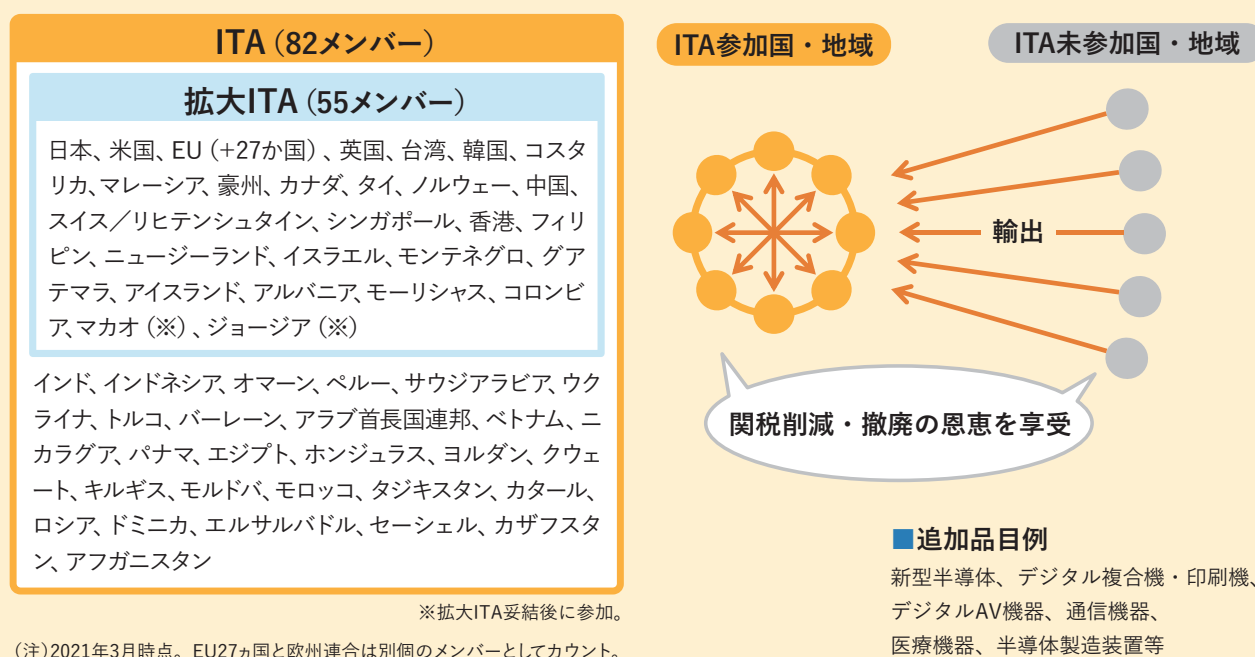
※「World Tariff」において、RCEP協定税率は、2022年1月時点では未反映となります。

【参考】情報技術協定(ITA : Information Technology Agreement) について

ITAとは、IT製品の関税撤廃などによる貿易拡大を目的に、1997年に発効された有志国による複数国間協定です(図表3-2)。これにより、コンピュータ類、半導体などの関税撤廃が合意されました。その後、技術進展による新商品等の品目に対応するために対象品目の拡大交渉が行われ、2015年に201品目(図表3-2 追加品目例)について合意されました。2021年3月時点で82のメンバーが参加し、対象品目の世界貿易額の90%以上をカバーしています。

なお、本協定の成果は、参加メンバー間だけでなく、WTOに加盟しているITA未参加メンバーがITA参加メンバー向けに輸出する場合にも恩恵を受けることができます。

図表3-2 ITAの仕組み



3-4-1 RCEP協定税率を調べる ～譲許表の見方～

「譲許表 (Schedule of Tariff Commitments)」は、個別品目の関税の撤廃・削減の方法や、スケジュールが定められた表です。RCEP協定署名国ごとに作られており、輸出をする場合はその輸出先国の譲許表を確認します。

RCEP協定税率を調べる場合、輸入国側の「譲許表」を個別に参照する必要があります。譲許表は関税撤廃・削減スケジュールをまとめた表で、条文の附属書 (Annex I) として掲載されています。

譲許表に記載のある事項は図表3-3のとおりです。左から見ると、まず、関税分類 (Tariff Line) を示す①HSコードの記載があり、その右に該当コードが示す②品目名 (Description) が記載されています。その右に関税削減の基準となる③基準税率 (ベースレート : Base Rate) が掲載されています (交渉中に定められた2014年1月1日時点の実行最恵国 (MFN) 税率のため、現在のMFN税率と

は異なる場合があります。現在のMFN税率がベースレートより低い場合、RCEP協定税率がMFN税率より高くなる可能性があります (注意が必要です)。その横に、④N年目の関税率が記載されており、何年後に関税が撤廃・削減されるのかを確認することができます (N年目の数え方については、33ページの「参考 : RCEP協定の発効要件と関税撤廃スケジュール」参照)。また、単一の譲許表の中で譲許税率を個別に設定している場合は、譲許表の最も右側にある⑤備考 (Remarks) 欄を参照すれば、国別の譲許内容の違いが分かるようになっています。

図表3-3 例 : 日本の譲許表

Tariff Line	Description	Base Rate	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 17	Year 18	Year 19	Year 20	Year 21 and Subsequent Years	Remarks
① 720230.000	② Ferro-silico-manganese	③ 2.5 %			④ 2.0 %	1.9 %	Free	Free	Free	Free	Free	⑤ Treatment for ASEAN, Australia, Korea, and New Zealand
720230.000	Ferro-silico-manganese		U	④ 注2	U	U	U	U	U	U	U	Treatment for China

①HSコード
輸出入時の商品分類番号。まずはこの番号を特定し、関税率や原産地規則を調べます。RCEP協定ではHS2012版の関税分類を使用しています。

②品目名
関税分類の品目名が記載されています。

③基準税率 (ベースレート)
関税の撤廃または削減の基準となる税率です。RCEP協定では2014年1月1日時点の実行最恵国 (MFN) 税率を使います。

④N年目税率
それぞれの年の関税率が記載されています。何年後に関税が撤廃・削減されるのかを確認することができます。

⑤備考
国別の譲許内容の違いが記載されています。

注1: 税率の欄に「Free」の記載がある場合は、無税であることを表す。
注2: 税率の欄に「U」の記載がある場合は、RCEP協定において関税撤廃・削減の対象外となっていることを表す。

(注1) 税率の欄に「Free」の記載がある場合は、無税であることを表す。

(注2) 税率の欄に「U」の記載がある場合は、RCEP協定において関税撤廃・削減の対象外となっていることを表す。

3-4-2 関税譲許の方法

RCEP協定における各国の関税譲許の方法は、署名国に一律な譲許税率を設定する「共通譲許」を採用する国と、譲許税率を署名国ごとに個別に設定する「個別譲許」を採用している国があります。「個別譲許」では、譲許表の形式とし

て、税率を異にする国ごとに譲許表を定める方法(下図2a)と、単一の譲許表を定め、その備考(Remarks)欄等に国別の譲許内容の違いについて明記する方法(同2b)があります(図表3-4)。

図表3-4 RCEP協定における各国の関税譲許の方法

1. 共通譲許 (全署名国に同じ税率を設定)	2. 個別譲許(税率差あり)	
	2a. 署名国によって異なる譲許表を設定	2b. 単一の譲許表を設定し、備考欄等で国別の譲許内容の違いについて明記
ブルネイ カンボジア ラオス マレーシア ミャンマー シンガポール オーストラリア ニュージーランド	インドネシア ベトナム 中国 韓国	タイ フィリピン※ 日本

※フィリピンについては、共通譲許の譲許表に加え、国別に譲許の内容が異なる一部の品目については、当該品目の譲許内容のみを記載した国別の譲許表があります。国別譲許の対象となる品目については、共通譲許の譲許表の各品目の備考欄に対象国についての注釈があり、共通譲許の対象とならない国は国別の譲許表を確認する必要があります。

3-4-3 注意すべき例外的な事項

RCEP協定の譲許表には、以下のような例外的な扱いを定めた項目があるので、注意が必要です。

図表3-5 各国の注意すべき例外的な事項

国名	注意事項
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲許表上のノンリニア品目(※)は見直し対象品目であり、見直しは協定発効日から3年以内に完了する。特段の合意がなければ、全ての対象品目は見直し完了後3年以内に、毎年均等の率での関税削減(リニア削減)が開始される(注1)。 ※ノンリニア品目とは、協定発効日から毎年均等に関税削減される品目ではなく、非線形に関税が削減される品目。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲許表上のノンリニア品目は見直し対象品目であり、見直しは協定発効日から3年以内に完了する。特段の合意がなければ、全ての対象品目は見直し完了後3年以内に、毎年均等の率での関税削減(リニア削減)が開始される(注1)。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲許表上のノンリニア品目は見直し対象品目であり、見直しは協定発効日から3年以内に完了する。特段の合意がなければ、全ての対象品目は見直し完了後3年以内に、毎年均等の率での関税削減(リニア削減)が開始される(注1)。 ● 熱間圧延コイル(HRC)および冷間圧延コイル(CRC)の関税率は、国内でHRCやCRCが安定的に生産されていると投資委員会(Board of Investments: BOI)が判定し、関税および関連事項委員会(Committee on Tariff and Related Matters)によって承認されると、7%に戻る(注2)。 ● 大統領令(Executive Order)第877-A「包括的自動車開発プログラム(Comprehensive Motor Vehicle Development Program)」第2条により、中古車の輸入は特定の例外を除き禁止されている。また、例外的に中古車を輸入する際には、貿易産業省輸入業務局から輸入許可を取得する必要がある(注2)。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ● OEM(Original Equipment Manufacturing)の対象となる関税分類に基づく製品は、以下の場合にのみ優遇関税が適用できる。また、その認証はタイ政府が指定する当局が管理する(ただし、譲許表の備考欄で「unbound for国名」と表示されている国は、関税譲許の対象外)(注3)。 (a) HSコード87.02~87.05に分類される自動車の製造業者によって、それら自動車の組立の用途で輸入されたもの。 (b) HSコード87.02~87.05に分類される自動車部品・付属品の製造業者によって、それら自動車部品・付属品の組立の用途で輸入されたもの。

注1: この項目は、RCEP協定の「Annex I Schedules of Tariff Commitments」にあるインドネシア、マレーシア、フィリピン各国の「HEADNOTES」に記載。

注2: この項目は、RCEP協定の「Annex I Schedules of Tariff Commitments」にあるフィリピンの譲許表「Section A Common Concession」の末尾に記載。

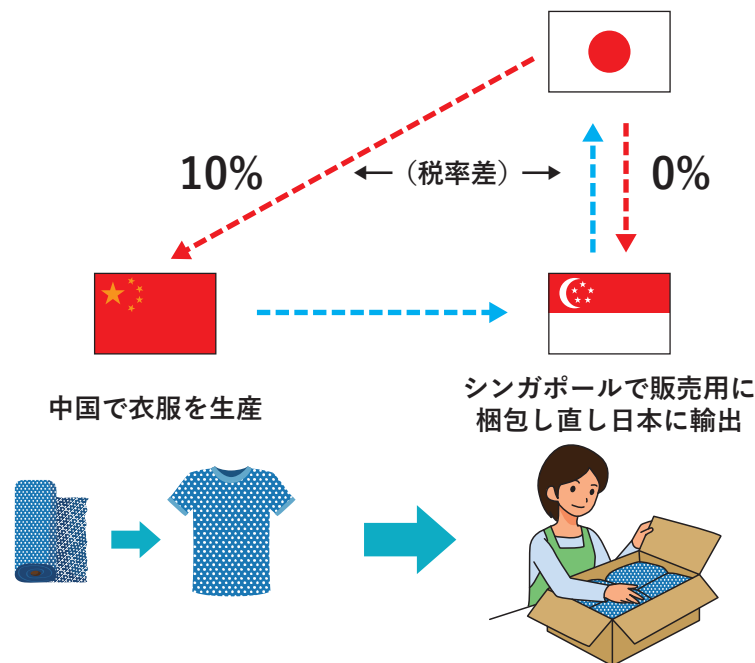
注3: この項目は、RCEP協定の「Annex I Schedules of Tariff Commitments」にあるタイの「HEADNOTES」に記載。

3-4-4 税率差ルールおよび税率差特別ルール対象品目

譲許税率を締約国ごとに設定する国(個別譲許している国)の場合、輸入国は原則として物品の輸出国に応じた譲許税率を適用することになっています。したがって、意図的に低税率の締約国を経由して輸出する(いわゆる「迂回輸出」)も想定されます。それを防ぐためのルールが「税率差ルール」です。たとえば、下の図表のように、中国で衣服を生産し、最終的に日本が輸入

する場合、中国に対して日本が10%の関税を課しているため、日本が関税を免除しているシンガポールへ中国から一旦輸出(迂回輸出)し、シンガポールで梱包し直して日本に輸出するとします。しかし、この場合、「税率差ルール」に基づき、シンガポールの0%の税率ではなく、中国の10%の税率が適用される場合があります。この「税率差ルール」について、次に解説します。

図表3-6 税率差ルールのイメージ



(出所) 経済産業省「RCEP協定の概要について」

「税率差ルール」は「第2章 物品の貿易(CHAPTER 2 TRADE IN GOODS)」の「第2.6条 関税率の差異(Article 2.6 Tariff Differentials)」で定められています。

税率差ルールの対象となる原産品は、輸出締約国がRCEP原産国であれば当該輸出国に対する税率を適用するのが基本ルールです。RCEP原産国とは「原産品としての資格を取得した締約国」と定義されます。したがって、当該原産品が輸出締約国で原産地規則を満たしたのであれば、その輸出締約国がRCEP原産国となります。ただし、原産地規則のうち「原産材料のみから生産される産品」の基準(44ページ参照)を用いて生産する場合、「軽微な工程」以外の生産工程が輸出締約国で行われた場合に限り、当該輸出締約国がRCEP原産国となります。

ここで、「軽微な工程」とは、輸送または販売のための産品の包装などを意味し、原産性の資格の取得が認められないミニマルオペレーション(52ページ参照)と同じ工程が対象とされています。図表3-6で輸出締約国であるシンガポールの税率が適用されない場合というのは、シンガポールでの生産行為が「軽微な工程」に該当し、協定上の原産品であってもシンガポールがRCEP原産国とはならない場合です。

さらに、一部の品目については、輸出締約国がRCEP原産国とされるための追加的な要件

(具体的には、輸出締約国で原産品の価額の総額の20%以上の付加価値を付すこと)が課せられます。対象となる品目は国ごとに別途、定められています。対象品目のHSコードや追加要件が課される期間(実質的に税率差が生じる期間と同義)などは、協定文(英文)の「Annex I Schedules of Tariff Commitments」に国別に「Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials)」として掲載されています。ちなみに、各国の対象品目数と主な対象品目事例は図表3-7のとおりです。

上述のルールにより輸出締約国が直ちにRCEP原産国とならない場合には、当該原産品の生産に使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国がRCEP原産国となり、当該締約国に対するRCEP協定税率を適用します。

税率差品目に対するこれらのルールを適用して、RCEP原産国を特定することは事業者にとって事務的な負担となることが考えられます。このため、輸入者は、上記のルールを適用せずに、対象原産品において、①生産に使用された原産材料を提供した国のうち最も高い税率、②締約国に適用される中で最も高い税率のいずれかを選択して適用し(ただし、前者は原産材料の提供国を証明できる場合に限られます)、RCEP協定税率の申請を行うことができます。

図表3-7 各国の税率差特別ルール対象品目リスト

	品目数	主な対象品目
日本	100	農産品、皮革、履物
中国	82	綿糸、オートバイ、機械類、農産品等
韓国	99	自動車、自動車部品、機械類、農水産品等
インドネシア	99	鉄鋼、自動車、化学等
タイ	98	機械類、鉄鋼、農水産品等
フィリピン	41	ゴム、エアコン、ゴム製品、野菜等
ベトナム	100	オートバイ、自動車部品、ガラス、農水産品等

(※) マレーシアは、インドのみを特殊ルールの適用対象とし、具体的な品目の提示を保留。それ以外の7カ国(豪州、NZ、シンガポール、ブルネイ、ミャンマー、カンボジア、ラオス)は共通譲許を採用。上記の品目数はHS2012基準の関税分類に基づく。

(出所) 経済産業省「RCEP協定の概要について」

3-4-5 関税率の計算方法

関税には、①物品の価格に応じて一定割合が課されるもの(従価税)、②価格にかかわらず、輸入品の個数、重量などによって課されるもの(従量税)があります。譲許表では、従価税は「%」のように割合で、従量税は「yen/kg」のように金額で表示されます。

POINT：従価税と従量税とは？

■従価税

「●%」のように割合で示され、輸入品の「価格」に比例して関税額が算出されるものです。

■従量税

「1kg当たり●円」のように金額で示され、輸入品の個数、容積、重量などの「数量」を基準として関税額が算出されるものです。

図表3-8 従価税と従量税(例：日本の譲許表)

Tariff Line	Description	Base Rate	Year 1	Year 2	Year 3
	1 Mixtures of animal fats and oils and their fractions, partly or wholly hydrogenated, inter-esterified, re-esterified or elaidinised, whether or not refined, but not further prepared, not otherwise prepared				
151790.110	(1) Partly or wholly hydrogenated, inter-esterified, re-esterified or elaidinised		Free	Free	Free
151790.190	(2) Other	6.4 %	5.8 %	5.2 %	4.7 %
	2 Mixtures of vegetable fats and oils and their fractions, partly or wholly hydrogenated, inter-esterified, re-esterified or elaidinised, whether or not refined, but not further prepared, not otherwise prepared				
151790.210	(1) Partly or wholly hydrogenated, inter-esterified, re-esterified or elaidinised		Free	Free	Free
151790.290	(2) Other	13.20 yen/kg	13.20 yen/kg	13.20 yen/kg	13.20 yen/kg

— 従価税

— 従量税

【参考】各国の譲許表のリンク

各国の譲許表(英文)は、「Annex I Schedules of Tariff Commitments (附属書 I 関税に係る約束の表)」に掲載されています。「General Notes (一般的注釈)」には、各国共通の注釈として、国によって異なる「年」の定義などが書かれています。その後、国別に、全品目共通の注釈が書かれた「HEADNOTES (注釈)」と、品目別の譲許税率が記載された「Schedule of Tariff Commitments (譲許表)」が掲載されています。

図表3-9 各国の譲許表へのアクセス方法

外務省ウェブサイトで「RCEP」を検索すると、「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定|外務省」がヒットします。それをクリックすると、下の画面が出てきます。

外務省ウェブサイト

会見・発表・広報

外交政策

国・地域

海外遊航

トップページ > 外交政策 > 経済外交 > 経済上の利益の確保・増進 > 自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA) > 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

協定条文の「英文」をクリックすると、英語の画面が出てきます。画面の中ほどに「Annex I Schedules of Tariff Commitments」が出てきます。

RCEP協定(概要)

- RCEP協定概要(PDF)
- RCEP協定に関するファクトシート(PDF)
- 各省所管品目の詳細
 - 財務省所管品目(PDF)
 - 農林水産省所管品目(PDF)
 - 経済産業省所管品目(PDF)
- RCEP協定の要約(仮訳)(PDF)/英文(PDF)
- RCEP協定の経済効果分析(PDF)
- RCEP協定に係る関税削減率・削減額及び関税支払減少額(PDF)

協定条文(和文/英文)

現在までの経緯

Chapter 20 Final Provisions_(PDF)

Annex I Schedules of Tariff Commitments

General Notes_(PDF)

AUSTRALIA

- HEADNOTES_(PDF)
- Schedule of Tariff Commitments: Australia_(PDF)

BRUNEI DARUSSALAM

- HEADNOTES_(PDF)
- Schedule of Tariff Commitments: Brunei Darussalam_(PDF)

国別に「HEADNOTES」(注釈)、「Schedule of Tariff Commitments」(譲許表)が出てきます。税率を確認したい国を選択して下さい。

※協定条文の和文には各国の譲許表は掲載されていないので、ご注意ください。

【参考】RCEP協定の発効要件と関税撤廃のスケジュール

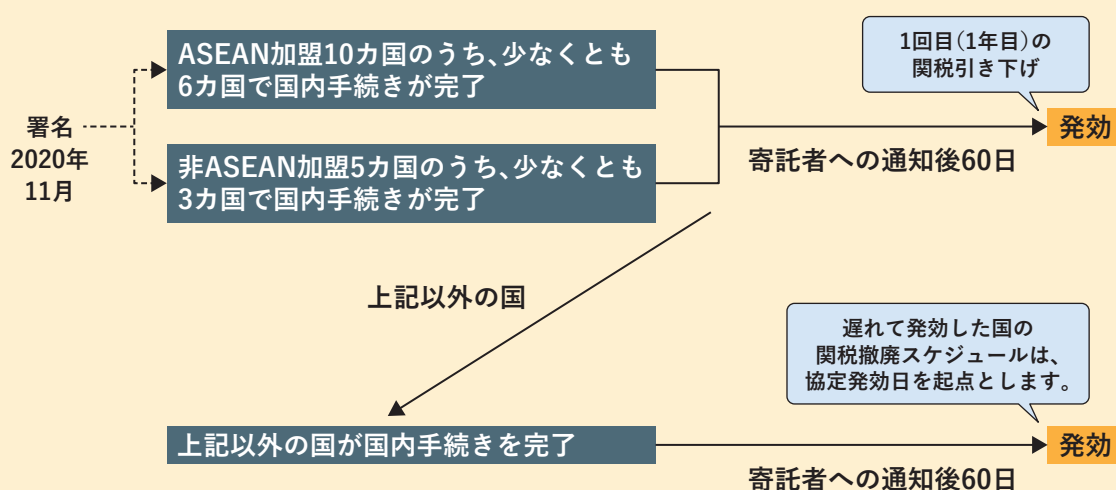
RCEP協定の発効の条件については、「20章 最終規定 第20・6条 効力発生 (CHAPTER 20 FINAL PROVISIONS Article 20.6: Entry into Force)」で、少なくとも6カ国のASEAN構成国の署名国と、少なくとも3カ国の非ASEAN構成国の署名国が批准書、受託書または承認書（以下、批准書等）を寄託者に委託した日の60日後に、批准書等を寄託した署名国について効力を生ずると規定しています。ここで「寄託者」とはASEAN事務局長を指します。

また、発効日までに寄託を行わなかった署名国については、批准書等を寄託者に寄託した日の60日後に、当該署名国について効力を生ずると規定しています。

2021年11月2日付で、オーストラリア、ニュージーランド両国が寄託したことで、これまでに批准書等を寄託済みの日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国と合わせて発効要件が充足され、2022年1月1日にこれら10カ国で発効しました。また、2021年12月3日には韓国も寄託を終え、韓国についてもRCEP協定が2022年2月1日に発効しました。さらに、2022年1月17日にマレーシアも寄託を終え、2022年3月18日にマレーシアについてもRCEP協定が発効予定です。残りの国については、批准書等を寄託した国より逐次、寄託した日の60日後にRCEP協定の適用対象となります。

RCEP協定の関税撤廃スケジュールは、協定発効日(2022年1月1日)に1回目(1年目)の引下げが始まります。2回目(2年目)は、日本、インドネシア、フィリピンが発効日から最初の4月1日、それ以外の12カ国が最初の1月1日に引き下げ、以降、毎年4月1日または1月1日にそれぞれ引下げが行われます。RCEP協定の発効後に締約国となった国(遅れて発効した国)が適用する関税撤廃のスケジュールも、協定の発効日に効力が生じたものとみなします(附属書 I 関税に係る約束の表 一般的注釈5 (ANNEX I SCHEDULES OF TARIFF COMMITMENTS GENERAL NOTES 5))。

図表3-10 RCEP協定発効および国内手続きの完了遅延国の関税撤廃削減スケジュール



3-5 その他のEPA税率を調べる

日本は、中国、韓国を除く12カ国とは既にEPAが発効していますので、それぞれのEPA税率も調べる必要があります(図表3-11)。

例えば、ベトナム向け輸出を考える場合、日

ベトナムEPA税率、日本・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定税率、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な(CPTPP)協定税率と比較する必要があります。

図表3-11 日本とRCEP協定参加国との既存EPA発効状況

	二国間EPA	AJCEP協定	CPTPP協定	備考
ASEAN10カ国				
ブルネイ	2008年7月発効	2009年1月発効	未発効	
カンボジア		2009年12月発効		GSP(一般特惠関税制度)対象国*
インドネシア	2008年7月発効	2010年3月発効 (2018年3月実施)		GSP(一般特惠関税制度)対象国
ラオス		2008年12月発効		GSP(一般特惠関税制度)対象国*
マレーシア	2006年7月発効	2009年2月発効	未発効	
ミャンマー		2008年12月発効		GSP(一般特惠関税制度)対象国*
フィリピン	2008年12月発効	2010年7月発効		GSP(一般特惠関税制度)対象国
シンガポール	2002年11月発効、2007年 9月改正議定書発効	2008年12月発効	2018年12月発効	
タイ	2007年11月発効	2009年6月発効		
ベトナム	2009年10月発効	2008年12月発効	2019年1月発効	GSP(一般特惠関税制度)対象国
中国				
韓国				
オーストラリア	2015年1月		2018年12月発効	
ニュージーランド			2018年12月発効	

(注)備考欄は2021年6月時点の情報。備考の*印はLDC(特別特惠受益国)を示す。

3-6 MFN税率とRCEP協定税率、EPA税率を比較する

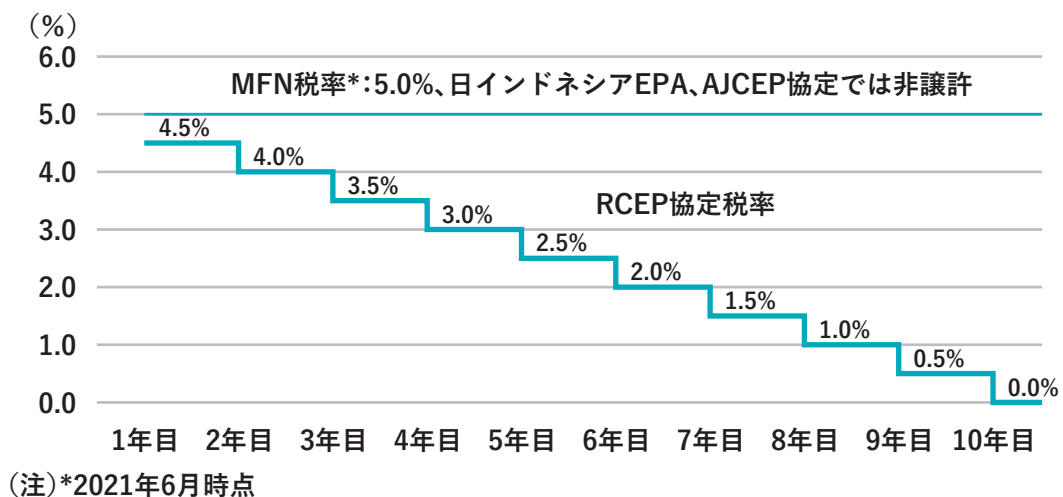
MFN税率とRCEP協定税率、既存のEPA税率を比較し、RCEP協定税率がより低い場合にRCEP協定の利用を検討して下さい。

実際に具体例をみてみましょう。日本とインドネシアの間の既存のEPAとして、日・インドネシアEPA、日本・ASEAN間のAJCEP協定があります。アルミニウム製の管用継手(HS7609.00.00)を日本からインドネシアに輸出した場合を考えてみましょう。インドネシアの

アルミニウム製の管用継手のMFN税率は5.0%ですが、既存の日・インドネシアEPA、AJCEP協定では、アルミニウム製の管用継手は譲許除外(関税撤廃・引下げの対象外)となっていますので、税率は通関時点のMFN税率が適用されます。一方、RCEP協定では毎年、税率が段階的に引き下げられ、発効10年目に関税が撤廃されます。よって、RCEP協定税率を利用する方が有利になります。

図表3-12 税率比較のイメージ

例：インドネシアのアルミニウム製の管用継手(HS7609.00.00.00)



【参考】「World Tariff」の使い方

日本国内居住者の方は事前にユーザー登録をすれば、どなたでも無料でご利用できます。

ジェトロのウェブサイト経由で登録いただくことで、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。登録・ログイン後、「HS Number Search」を選択すると②の画面が表示されます。

輸出先、HSコードを上2桁→上4桁の順に項まで選択します。

下に表示されるHSコード一覧から該当コードを選択すると、輸出国別の関税率(③参照)が表示されます。

「World Tariff」画面イメージ

①ユーザー登録・ログイン

以下のURLにアクセス

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

② ログイン後の検索画面

乗用車 (HSコード: 8703) を検索した場合

輸出先を選択

類 (HSコード上2桁) を選択

項 (HSコード上4桁) を選択

HSコードを選択して検索

テキストで検索

HSコードを入力して検索

HSコード	品目の詳細 (Description)	単位	MFN税率
8703	MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:		
8703.10.01	With an electric motor, other than those falling under subheading 8703.10.02	piece	15%
8703.10.02	Golf carts	piece	15%
8703.10.99	Other	piece	15%
8703.21.01	Three-wheeled motorcycles, with differential and reverse gears, of the type known as all-terrain vehicles	piece	15%
8703.21.02	Used, other than those of subheading 8703.21.01	piece	50%
8703.21.99	Other	piece	20%
8703.22.01	Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02	piece	20%

クリックして輸出国別の関税率を表示 (③へ)

③ 輸出国別の関税率表示画面

1,000cc以上、1,500cc以下の乗用車 (HSコード: 8703.22.01) を選択した場合

原産国毎の最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Afghanistan	20%	MFN Applied
Jamaica	20%	MFN Applied
Japan	Free	Mexico-Japan Free Trade Agreement

原産地規則を表示

Agreement Specific Rules of Origin

Commodity Description

8703 MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:

8703.22 -- Other vehicles, with spark-ignition internal combustion reciprocating piston engine:

8703.22.01 --- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc; other than those of subheading 8703.22.02

Mexico Rules of Origin

8703.21-8703.90 A change to subheading 8703.21 through 8703.90 from any other heading, provided there is a regional value content of not less than 65 percent.

注釈及び各年のEPA税率を表示

Commodity Description

MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:

8703.22.01 --- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02

With a quota certificate issued by the Secretary of the Economy - Free

Free - with quota

Economy

JP-MX 1 87

Base rate 30%

2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011

25.7% 21.4% 17.1% 12.9% 8.6% 4.3% Free

JP-MX

Quota: Within a quota of vehicles classified under 8703.22.01 sold in Mexico during the previous year - Free

The quota shall be eliminated as of January-1, 2011.

例えば日本から輸出をする場合は、Japanを参照します。

最も低い関税率が表示され、右欄にその関税率の内容(MFN税率適用か、既存のFTA/EPA税率適用か)が示されます。さらに書類マークをクリックすることで、原産地規則や関税率に関する注釈、各年のFTA/EPA税率などが表示されます。

【参考】課税標準について

輸入関税の課税価格である課税標準の計算は、各国の規定に基づいて、原則として輸入貨物の取引価格をベースに算出されます。

多くの国では課税標準の課税基礎額として、保険料・運賃込み価格(CIF価格)が採用されていますが、RCEP協定参加国のうちオーストラリアとニュージーランドでは本船渡し価格(FOB価格)が採用されています。

図表3-13 各国の課税基礎額

	課税標準
ASEAN10カ国	
ブルネイ	CIF
カンボジア	CIF
インドネシア	CIF
ラオス	CIF
マレーシア	CIF
ミャンマー	CIF
フィリピン	CIF
シンガポール	CIF
タイ	CIF
ベトナム	CIF
中国	CIF
韓国	CIF
オーストラリア	FOB
ニュージーランド	FOB
日本	CIF

4 原產地規則

4. 原産地規則

RCEP協定税率を利用するためには、産品がRCEP締約国の原産品であることが必要です。産品が原産品であるかどうかを判断する規則が、原産地規則です。RCEP協定においてどのような産品が原産品と認められるのかについて、そのルールを解説します。

4-1-1 原産地規則の概要

◆原産地規則と原産品

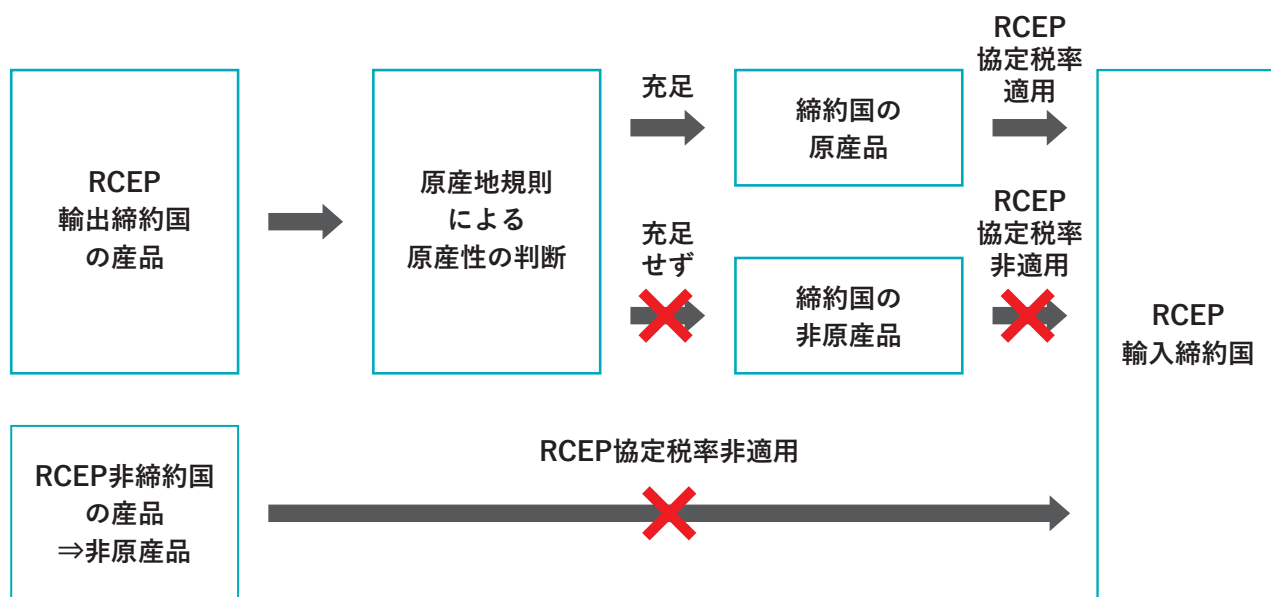
原産地規則とは産品が締約国の原産品として認められるための要件について定めたものです。

産品がRCEP協定税率の適用を受けるためには、その産品が原産品 (Originating Good) である必要があります。原産品として認められるには、原産品としての資格を得るための要件を満たさなければなりません。この産品の原産品としての資格を判断するためのルールが原産地規則 (Rules of Origin) です。原産地規則を満たさない産品は非原産品 (Non-Originating Good) とさ

れます。

例えば、以下の図において、RCEP締約国で生産されて、原産地規則を満たした産品は原産品として、他のRCEP締約国に輸入される際にRCEP協定税率の適用を受けられます。しかし、RCEP締約国で生産されても、原産地規則を満たさない場合は非原産品となり、RCEP協定税率の適用を受けることはできません。また、RCEP締約国外の国 (非締約国) で生産された産品は、当然にして非原産品ですのでRCEP協定税率の適用を受けることができません。

図4-1 原産地規則の概要



このほか、原産地規則には、RCEPの非締約国で生産された産品が、RCEP締約国を経由してRCEP締約国に輸入され、不当にRCEP協定税率

の恩恵を受けることを防ぐ意味合いもあります (迂回防止)。

◆ 締約国原産と協定原産

RCEP協定の原産地規則の大きな特徴として「締約国原産」の考え方を採用しています。これは、製品の原産性が輸出締約国ごとに認定されるというものです。例えば、以下の図において、締約国Aの原産品が他の締約国Bに通関されて持ち込まれる際には、締約国BでRCEP協定税率の適用を受けることができます。しかし、それを今度は、他の締約国Cに輸出する場合、B国で改めて原産地規則を満たして、B国で原産品としての資格を得ないと、C国でRCEP協定税率の適用を受けることができません(注)。

これに対して、一部のEPAでは「協定原産」という考え方が採用されています。協定原産の場合は、そのEPAの原産地規則を満たした製品は「協定原産品」として取り扱われ、EPA域内で貿易される場合においては、輸出締約国ごとに追加的に原産地規則を満たす必要はなく、各締約国でEPA税率の適用を受けることができます。このように協定によって、原産性の考え方が異なるため、注意が必要です。

(注)ただし、B国で連続する原産地証明書(68ページ参照)が発給される場合には、RCEP協定税率の適用を受けることができます。

図4-2 締約国原産

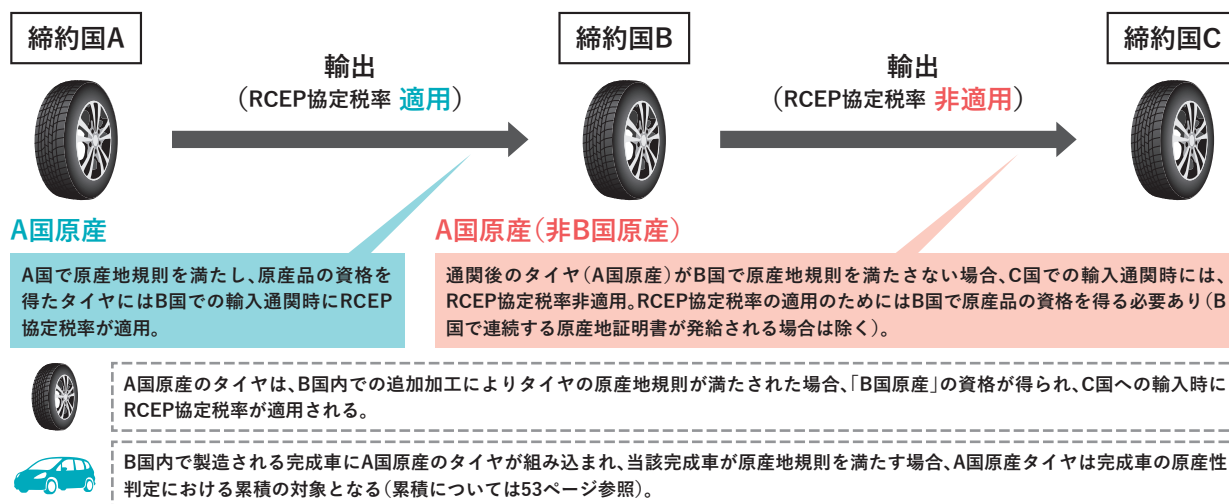
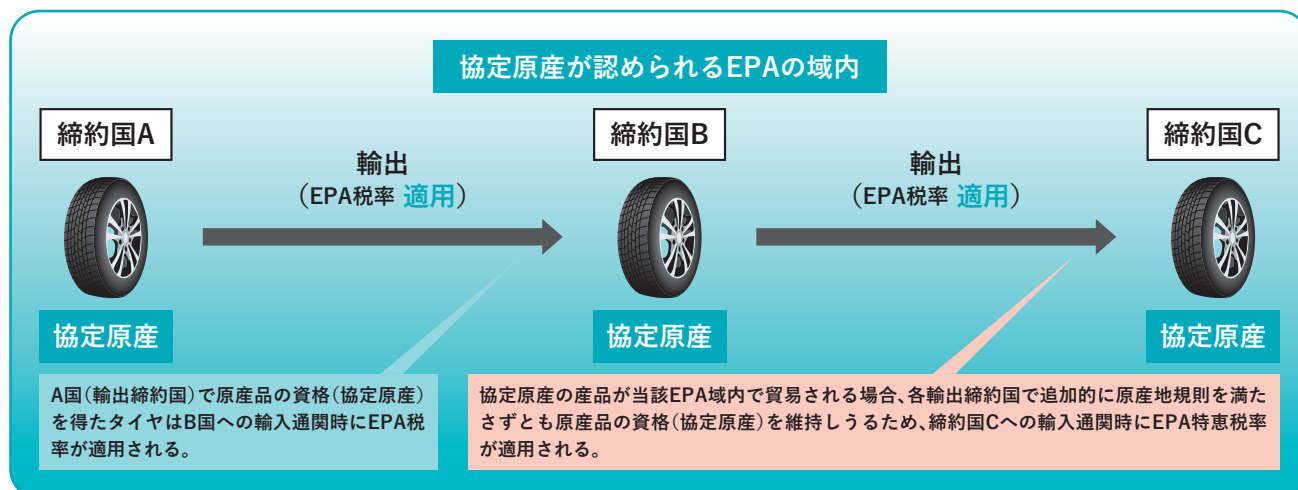


図4-3 協定原産



4-1-2 原産地規則の全体像

ここでは、RCEP協定の原産地規則および運用上の証明手続について定めた、協定第3章の全体像をまとめています。第3章は、原産品であるかどうかを判断するためのルールである原産地規則と、それを証明する手続面のルールである運用上の証明手続とで構成されています。また、原

産品かどうかなどについて、事前に輸入締約国税関に回答を求めることができる事前教示制度は、協定第4章の貿易円滑化の章に入っていますが、原産地規則に密接に関連する制度です。本書では、原産地規則についてはこの章で、運用上の証明手続については5章で解説しています。

図4-4 原産地規則の全体像

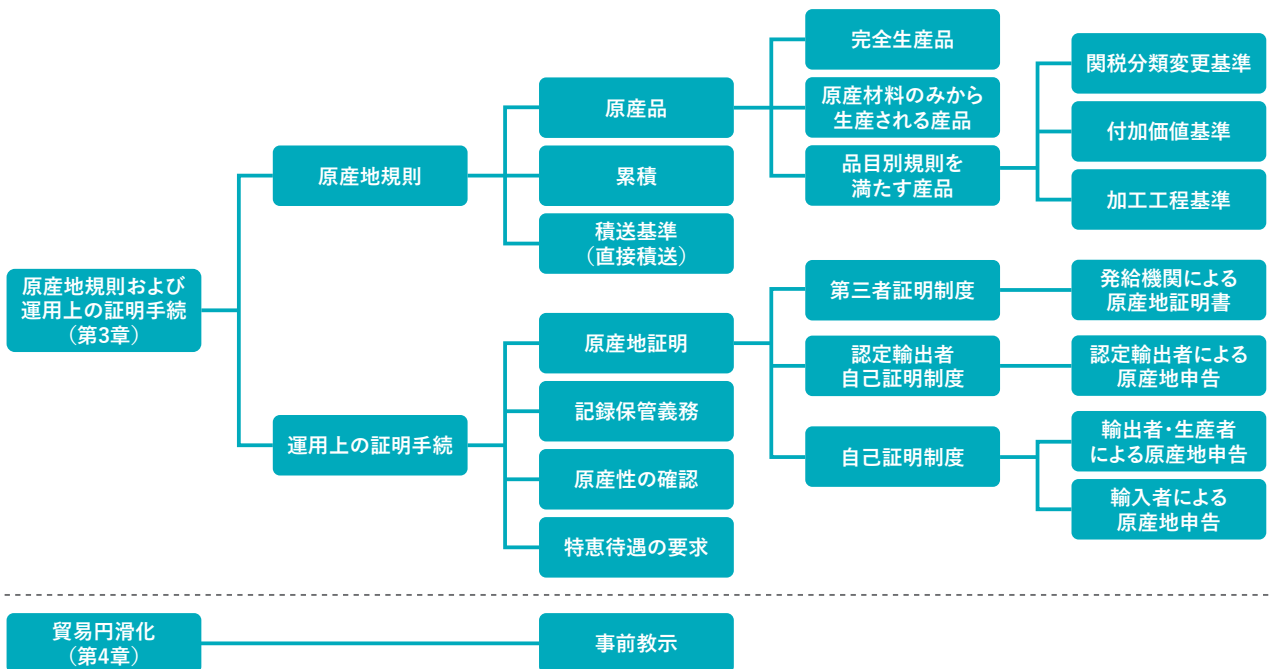


図4-4では、RCEP協定における「原産地規則」および「運用上の証明手続」の構成を示しています。「原産地規則」には大きく3種類の原産性の判断基準があります。具体的には、「①完全生産品」、「②原産材料のみから生産される産品」、「③非原産材料を使用し品目別規則(PSR)を満たす産品」です。そして、PSRには、「関税分類変更基準」、「付加価値基準」、「加工工程基準」の3種類の基準が規定されています。また、複数国が関係して生産を行う際の「累積」の規定や、原産品を輸送する際のルールである「積送基準(直接積送)」などがあります。

「運用上の証明手続」では、産品の原産品としての資格の証明を誰がどのように行うかがメインテーマとなります。これには大きく、第三

者である輸出締約国の発給機関から原産地証明書の発給を受ける方法と、事業者が自己で原産地申告を行う方法に分かれます。さらに後者は、輸出締約国が認定した輸出者による方法と、一般の輸出者・生産者・輸入者による方法に分かれます。そして、原産地証明を行う事業者などには根拠書類の保管義務などがあります。これに対して、輸入締約国の権限のある当局は、原産品としての資格について確認を行う権限があり、事業者や輸出締約国の当局などに対して書面による追加情報の提供要請や、生産者などの施設訪問による確認を行うことができます。また、実際に原産地証明を使用してRCEP協定税率の適用を受けるための手続きも定められています。

4-1-3 RCEP協定における原産性の判断基準

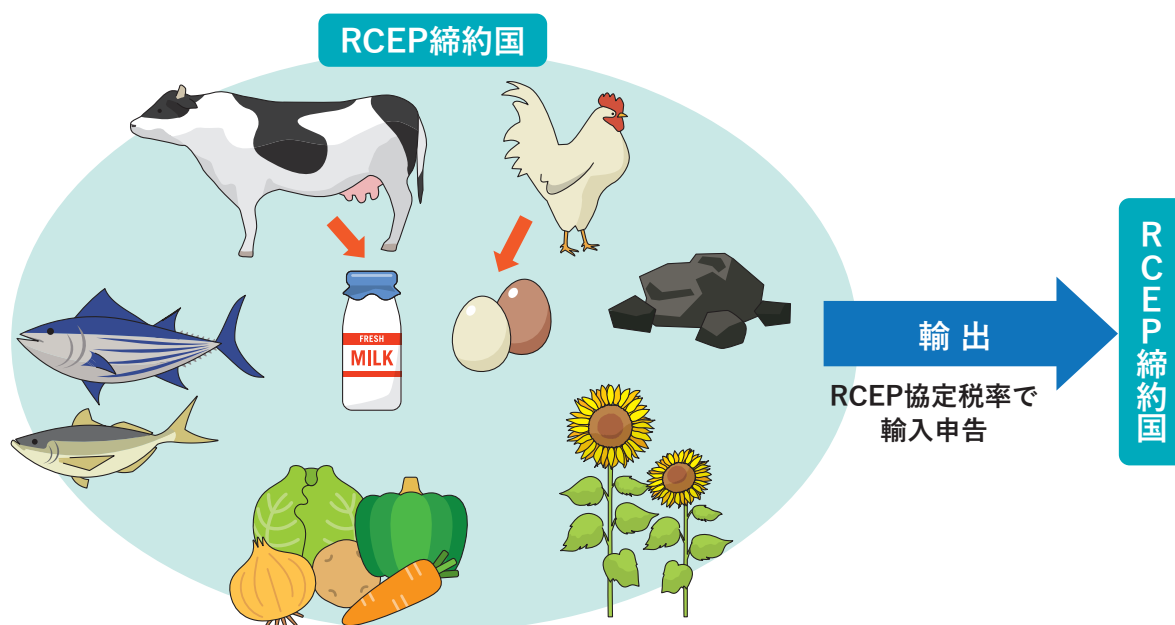
RCEP協定の原産地規則では、(1) 完全生産品、(2) 原産材料のみから生産される産品、(3) 非原産材料を使用し品目別規則(PSR)を満たした産品を原産品として規定しています(第3.2条)。

(1) 完全生産品

完全生産品とは1つの締約国において「完全に得られ、または生産される産品」と定義されます(第3.3条)。具体的には、農林水産品、鉱物資源といった一次産品のほか、廃棄物やくずなども含まれます。

《完全生産品の例》

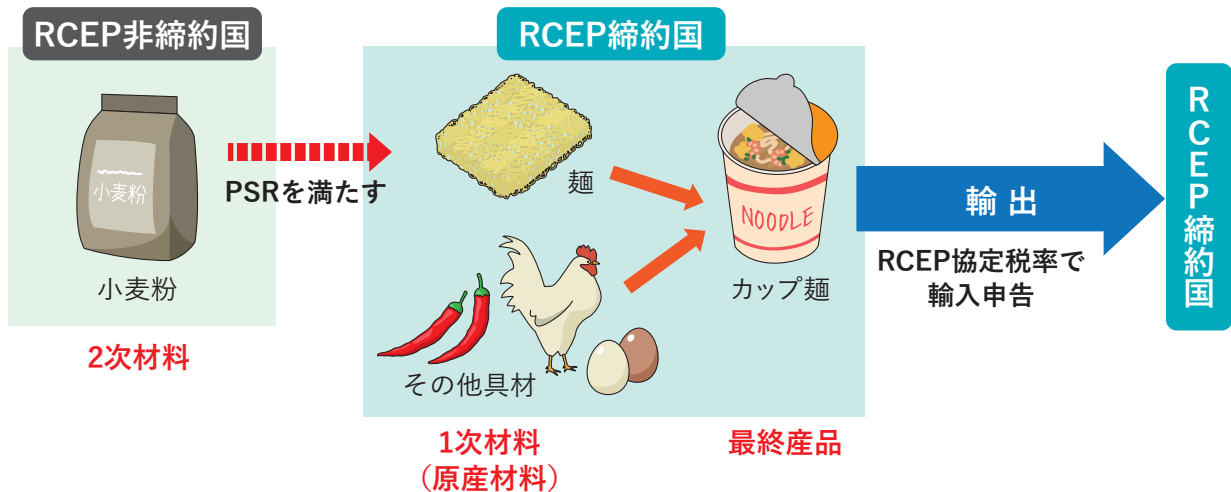
- 栽培および収穫、採取される植物・植物性産品
- 生きている動物であって、締約国で生まれ、かつ育成されたもの
- 生きている動物であって、締約国で育成されたものから得られる産品
- 締約国で狩猟、漁ろう、飼養、養殖、採集などにより得られる産品
- 締約国の土壌、海底などから抽出され、得られる鉱物その他の天然の物資
- 締約国および非締約国の領海の外側にある海、海底またはその下から国際法に基づき、(a) 締約国の船舶により得られる水産物その他の海洋生物および(b) 締約国または締約国の者により得られるその他の産品
- 公海から国際法に基づき締約国の船舶により得られる水産物など
- 締約国の工船の船上で上述の領域の外側にある海、公海から得られた産品のみから加工、製造される産品
- 締約国内の生産、消費から生ずる廃品、くず(処分、原材料の回収、再利用にのみ適するもの)
- 締約国内で収集される使用済みの産品(処分、原材料の回収、再利用にのみ適するもの)
- 上記の産品やこれらの派生物から得られ、生産される産品



(2) 原産材料のみから生産される産品

- 締約国での生産に直接使用された材料（一次材料）が原産材料であるものが該当します。
- 直接使用される原産材料の生産に使用さ

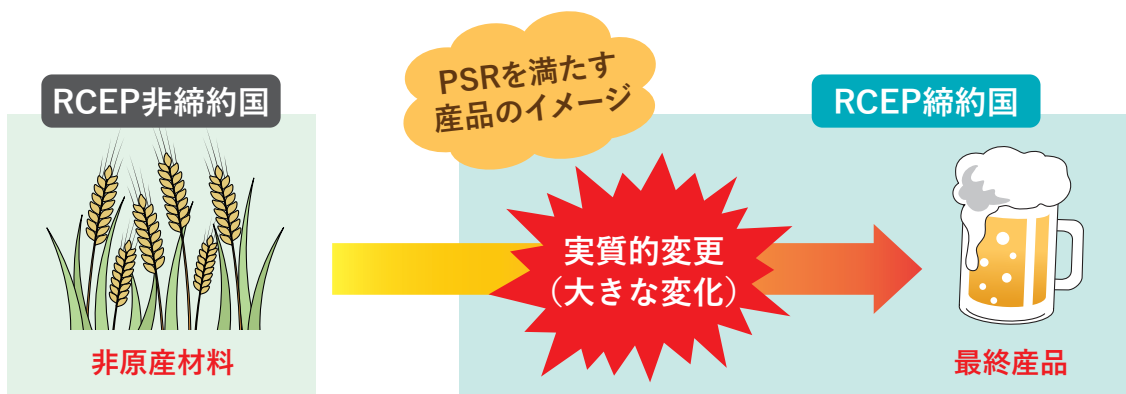
れた材料（二次材料）の中に、非原産材料（RCEP非締約国の材料など）が含まれていても、その一次材料が品目別規則（PSR）を満たしていればよいことになっています。



(3) 品目別規則（PSR）を満たす産品

- 非原産材料を使用して生産された産品であっても、1つの締約国における生産の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を原産品として認めるものです。一般には、「実質的な変更基準」と呼ばれます。
- 実質的な変更がなされたかを判断する基準が品目別規則（PSR）であり、PSRは産品の関税分類（HSコード）ごとに基準が定められています。
- RCEP協定では、具体的には次の3つの基準があります。

- ① 関税分類変更基準：非原産材料と最終産品との間に特定のHSコードの変更がなされること。
 - ② 付加価値基準：非原産材料に一定割合以上の新たな価値が加えられること。
 - ③ 加工工程基準：非原産材料に特定の加工（化学反応）がなされること。
- RCEP協定のPSRでは複数の基準が定められている品目がありますが、いずれか満たしやすい（証明しやすい）基準を選択することができます。



4-1-4 品目別規則による原産性判定方法①

－関税分類変更基準

非原産材料を使用して生産を行う場合に、その非原産材料の関税分類(HSコード)と最終製品のHSコードの間に特定の変更が行われていれば、その最終産品を原産品として認める基準です。すなわち、非原産材料の関税分類が変更

なるほどの生産行為が行われたのであれば、生産に使用された非原産材料は実質的に原産品に変更されたとみなす考え方です。

求められるHSコードの変更は桁数のレベルに応じて3種類あります。

① CC (Change in Chapter) :

非原産材料と最終製品のHSコードを比較して「類」(Chapter)が変更(Change)されていること
⇒ HSコードの上2桁が変更されることが必要

② CTH (Change in Tariff Heading) :

非原産材料と最終製品のHSコードを比較して「項」(Heading)が変更されていること
⇒ HSコードの上4桁が変更されることが必要

③ CTSH (Change in Tariff Sub Heading) :

非原産材料と最終製品のHSコードを比較して「号」(Sub Heading)が変更されていること
⇒ HSコードの上6桁が変更されることが必要

どのレベルで変更すれば原産品となるかは産品のHSコードによって異なるため、付属書三Aの品目別規則(PSR)を確認する必要があります。PSRでは、そのまま「CC」、「CTH」、「CTSH」と表記されます。

このほか、関税分類変更基準を適用する際には以下の点に注意してください。

- 関税分類の変更は非原産材料に対してのみ求められます(原産材料の場合は関税分類が変更される必要はありません)
- PSRによっては、他の関税分類からの変更を明示的に除外する場合があります。例えば、鉄または非合金鋼の半製品(第72.07

項)のPSRでは原産地規則は「CTH(第72.06項の材料からの変更を除く。)」とされています。「鉄または非合金鋼の半製品」を、非原産材料を使用して生産し原産品とするには、CTH(「項」=HSコード上4桁の変更)の基準を満たせばよいのですが、第72.06項の非原産材料からの変更を行っている場合は、CTHを満たしたことにはなりません。すなわち、第72.06項以外の材料を用いてCTHを満たさなければならない、もしくは、第72.06項の材料は原産品のものを用いなければならないということであり、それだけ基準を満たすことの難易度が高くなっているといえます。

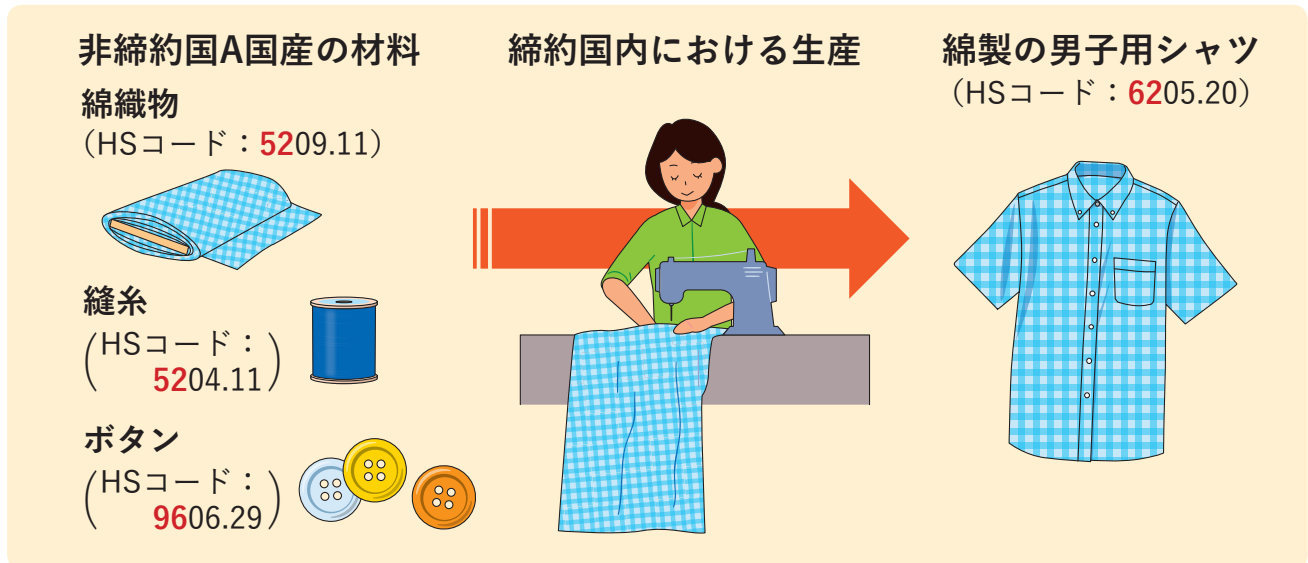
◆ CC (HSコード上2桁=「類」の変更) の例

綿製男子用シャツ (HSコード：6205.20) 生産のため、製造を締約国で行う場合

PSRには「CC」(HSコード上2桁=「類」の変更)とあります。

綿製男子用シャツの材料として、綿織物 (HSコード：5209.11)、縫糸 (5204.11)、ボタン (9606.29) を使用します。これらはRCEP非締約国であるA国産であり全て非原産材料ですが、

締約国でシャツに製造されることによって、HSコードの上2桁での変更が生じます (それぞれ第52類、第96類から第62類への変更)。したがって、類レベルでの変更があるため、原産品と認められます。



※RCEP協定における衣類 (第61類および第62類) の原産地規則は全て「CC」であり、CPTPP協定のヤーンフォワード・ルール (糸の段階から域内原産であることが必要) や、日EU・EPAの2工程ルール (「編み」と「裁断・縫製」の組合せなど) と比べて、緩やかな原産地規則が設定されています。

◆ CTH (HSコード上4桁=「項」の変更) の例

砂糖菓子 (HSコード：17.04) 生産のため、製造を締約国で行う場合

PSRには「CTH」(HSコード上4桁=「項」の変更)とあります。

砂糖菓子の材料として、甘しゅ糖 (HSコード：17.01) を使用します。非締約国であるA国産である甘しゅ糖は非原産材料ですが、締約国で砂糖

菓子に加工されることによって、HSコードの上4桁での変更が生じます (第17.01項から第17.04項への変更)。したがって、項レベルでの変更があるため、原産品と認められます。



◆CTSH (HSコード上6桁=「号」の変更) の例

スパークリングワイン (HSコード：2204.10) 生産のため、加工を締約国で行う場合

PSRには「CTSH」(HSコード上6桁=「号」の変更)とあります。

スパークリングワインの材料として、ぶどう酒 (HSコード：2204.29) を使用します。非締約国であるA国産であるぶどう酒は非原産材料で

すが、締約国でスパークリングワインに加工されることによって、HSコードの上6桁での変更が生じます (第2204.29号から第2204.10号への変更)。したがって、号レベルでの変更があるため、原産品と認められます。

非締約国A国産の材料

ぶどう酒

(HSコード：2204.29)



締約国内における生産



スパークリングワイン

(HSコード：2204.10)



4-1-5

品目別規則による原産性判定方法② －付加価値基準

非原産材料を使用して生産を行う場合に、締約国の付加価値の割合（域内原産割合）が一定の割合以上である場合に、できた産品を原産品として認める基準です。すなわち、一定の割合以上の付加価値が加えられるほどの生産行為が行われたのであれば、生産に使われた非原産材料は

実質的に原産品に変更されたとみなす考え方です。RCEP協定ではこの一定の割合は40%以上とされています。域内原産割合はRVC(Regional Value Content)と略称され、品目別規則(PSR)では「RVC40」と表記されます。

◆ 付加価値基準の計算方式

付加価値基準では、協定ごとに決められた計算方式に従って、域内原産割合を計算する必要があります。RCEP協定では、(1) 控除方式(間接

方式) または (2) 積上げ方式(直接方式) のいずれかの方式により計算することができます(第3.5条)。

(1) 控除方式(間接方式)

$$RVC = \frac{\text{産品のFOB価額} - \text{VNM (非原産材料の価額)}}{\text{産品のFOB価額}} \times 100$$

※RVC：域内原産割合(%)

控除方式は、非原産材料の価額に基づいて計算します。具体的には、産品のFOB価額から非原産材料の価額を差し引くことで付加価値額を求めて、それを産品のFOB価額で割ることで、域内原産割合(RVC)を算定します。非原産材料の中には、原産材料であることが確認できない材料を含みます。

ただし、次の経費は、非原産材料または原産材料であることが確認できない材料から控除することができます。

- ① 生産者まで輸送するために要する運賃、保険料、梱包費その他の輸送に関する費用
- ② 関税、内国税および通関手数料(免除、払い戻しされる関税、その他の方法により回収される関税を除く)
- ③ 無駄になった部分および使い損じた部分の材料の費用(再生可能なくずまたは副産物の価額を差し引いたもの)

※①～③の経費が不明の場合、経費の証拠がない場合は控除が認められません。

(2) 積上げ方式(直接方式)

$$RVC = \frac{\text{VOM (原産材料の価額)} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他の費用}}{\text{産品のFOB価額}} \times 100$$

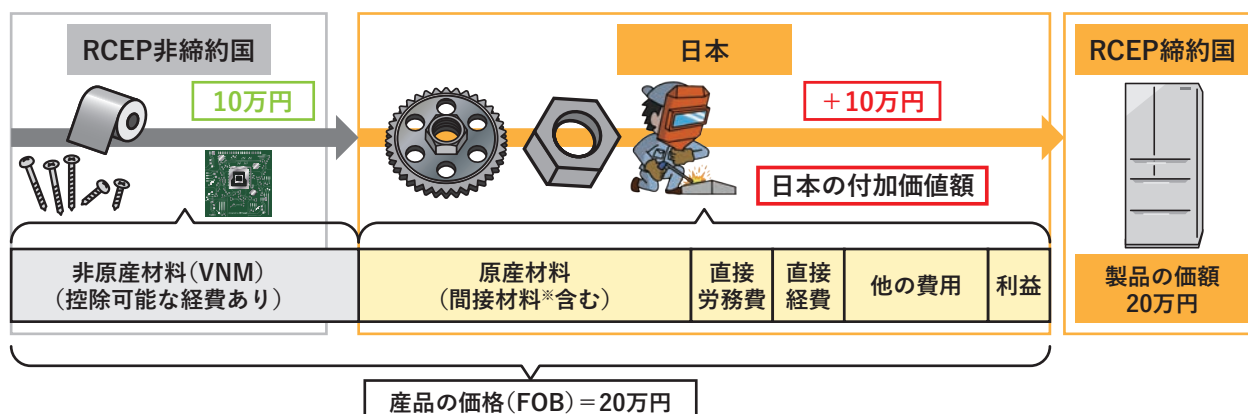
※RVC：域内原産割合(%)

積上げ方式では、原産材料の価額に、直接労務費、直接経費、利益、他の費用を加えることで付加価値額を求めて、それを産品のFOB価額で割ることで、域内原産割合(RVC)を算定しま

す。

直接労務費には賃金、報酬その他の被用者給付が含まれます。直接経費は経費の総額であるとされています。

冷蔵庫 (HSコード：8418.10) の例



【計算方式】

控除方式
$$RVC(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{20\text{万円} - 10\text{万円}}{20\text{万円}} \times 100 = 50\% \geq 40\%$$

⇒ 従って、この冷蔵庫はRVCが40%以上のため、原産品と認められます。

積上げ方式
$$RVC(\%) = \frac{\text{原産材料の価額} + \text{費用} + \text{利益}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{10\text{万円}}{20\text{万円}} \times 100 = 50\% \geq 40\%$$

⇒ 従って、この冷蔵庫はRVCが40%以上のため、原産品と認められます。

（※間接材料）

燃料、工具、潤滑油、手袋、検査設備など產品の一部を構成しないものの、生産の際に間接的に使用される材料があります。これらは「間接材料」と呼ばれます（第3.10条）。RCEP協定の原産地規則上、間接材料は間接材料自身が生産される場所のいかんを問わず原産材料として取り扱われます。①燃料およびエネルギー、②工具、ダイスおよび鋳型、③設備または建物の維持において使用される予備部品および產品、④生産において使用され、または設備もしくは建物の稼働のために使用される潤滑油、グリース、コ

ンパウンド材その他の材料、⑤手袋、眼鏡、履物、衣類ならびに安全のための設備および備品、⑥產品の試験または検査に使用される設備、装置および備品、⑦触媒および溶剤、⑧產品に組み込まれないその他の產品であって、当該產品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの。間接材料の価額は、一般的に認められている会計規則に従って產品の生産者の記録に記載される費用となります。

◆ 原産地証明書、原産地自己申告書におけるFOB価額の記載方法

付加価値基準を用いる際、原産地証明書、原産地自己申告書上に貨物のFOB価額を記載することになっています。記載されるFOB価額は原則、輸入通関時に提出されるインボイス上のFOB価額を記載することとされています。他方で、EPAを利用する貿易取引には様々なケースがあります。たとえば、第三者インボイスを用いるケースなどでは、輸出者（生産者）が準備する原産地証明書、原産地自己申告書上に記載するFOB価額と輸入者が税関に提出するインボイス上のFOB価額が異なることがあります。こうした場合であっても、RCEP上の特惠関税は輸入国税関ではそれだけを理由に否認されることにはなりません。ただし、輸入国税関が必要と認

める場合には、追加的な情報提供を求める、いわゆる検認を要請される可能性もあることにも留意してください。

また、生産者が原産地証明書の発給申請を行う場合、輸出者と輸入者との取引価格である商品の実際のFOB価額を確認できないケースもあります。こうしたケースにおいては、原産地証明書および原産地自己申告書上に記載するFOB価額は、それらの書類を準備する輸出者または生産者が把握している品目の最後に確認された価額で代用することもできます（RCEP協定原産地規則運用上のガイドライン6. b.、注）。一例として、生産者が原産地証明書または原産地自己申告書を準備する際に、生産者がFOB価額を把

握していない場合などは、FOB価額でなくEXW（工場渡）の価額の記載でも代用することが可能です。また、付加価値基準を用いる際の原産性判定時においても、FOB価額に代替してEXW価額を用いてRVCの値を計算することが可能とさ

れています。

なお、連続する原産地証明書を用いるケースでは、最初の輸出国でのFOB価額ではなく、中間締約国から輸出する際のFOB価額を記載することになっています。

(注) RCEP協定原産地規則運用上のガイドライン (Implementing Guidelines、以下「IG」) は、RCEP協定の第3章(原産地規則)の理解を容易にすることを目的として、参加国間で作成されたもので、外務省ウェブサイトに掲載されています。IGはRCEP協定の条文の一部ではなく、IGと同協定の間に矛盾がある場合は、同協定の規定が優先されます。

➡ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>

4-1-6 品目別規則による原産性判定方法③ —加工工程基準

非原産材料に対して、締約国で品目別規則(PSR)が定める特定の加工工程が行われることをもって原産品とする基準です。RCEP協定では、化学品のPSRでのみ用いられており、特定の化学反応(Chemical Reaction)が行われることが定められています。PSR上では「CR」と表記されます。RCEP協定における化学反応とは「分子

内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成することまたは分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる過程(生化学的なものを含む)」と定義されます。ただし、①水その他の溶媒への溶解、②溶媒(溶媒水を含む。)の除去、③結晶水の追加または除去は含まれません。

化学品の加工工程基準の対象品目

関税分類	品目
29.01項	非還式炭化水素
29.02項	環式炭化水素
29.07項	フェノール及びフェノールアルコール
29.09項	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
29.14項	ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
2916.15号	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル
29.20項	非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
38.11項	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤(鉱物油(ガソリンを含む。)用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。)
38.24項	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)

注：いずれも関税分類変更基準(CTH：HSコード上4桁=「項」の変更)、付加価値基準(RVC40%)との選択が可能

【参考】品目別規則の読み方

品目別規則(PSR)は、協定第三章(原産地規則)の「附属書三A」に規定されています。PSRのサンプルと読み方は以下のとおりです。

						一八	類(2桁) 項(4桁) 号(6桁)	関税分類 (HSコード)	① まず、最終製品のHSコードを確認します。
一八・〇六	一八・〇五	一八・〇四	一八・〇三	一八・〇二	一八・〇一				
	一八〇五・〇〇	一八〇四・〇〇		一八〇二・〇〇	一八〇一・〇〇				
チョコレートその他のココアを含有する調製食品	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	カカオ脂	ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)	カカオ豆の殻、皮その他のくず	たものに限る。)	カカオ豆(生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったもの)	第一八類 ココア及びその調整品		
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CC	CC		適用される 原産地規則	② 次に、HSコードごとの原産地規則を確認します。 <略号の意味> CC：HSコード上2桁＝「類」の変更 CTH：HSコード上4桁＝「項」の変更 CTSH：HSコード上6桁＝「号」の変更 RVC40：域内原産割合40% CR：化学反応による生産品(加工工程基準) WO：完全生産品	

※HSコードは通常5年に1度、改正がなされます。現行のRCEP協定のPSRはHS2012に基づいています。締約国はHSコードの改正に合わせてPSRの更新(HS変換)の準備を行うために協議することになっています。その際、締約国は、PSRの内容を損なうことなく、かつ、タイムリーにHS変換作業を終了することを確保するよう求められています。

4-2 例外規定—ミニマルオペレーション

原産地規則の重要な目的として、「迂回行為」の回避があります。例えば、締約国ではない国の非原産品が、締約国で付加価値が低いごく簡単な工程のみを行って、原産品となってしまうことを防ぐ必要があります。

このため、RCEP協定の原産地規則では、非原産材料に対して行われる以下の工程は、「原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない」とされています。これらの工程は「軽微な工程および加工(一般に、ミニマルオペレーション)」といわれます(第3.6条)。仮に産品が、品目別規則(PSR)で定める実質的変更基準を満たしていたとしても、締約国での生産が「軽微な工程および加工」のみの場合には、その産品は原産品にはなりません。

- ① 産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- ② 産品を包装し、または提示する工程
- ③ 選別、分類、切断、粉碎などからなる単純な処理
- ④ 産品またはその包装にマーク、ラベルなどの識別表示を付し、または印刷する工程
- ⑤ 産品の特性を実質的に変更しない水または他の物資による単なる希釈
- ⑥ 生産品の部品への分解
- ⑦ 動物をとさつする工程
- ⑧ 塗装および研磨の単純な工程
- ⑨ 皮、核または殻を除く単純な工程
- ⑩ 産品の単純な混合
- ⑪ ①から⑩までの2以上の工程の組合せ

例えば、付加価値基準を使う場合、域内原産割合に含まれる労務費や利益などの非材料費が大きく域内原産割合を上回っていたとしても、非原産材料に対する作業や加工がミニマルオペレーションの範囲でしか行われなない場合には、

原産品としては認められません。

関税分類変更基準においても、例えば、非原産品である自動車(第87.03項)を締約国に輸入して、それを自動車部品(第87.08項)に分解しRCEP締約各国に輸出するとします。自動車と自動車部品のHSコードを比較すると、上4桁が変更されており、自動車部品はPSRであるCTH(HSコード上4桁=「項」の変更)を満たします。しかし、部品への分解は上の⑥に該当するため、自動車部品は原産品としては認められません。

また、このミニマルオペレーションの規定は「税率差ルール(第2.6条)」(29ページ参照)においても、同様の規定が置かれています。RCEP協定では輸出締約国によって適用されるRCEP協定税率が異なる場合があります。この場合、税率差ルールでは、輸出締約国がRCEP原産国である場合に限り、その輸出締約国に対するRCEP協定税率が適用されます。輸出締約国がRCEP原産国であるためには、その輸出締約国で産品が原産品としての資格を取得する必要があります。その際に、原産地規則として「原産材料のみから生産される産品」の基準を適用する場合、ミニマルオペレーション以外の生産工程が輸出締約国において行われた場合に限り、RCEP原産国はその輸出締約国となります。

例えば、日本はサバの缶詰に中国・韓国に対してはRCEP協定税率を設定していませんが、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランドに対してはRCEP協定税率を設定していることから、税率差ルールが適用されます。この場合、中国の原産品であるサバの缶詰をベトナムに輸出して、同国でラベル貼り作業のみを行って日本へ輸出したとしても、ラベル貼り作業は上の④に該当するため、ベトナムは日本への輸出締約国ではあるものの、税率差ルールにおけるRCEP原産国とならず、日本ではベトナム(ASEAN)に対するRCEP協定税率は適用されません。

4-3 累積

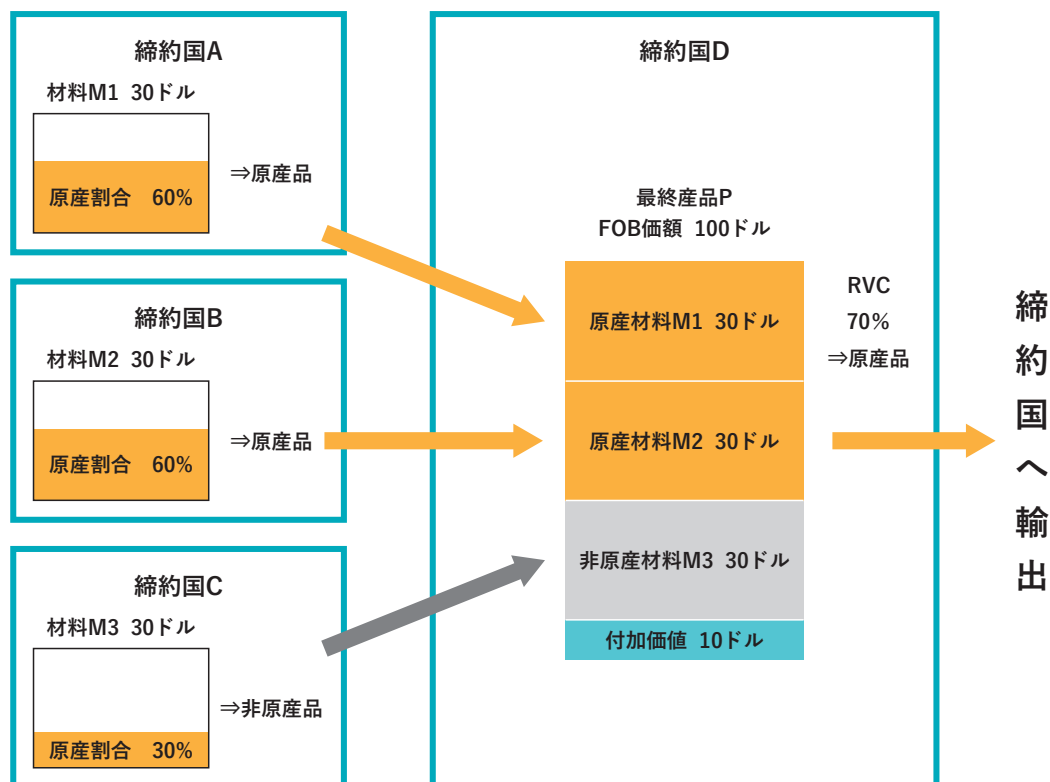
累積とは、1つの締約国(自国)では原産地規則を満たすことができなくとも、他の締約国の原産品を自国の原産材料とみなして使用することを認めるものです(第3.4条)。累積の代表的な例として、付加価値基準を利用する際の締約国間ロールアップがあります。累積を利用することで、原産地規則を満たしやすくなります。これはRCEP協定のように参加国が多い広域のEPAの大きなメリットといえます。

RCEP協定における累積は「原産品の要件を満たす製品または材料であって、他の締約国において他の製品または材料の生産において材料として使用されるものについては、完成した製品または材料のための作業または加工が行われた

当該他の締約国の原産材料とみなす。」と定義されます。

例えば、締約国間ロールアップの例を示す、以下の図では、締約国A～Cから材料M1～3を輸入し、締約国Dで最終製品Pを生産し、他の締約国に輸出するケースを表しています。材料M1、M2はそれぞれ締約国A、Bの原産品であることから、締約国Dでの生産においてはD国の原産材料とみなして累積することができます。これにより、最終製品Pは原産地規則(付加価値基準)であるRVC40%(域内原産割合40%)を満たした原産品となります。なお、材料M3については、締約国からの輸入であるものの、非原産品であることから累積することはできません。

図4-5 累積(締約国間ロールアップ)の例



※材料M1～M3および最終製品Pの品目別規則(PSR)は域内原産割合(RVC)40%とする。

※RVCは控除方式: $(\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額}) \div \text{FOB価額} \times 100$ で算定する。

◆モノの累積(締約国間ロールアップ)と生産行為の累積

RCEP協定で規定されている累積の制度は一般には「モノの累積」といわれるものです。これは、他の締約国から輸入された原産材料については、その原産材料そのもの、すなわち、その「モノ全体」を自国の原産材料として扱うという考え方です。締約国間ロールアップといいます。他方で、「生産行為の累積」と呼ばれるものがあります。これは、他の締約国で行った生産行為を自国で行った生産行為としてみなすという考え方です。

この両者の違いとしては、下図のように、付加価値基準においては、輸入原材料の原産割合が20%で原産地規則(RVC40%)を満たしていない場合、モノの累積の場合は、「モノ全体」で原産材料として扱うか否かが判断されるため、一切の累積は認められないということになります。

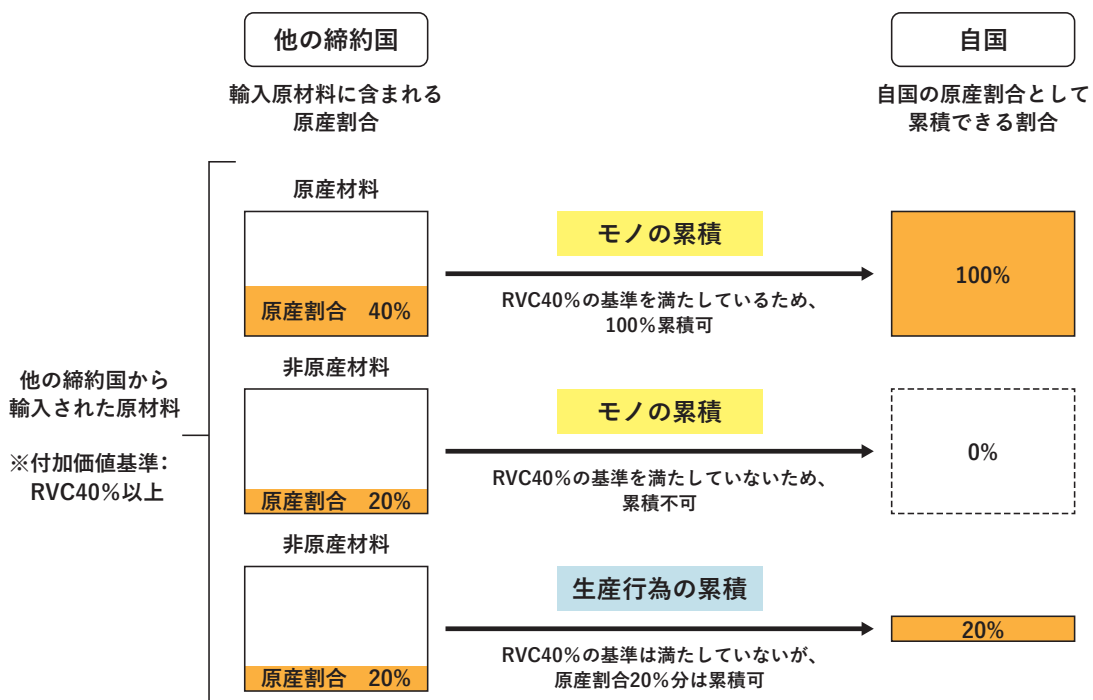
他方、生産行為の累積であれば、他の締約国の生産行為を自国で行った生産行為とみなすことができるため、他の締約国の生産行為で得られた原産割合である20%の部分は、自国の原産割合として累積することができます。締約国間トレーシングともいいます。

また、関税分類変更基準においては、自国での

生産行為では基準を満たすことができなくとも、他の締約国での生産行為による関税分類の変更も自国での変更とみなすことができます。すなわち、自国を含めた複数の締約国で関税分類の変更の基準を満たせば原産品となるということです。

このように「生産行為の累積」は、原産地規則を満たす上で非常に有利な制度ですが、RCEP協定においては発効時には導入されず、全ての署名国についてRCEP協定が効力を生ずる日に、累積の規定の見直しを開始するとされ、その中で生産行為の累積の導入が検討されることになっています。具体的な協定の条文は、「いずれかの締約国において製品について行われる全ての生産行為および付加される全ての価値に累積の適用を拡張することを検討する」とされています。もしこれが実現すれば、モノの累積も、生産行為の累積も何れも適用可能な、いわゆる「完全累積」が実現されることになります。なお、締約国は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、見直しの開始の日から5年以内に累積の見直しを終了することになっています。

図4-6 付加価値基準における累積方式の違い



4-4 救済規定

品目別規則 (PSR) に規定された要件を満たさない場合でも、各種救済規定を活用することにより、要件を満たすことが可能になる場合があります。

4-4-1 関税分類変更基準の救済規定 ー僅少の非原産材料(デミニマス)

僅少の非原産材料の規定は、非原産材料の一部が品目別規則 (PSR) で定める関税分類変更基準を満たすことができなくとも、それが「僅かでない」ならば無視してよいという規定 (デミニマスルール) です (第3.7条)。具体的には、RCEP協定では、PSRに定める関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が製品のFOB価額の10%以下であるならば、僅少の非原産材料の規定を適用できます。さらに、HSコードの第50類から63類までの各類に分類される製品 (繊維、衣類、履物など) については、非原産材料の総重量がその製品の総重量の10%以下の場合にも、僅少の非原産材料の規定を適用することができます。なお、僅少の非原産材料の規定は、付加価値基準では適用できないので注意してください。

具体例①

非締約国からCIF価額15ドルと10ドルの輸入部品 (クラッチの部品2個) を組み込んでFOB価額300ドルのクラッチ (第87.08項) を生産し、RCEP協定税率を適用して締約国に輸出する場合を想定します。クラッチの部品のHSコードは第87.08項、クラッチのPSRはCTH (HSコード上4桁 = 「項」の変更) またはRVC40 (域内原産割合40%以上) です。域内原産割合を計算した結果、付加価値基準は満たせないことが判明したので、関税分類変更基準の適用を検討します。

- クラッチの輸入部品のHSコードはクラッチと同じ第87.08項 (項の品名は「自動車の部分品および付属品」) です。
- 輸出する製品と同じ「項 (HSコード上4桁)」 (第87.08項) に分類される輸入部品 (非原産材料) を2個使用するため、クラッチはPSRに定められたCTHを満たすことができません。

- しかし、当該クラッチの部品の輸入 (CIF) 価額は15ドルと10ドルで合計25ドルです。HSコードが変更されない非原産材料の価額合計は、FOB価額の10%以下となります ($25 \div 300 = 8.33\%$)。よってデミニマスルールを適用することで、クラッチは原産品となります。

具体例②

非締約国から輸入したCIF価額12ドルの肩パッドなどの衣類付属品・部分品 (40グラム) を使用してFOB価額100ドル、総重量500グラムのジャケット (第61.03項) を生産し、RCEP協定税率を適用して締約国に輸出する場合を想定します。衣類付属品・部分品のHSコードは第61.17項、ジャケットのPSRはCC (HSコード上2桁 = 「類」の変更) です。

- 衣類付属品・部分品のHSコードはジャケットと同じ第61類 (類の品名は「衣類及び衣類付属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)」) です。
- 輸出する製品と同じ「類 (HSコード上2桁)」に分類される輸入材料 (非原産材料) を使用するため、ジャケットはPSRに定められたCCを満たすことができません。
- さらに、当該衣類付属品・部分品の輸入価額は12ドルで、FOB価額の12%を占めるため、FOB価額に基づくデミニマスルールも適用することができません。
- しかし、当該衣類付属品・部分品の総重量は40グラムで、ジャケットの総重量の10%以下であるため、第50類から第63類までの製品に認められる総重量に基づくデミニマスルールを適用することで、ジャケットは原産品となります。

4-4-2

付加価値基準の救済規定 －国内ロールアップ

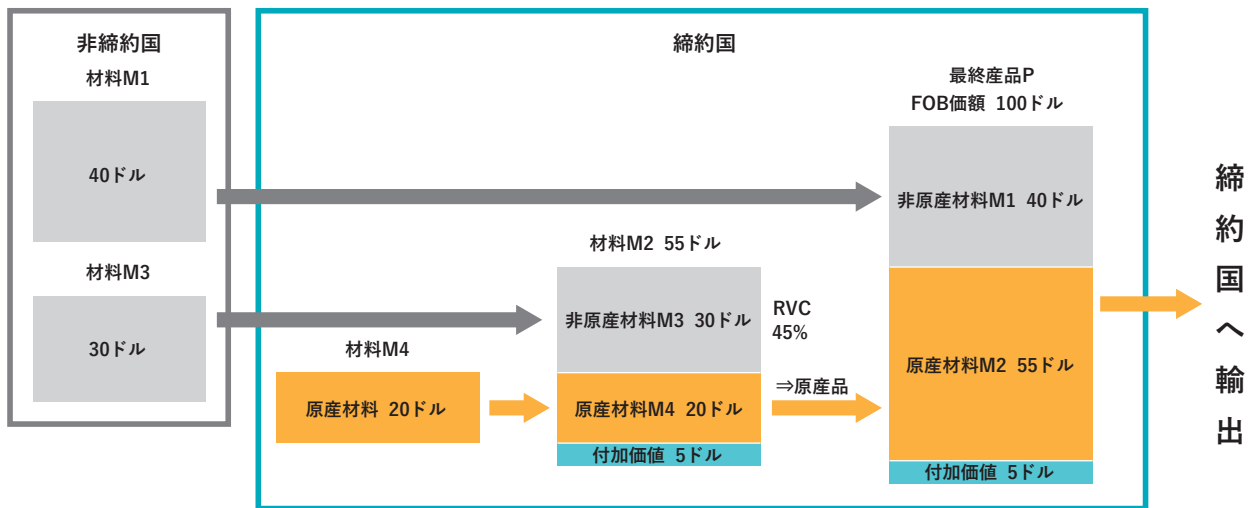
非原産材料を使用して生産した原産品が、その後の生産工程に材料として使用される場合、その材料の生産に使用された非原産材料は、最終製品の原産性を判断する際には原産材料として取り扱われます。その材料が、最終製品の生産者によって生産されたか否かは問いません。これは、材料として使用する原産材料が実質的変更基準を適用している場合、その材料の中に物理的には非原産材料が含まれることとなりますが、その部分も含めて全体を原産材料として扱ってよいという規定で、国内での「モノの累積」(54ページ参照)に相当することから、国内ロールアップといわれます。

以下の図では、締約国で最終製品Pを生産するために、非締約国から輸入した非原産材料で

あるM1と締約国内で調達した材料M2を使用し、他の締約国に輸出するケースを表しています。

材料M2には非原産材料M3 (30ドル) が用いられていますが、M2は原産地規則(付加価値基準)であるRVC40%(域内原産割合40%)を満たした原産品です。したがって、国内ロールアップの規定により、M2の全ての価額(55ドル)を原産材料の価額とみなすことができるため、M2が最終製品Pの生産に使用される際には、M2に含まれる非原産材料の価額(30ドル)は材料M2の非原産材料の価額として計上する必要はありません。これにより、最終製品Pは原産地規則(付加価値基準)であるRVC40%を満たした原産品となります。

図4-7 国内ロールアップの例



最終製品Pの原産性の判定

	国内 ロールアップ	非原産材料価額		合計	RVC	原産性判断
		M1	M3			
方式1	非適用	40	30	70	30%	×
方式2	適用	40	0	40	60%	○

※材料M1～2および最終製品Pの品目別規則(PSR)は域内原産割合(RVC)40%とする。
 ※RVCは控除方式: $(\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額}) \div \text{FOB価額} \times 100$ で算定する。

◆ トレーシングについて

トレーシングとは非原産材料を使用する場合でも、非原産材料から原産材料や付加価値の部分を抜き出して、それを最終製品の原産材料価額に含めることができる救済規定です。RCEP協定においては、締約国間トレーシングについては締約国間の「生産行為の累積」として、協定が全ての署名国で効力を生ずる日から導入を検

討することになっています（詳細は54ページ参照）。国内のトレーシングについては、日本国内で情報が入手できる限りにおいて、材料をさかのぼって原産材料や付加価値に関する情報から原産性を考えることも可能です。

4-5 その他の特別な規定

4-5-1 代替性のある産品または材料

在庫管理している産品・材料に、原産品・原産材料と非原産品・非原産材料とがあり、かつ、それぞれの特性や品質が同じで代替性がある場合があります。例えば、ボルトやナット、小麦やとうもろこしなどが当てはまる可能性があります。これらは原産地規則では「代替性のある産品または材料」といわれます(第3.11条)。この場合、原産品・原産材料であるかどうかの判断は以下のように行います。

(1) 代替性のある産品または材料が物理的に分離している場合

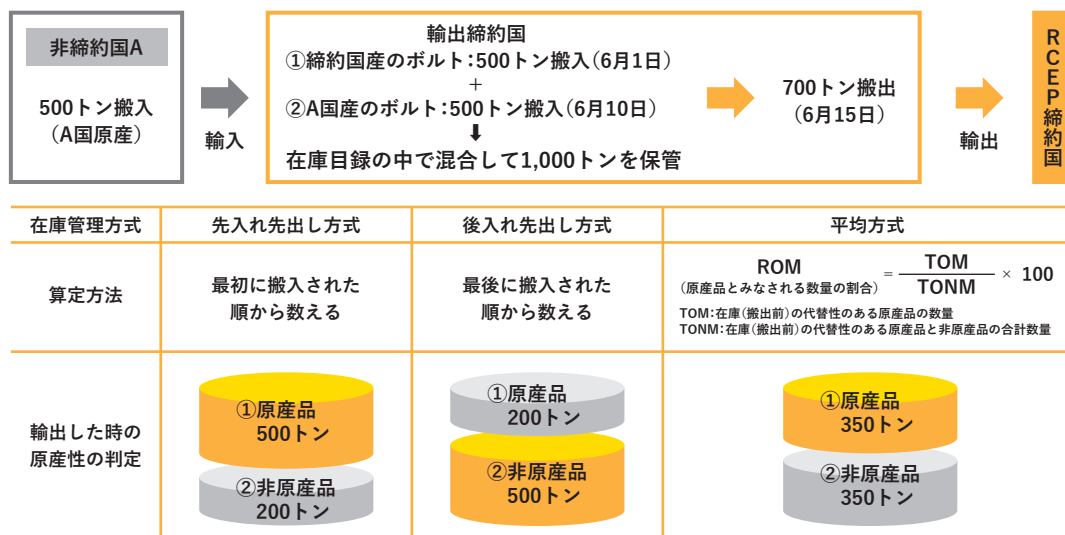
原産品・原産材料か非原産品・非原産材料か

の区別は明確ですので、それぞれ原産品・原産材料であれば原産品・原産材料として、非原産品・非原産材料であれば非原産品・非原産材料として決定します。

(2) 代替性のある産品または材料が混在している場合

混在している場合には、倉庫から搬出した際に、それが原産品・原産材料なのか、非原産品・非原産材料なのか区別を付けることができません。この場合には、輸出締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方法に基づき判断を行います。

混在している事例：ボルト



上記の事例では、輸出締約国の在庫管理の会計原則として、先入れ先出し方式、後入れ後出し方式、平均方式が認められているとします。締約国の倉庫において、まず6月1日に締約国で

生産された原産品であるボルト500トン进行搬入。その後、6月10日に非締約国のA国から代替性のあるボルトを500トン搬入。合計1,000トン进行保管しているところから、6月15日に輸出のため

に搬出する700トンについて原産性を判定するケースを想定します。

最初に搬入された順で数える先入れ先出し方式では、最初に搬入した500トンが原産品だったので700トンのうち500トンは原産品とみなします。残りの200トンは非原産品とみなします。

最後に搬入された順で数える後入れ先出し方式では、後に搬入した500トンが非原産品だっ

たので、700トンのうち500トンは非原産品とみなします。残りの200トンは原産品とみなします。

平均方式では、輸入の日時に関わらず、倉庫にある搬出前の原産品と非原産品の割合は1対1です。同じ割合に基づき700トンを搬出したとみなされるので、原産品も非原産品もともに350トンとみなします。

4-5-2

付属品など、小売り用または輸送用の包装・こん包用材料および容器の扱い

実際の貿易取引や商取引では、輸送用の梱包や販売用の包装が必要となることがあります。また、機械や機器には、スペアパーツや取扱い説明書が同封されることがあります。これらの、製品の取引に付随してくる性質の物品は、RCEP協定の原産地規則上、次のように取り扱います。

(1) 輸送用および船積み用のこん包材料およびこん包容器

製品の輸送用および船積み用のこん包材料およびこん包容器は、その製品の原産品としての資格を決定するにあたり考慮されません。すなわち、原産性を判断する上では無視することができます(第3.8条)。

(2) 小売り用の包装材料および包装容器

製品を小売用に包装する包装材料および包装容器であって、関税分類上その製品に含まれるものとして分類されるものは、①完全生産品、②原産材料のみから生産される製品、③関税分類

変更基準、④加工工程基準のいずれかの原産地規則を適用する場合には考慮されません。他方で、付加価値基準を適用する場合には、その包装材料および包装容器が原産材料であるか、もしくは非原産材料であるかを考慮する必要があります。すなわち、域内原産割合(RVC)の計算の際には、包装材料および包装容器の価額も含めて計算しなければなりません(第3.8条)。

(3) 付属品、予備部品、工具および資料

製品とともに提示される付属品、予備部品、工具および解説資料その他の資料は、①製品の仕入書と別立てにされていないこと、②数量および価額が慣習的なものであることの両方の要件を満たすことを条件として、その製品の一部とみなされます。この場合、関税分類変更基準、加工工程基準を適用する場合には考慮されません。他方で、付加価値基準を適用する場合には考慮する必要があります(第3.9条)。

事例：銀の指輪(小売り用のケースに入ったもの)

例

(リングケース(非原産材料)：500円)

銀の指輪
(HS：7113.11)
10万円
(うち、非原産材料5,000円)



■製品価額を10万500円

■HS7113.11の品目別規則(PSR)

① 付加価値基準：RVC40% (控除方式で計算)
 $(100,500 - (5,000 + 500)) / 100,500 \times 100 = 94.5\%$

→ 原産品と認められる。

② 関税分類変更基準：CTH

(HSコード上4桁=「項」の変更)

包装容器の関税分類変更は考慮しなくても良い。

4-5-3 積送基準

通常、EPAの原産地規則では、産品を輸出締約国から輸入締約国へ輸送する際には、直接輸送されることなどの条件が設定されます。これを一般に「積送基準」と呼び、原産品が他の国を経由することによって、産品に変更が加えられて、産品の原産性が失われることを防ぐ目的があります(第3.15条)。

RCEP協定においても、原産品は輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送されることが必要です(下図①)。

輸出締約国および輸入締約国以外の1つまたは2つ以上の締約国または非締約国を経由して輸送される場合(下図②および③)には、原産品としての資格を維持するために、次の2つの条件を満たすことが必要です。

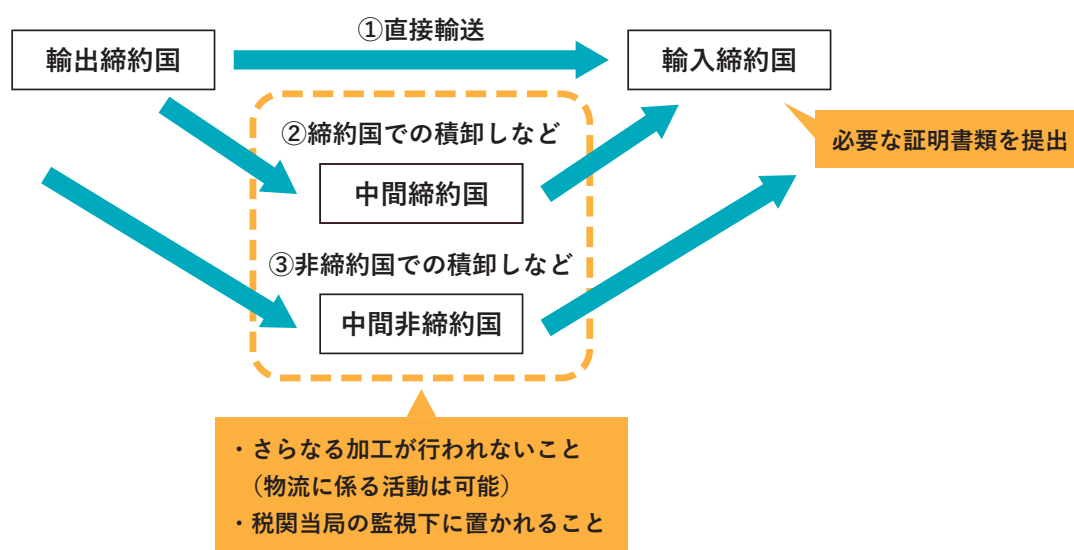
- ▶ 経由する中間の締約国または非締約国において、原産品に対してさらなる加工が行われていないこと。ただし、「物流に係る活動」は認められます。物流に係る活動とは、例えば、積卸し、蔵置、良好な状態に保存す

るため、または輸入締約国への輸送のために必要な他の作業が例示されています。

- ▶ 原産品が経由する中間の締約国または非締約国において、税関当局の監視の下に置かれていること。

これらの要件を満たしていることを証明するためには、(a)経由国の税関の書類または(b)輸入締約国の税関が要求するその他の適当な書類のいずれかを輸入締約国の税関へ提出する必要があります。(b)の書類は、RCEP協定の原産地規則では、航空貨物運送状、船荷証券、複合運送に関する書類、商業送状の原本の写し、財務記録、非加工証明書が例示されていますが、輸入締約国の規則や運用状況を確認して対応する必要があります。なお、日本の税関においては、通常、EPAの積送基準を満たすことを示す書類としては、通し船荷証券(Through B/L)、経由国の税関などが発給した証明書、その他税関長が適当と認める書類を求めています。

図4-8 積送基準の概要



5 原産地手続

5. 原産地手続

RCEP協定では①第三者証明制度、②認定輸出者自己証明制度、③自己申告制度の3つの制度が採用されています。①では、指定発給機関(日本では日本商工会議所)が原産地証明書の発給を行います。②では自国の法令に従い認定(日本では経済産業大臣による認定)を受けた輸出者自らが、③では輸出者、生産者、輸入者のいずれかが原産地申告を作成します。その他、輸入国の税関からの確認要請に対応するために、関連書類の作成、保管などを行う必要があります。本項では、原産地証明に必要な手続、必要な保存書類などについて解説します。

5-1-1 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度

RCEP協定は、日本が締結した協定上初めて、「第三者証明制度」、「認定輸出者自己証明制度」、「自己申告制度」が併用されることになる協定です。

日本が締結したEPAの多くは、指定発給機関である日本商工会議所が、事業者からの申請に基づき原産地証明書の発給を行う「第三者証明制度」を採用しています。原産性を判定するのは日本商工会議所であり、事業者はそのためにより必要な情報を日本商工会議所に提出します。

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地申告(注1)を作成する「認定輸出者自己証明制度」と、輸出者または生産者、輸入者が自ら原産地申告を作成する「自己申告制度」も採用(注2)されており、事業者はいずれかの証明制度を選択することが可能です。

RCEP協定では「第三者証明制度」以外に、経

第三者証明制度

経済産業大臣が指定した指定発給機関(日本では日本商工会議所)が原産地証明書を発給する制度

認定輸出者自己証明制度

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地申告を作成する制度

自己申告制度

輸出者(生産者)または輸入者自らが原産地申告を作成する制度(国による認定は不要)

(注1) RCEP協定文では、第三者証明制度により作成した原産地証明を「原産地証明書」、認定輸出者自己証明制度、自己申告制度で作成する原産地証明を「原産地申告」としています。

(注2) 輸入者による自己申告制度は、日本のみ発効時から導入、その他の国は全署名国について効力が生ずる日に導入の検討を開始し、5年以内に結論を出すことになっています。輸出者・生産者による自己申告制度は、カンボジア、ラオス、ミャンマーは協定発効後原則20年以内に導入します。日本を含むその他の署名国は協定発効後原則10年以内に導入します。

図表5-1 日本のEPA/FTA/貿易協定などにおける証明制度

EPA/FTA/貿易協定	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者自己証明制度	自己申告制度
日シンガポール	2002年11月	○	—	—
日メキシコ	2005年4月	○	○	—
日マレーシア	2006年7月	○	—	—
日チリ	2007年9月	○	—	—
日タイ	2007年11月	○	—	—
日インドネシア	2008年7月	○	—	—
日ブルネイ	2008年7月	○	—	—
日ASEAN	2008年12月	○	—	—
日フィリピン	2008年12月	○	—	—
日スイス	2009年9月	○	○	—
日ベトナム	2009年10月	○	—	—
日インド	2011年8月	○	—	—
日ペルー	2012年3月	○	○	—
日オーストラリア	2015年1月	○	—	○
日モンゴル	2016年6月	○	—	—
CPTPP (TPP11)	2018年12月	—	—	○
日EU	2019年2月	—	—	○
日米貿易協定	2020年1月	—	—	○ (輸入者のみ)
日英	2020年1月	—	—	○
RCEP	2020年11月 (署名)	○	○	発効後10年または20年以内に導入

5-1-2 RCEP協定における原産地証明制度

各原産地証明制度の対応状況は国によって異なります。

第三者証明制度、認定輸出者自己証明制度は全ての条約締結国において、協定発効時から活用可能ですが、自己申告制度については、輸出者・生産者と輸入者それぞれで各国対応状況が異なります。日本は輸入者による自己申告制度が協定発効時から可能ですが、輸出者（生産者）による自己申告制度は自国での協定発効後10年

以内に導入予定となっています（注）。図表5-2、5-3の通り、輸出国側、輸入国側の制度の状況を良く確認する必要があります。

（注）「物品に関する委員会」に対して 延長の旨を通報することにより、導入までの期間を最大10年延長することが可能です。

図表5-2 輸出国側制度

制度	日本	その他の国
第三者証明制度 (原産地証明書)	協定発効時から発給	協定発効時から発給
認定輸出者自己証明制度 (認定輸出者による原産地申告)	協定発効時から利用可能	協定発効時から利用可能
自己申告制度 (輸出者または生産者による原産地申告)	協定発効時から利用可能	オーストラリア、ニュージーランドは協定発効時から利用可能 カンボジア、ラオス、ミャンマーは協定発効後20年以内に実施 その他の国は協定発効後10年以内に実施

※自己申告制度は「物品に関する委員会」に対して 延長の旨を通報することにより、導入までの期間を最大10年延長することが可能。

図表5-3 輸入国側制度

制度	日本	その他の国
第三者証明制度 (原産地証明書)	協定発効時から受入	協定発効時から受入
認定輸出者自己証明制度 (認定輸出者による原産地申告)	協定発効時から受入	協定発行時から受入
自己申告制度 (輸出者または生産者による原産地申告)	オーストラリア、ニュージーランドは協定発効時から輸出国において導入するため、協定発効時から受入 その他の国については、協定発効時に輸出国において導入しないため、発効時には受入を行わない	オーストラリア、ニュージーランドは、協定発効時から受入予定 その他の国については発効時には受入を行わない見込み ※実際の取り扱いは輸入国税関に要確認
自己申告制度 (輸入者による原産地申告)	協定発効時から受入	全署名国について発効後5年以内に見直し

【参考】認定輸出者自己証明制度とは（日本）

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書(注)を作成する制度です。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(原産地証明法)では、EPAの締約相手国向けの輸出に際し、関税上の特惠待遇を受けるために必要な原産地証明書について、2種類を規定しています。1つ目は、経済産業大臣が指定した発給機関が発給する第一種特定原産地証明書(第三者証明)で、2つ目は、経済産業大臣の認定を受けた輸出者自らが作成する第二種特定原産地証明書です。この第二種特定原産地証明書を作成することができる輸出者のことを「認定輸出者」といいます。

(注)RCEP協定文上では「原産地申告」と記載されていますが、ここでは原産地証明法に従い「原産地証明書」と記載します。

○ 認定輸出者のメリット

(1) 原産地証明書発給コストの削減

認定輸出者は、日本商工会議所に対する原産地証明書(第三者証明)の発給申請の手続を行うことなく、自ら原産地証明書を作成することができるため、日本商工会議所による原産地証明書の発給に係る手数料が不要となります。

なお、認定の際、認定輸出者には、登録免許税法に基づく登録免許税(9万円)が課税されます。また、認定の有効期間である3年ごとに認定の更新となりますが、その際には、更新手数料5,000円(電子申請の場合は4,550円)のみの納付が必要となります。したがって、中長期的には、発給コストの削減効果は大きくなります。

(2) 原産地証明書発給に係るリードタイムの削減

日本商工会議所による原産地証明書の発給には、審査などのための一定の事務手続期間が必要ですが、認定輸出者の場合は、必要なタイミングで迅速に原産地証明書の作成が可能となります(輸入申告前に原産地証明書の記載事項の誤りに気がついた場合などの修正も自ら行うことができます)。

○ 認定輸出者になるためには

認定の申請手続、認定の基準、認定輸出者に課される義務などについては、経済産業省ウェブサイト「経済連携協定(EPA)に基づく認定輸出者自己証明制度 申請・利用の手引き」を参照ください。また、認定の基準について経済産業省では以下のとおり示されています。

(1) EPA利用実績

第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること(概ね半年で8回以上(認定の申請を行うEPA以外の受給実績を含む))。

(2) 社内責任者等の配置

①「統括責任者」の配置

社内の証明書作成業務全体を総括管理する者。下記②および③の者に対する指揮監督権限が社内の内部規則において位置付けられていること、または、当該統括責任者と下記②および③の者との間の連絡体制が整備されていること。

②「法令業務責任者」の配置

原産地証明書に係る書類の保存、帳簿の記載、変更の届出等、原産地証明書の作成に係る法令に定められている業務を適確に実施できる者。

③「証明書作成業務担当者」の配置

日本商工会議所から原産品判定を受けた物品について、「特定原産品であることを明らかにする資料」の作成に関する事務に携わったなど、一定の実務経験がある者。

(3) 連絡体制の構築

経済産業省からの情報提供要請などに対応するための経済産業大臣(原産地証明室)との連絡体制、生産者との連絡体制(輸出される物品の生産に係る情報の収集などの協力体制など)を整備していること。

5-1-3 連続する原産地証明

「連続する原産地証明 (back-to-back Proof of Origin)」とは、輸出締約国の最初の原産地証明に基づいて、経由国である締約国 (中間締約国) の発給機関、認定輸出者 (注1)、または輸出者 (注2) が発給することができる原産地証明のことをいいます (注3)。連続する原産地証明の利点としては、最初の原産地証明に記載された貨物を、中間締約国で分割して各締約国に輸出する際に、その分割された貨物ごとに原産地証明を発給できる点が挙げられます。すなわち、連続する原産地証明を活用することで、中間締約国で一括して在庫管理を行い、RCEP域内での物流の効率化を図ることが可能となります。最初の原産地証明が認定輸出者以外の自己申告に基づき作成されているケースにおいて、最終輸入国が輸出者/生産者自己申告制度を実施しない場合、連続する原産地証明が受け入れられないことがあります。

連続する原産地証明を発給するためには、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- (a) 有効な原産地証明の原本またはその認証された真正な写しが提示されること
- (b) 連続する原産地証明の有効期間が最初の原産地証明の有効期間を超えないこと
- (c) 附属書三 B (必要的記載事項) の規定に従い、連続する原産地証明に最初の原産地証明から関連する情報が記載されていること
- (d) 中間締約国において、連続する原産地証明を使用して再輸出される貨物についてさらなる加工が行われないこと。ただし、再

こん包または「物流に係る活動」は認められます。物流に係る活動とは、例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の法令、手続、行政上の決定または政策が要求する単なるラベルなどによる表示、産品を良好な状態に保存するためまたは輸入締約国へ産品を輸送するために必要な他の作業が例示されています。

- (e) 分割して輸出される貨物については、最初の原産地証明の総数量の代わりにその分割された輸出に係る数量が表示され、かつ、その分割された貨物の下で再輸出される総数量が最初の原産地証明の総数量を超えないこと。
- (f) 連続する原産地証明に記載された情報に最初の原産地証明の発給の日付およびその番号が含まれていること。

(注1) 認定輸出者が発給できる連続する原産地証明は、認定の対象となる産品についてのみ (IG 4.b.※)

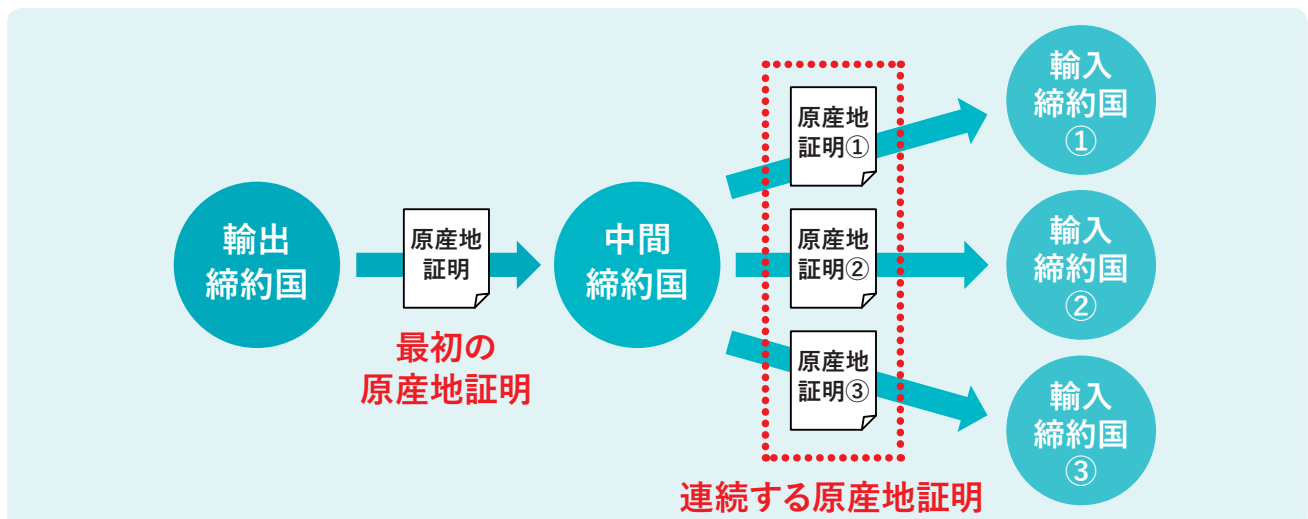
(注2) 中間締約国および最終輸入国がともに輸出者/生産者自己申告制度を実施している場合のみ (IG 4.a.)

(注3) 任意規定であるため、中間締約国で連続する原産地証明の発給が可能かは各締約国の運用を確認する必要があります。

※IGについてはP.50を参照

(参考) RCEP協定では、日本の発給機関、認定輸出者、認定輸出者以外の輸出者も、連続する原産地証明を発給することができます。

図表5-4 連続する原産地証明



5-2-1 特恵待遇の要求

輸入者は、有効な原産地証明書／原産地申告を所持するなどの要件を満たした上で、輸入国の税関に対してRCEP協定税率に基づく輸入申告を行います。

RCEP協定による特恵待遇の要求を行うのは、輸入者です。輸入者は、有効な原産地証明書／原産地申告を所持した上で、輸入国の法令または手続において定められる要件に従って、RCEP協定税率に基づく輸入申告を行います。また、輸入締約国(日本で輸入する場合は、日本税関)が要求する場合には、原産地証明書／原産地申告の原本(もしくはその写し)の他、必要に応じて原産品であることを明らかにするその他の書類を提出する必要があります。

原産地証明書の書式については、輸入国税関で原産地証明書のPDF等の電子ファイルでの提出が可能な国(注)、輸出国発給機関で原産地証明書をPDF等の電子ファイルで発給する国があります。日本の場合は輸入時に原産地証明書のPDFファイル等での税関への提出が既に可能となっています。また、輸出にあたって必要となる原産地証明書については、日本の発給機関は原

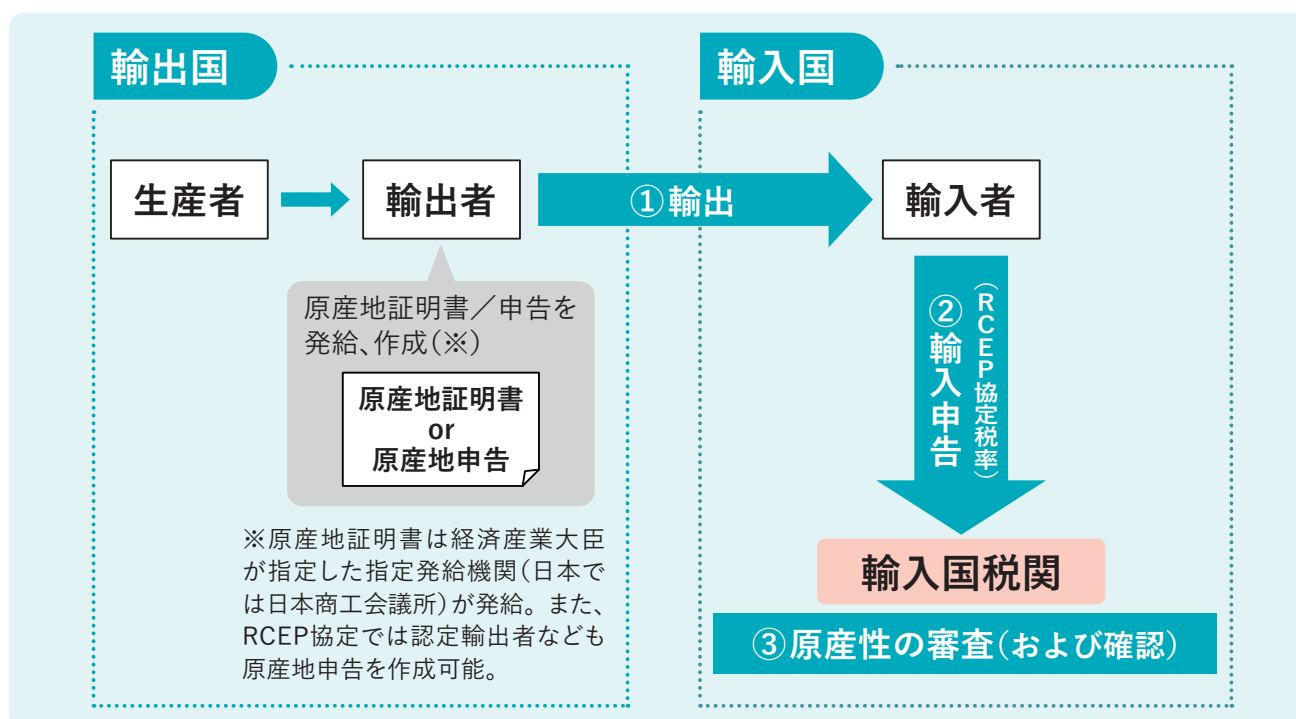
則としてPDFファイルで発給します。PDFファイルで発給された原産地証明書は事業者自身によりカラー印刷し、紙形式とすることも可能であり、輸入国税関で求める形態に合わせて原産地証明書を提出する必要があります。

輸入者による自己申告以外の原産地証明制度を用いた場合、生産者・輸出者は有効な原産地証明書／原産地申告を輸入者に送付する必要があります。

その他の原産性を証明する書類は、輸入締約国から原産性の確認のための要請が来ない限り提出する必要はありませんが、後述(76ページ)の通り適切に保管しておく義務があります。

(注)協定署名国の輸入国税関における原産地証明書／原産地申告のPDF等の電子ファイルでの提出の受け入れ対応状況は次ページの表の通りです(2021年1月現在)。

図表5-5 RCEP協定に基づく特恵待遇要求に関わる一連の流れ



① 提出可能な国、将来可能となることが見込まれる国(※原産地証明書をCO、原産地申告をDOと記載)

国名	提出にあたっての注意事項・条件	国名	提出にあたっての注意事項・条件
インドネシア*	<ul style="list-style-type: none"> これまでASEAN物品貿易協定(ATIGA)、ASEAN-韓国自由貿易協定(AKFTA)、中国ASEAN自由貿易協定(ACFTA)といった電子フォームでの提出を受け入れることが制定されている協定下でのみ、紙と電子フォーム両方のCOについて受け付けている。 新型コロナウイルスの感染拡大(パンデミック)の状況下では、輸入申告日から30日以内であれば、CO、DOの原本をカラーでスキャンしたものを受け付けることができ、輸入者は、輸入日から最短で90日、遅くとも発行日から1年以内にCOおよびDOの原本を同国税関に提出しなければならない。 上記のパンデミック時の対応を、(RCEP協定発効後、同協定のCO、DOについて)通常の場合でも適用できるかどうかについては、国内で協議中。 	日本	COについては、カラーの電子ファイル(PDF、JPEG、GIFなど)で、スキャンしたのもも含めて200dpi以上の解像度であれば、受け付ける。DOについては、電子ファイル(PDF、JPEG、GIFなど)で、スキャンしたのもも含めて200dpi以上の解像度であれば、受け付ける。
オーストラリア	電子ファイルおよびハードコピーの両方を受け付ける。	ニュージーランド	輸入時にCOを提示する必要はないが、税関に要求された際、状況に応じて、原本のハードコピーかソフトコピー、もしくは電子的に送信されたPDFフォーマットのいずれかの提出が必要となる。
韓国	電子ファイルおよびハードコピーの両方を受け付ける。	フィリピン*	<ul style="list-style-type: none"> 紙原本をスキャンしたコピーの受入れは、ATIGAおよびASEAN+1FTA(AJCEP、ACFTAなど)でのみ実施されている特別措置である。ハードコピーもしくは原本の提出は引き続き必要となる。 電子フォーマットまたは電子フォーマットから事業者が紙で印刷したものについては、輸出国がオンラインで検証できるウェブサイトを用意している場合に限り、受け入れる予定。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> COについては、COの紙原本をスキャンしたPDF、JPEG、GIF、PNG、DOCフォーマットを受け付ける。なお、同国税関は、当該発給機関の正規の署名および公の印章(72ページ④参照)が付されていないCOを受理しない。 DOについては、第3章附属書3Bの「必要的記載事項」が記載されている場合に限り、電子ファイルでのDOおよび紙のDOのスキャンファイル(PDF、JPEG、GIF、PNG、DOCなど)を受け付ける。 	ブルネイ	原本が最終的に輸入国税関に提示されるのであれば、CO原本が到着する前に商品が到着した場合において、電子フォーマットのCOを紙に印刷した書類でも受け付ける。
タイ	紙原本をスキャンしたコピー、ソフトコピーまたは電子的に送信されたCOのいずれも受け付けることはできない。これらの種類のCOに対応できるようにシステムを開発中である。	ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> これまで電子フォームでの提出を受け入れることが制定されている協定下でのみ、電子フォームのCOを受け付けている。 パンデミックの状況下では、税関がCOのデータをオンラインで確認できることを条件に、カラーでスキャンされたCO原本または、あらゆる種類のCOフォーマットを受け入れる。 上記のパンデミック時の対応を、(RCEP協定のCOについて)通常の場合でも適用できるかどうかについては、国内で協議中。
中国	輸入者は、通関時にCOを電子ファイルで提出することを選択することができる。ただし、COの必要的記載事項、COのフォーマット裏面の注意事項(OVERLEAF NOTES)に記載されている内容を満たすCOのハードコピーを所持することが法的に義務付けられている。	マレーシア(2022年3月18日発効予定)	COの原本のハードコピーと、原本をスキャンしたPDFフォーマットの両方を受け付ける。COのソフトコピーおよび電子的に送信されたCOは受け付けない。COのソフトコピーおよび電子的に送信されたCOに対応するためのシステムを開発中である。

② 提出不可の国(※原産地証明書をCOと記載)

国	注意事項	国	注意事項
カンボジア	現在、カンボジアはソフトコピーおよび電子的に送信されたCOを受け付けることができない。	ラオス	現在、ラオスはソフトコピーおよび電子的に送信されたCOを受け付けることができない。
ミャンマー*	現在、ミャンマーはソフトコピーおよび電子的に送信されたCOを受け付けることができない。		

*インドネシア、フィリピン、ミャンマーについては2022年1月末時点で未発効

■ 輸入許可後のRCEP協定税率の遡及適用

各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、当該産品が自国に輸入された時に原産品とされたであろう場合には、当該産品の輸入者が、自国の法令に定める期間内かつ当該産品が輸入された日の後に、以下の書類および輸入国税関が要求するその他の書類を税関当局に提示することにより、事後申告に基づいて実際に支払った関税額(事前に預け入れた担保等を含む)とRCEP協定税率に基づく関税額の差額の還付を受けることができる場合があります(輸入国が、還付手続を認めているかどうか事前に確認する必要があります)(※)。

- 原産地証明その他当該産品が原産品であることについての証拠
- 要求された関税上の特惠待遇を十分に立

証するために税関当局が要求する輸入に関するその他の書類

※RCEP協定文第3・23条2項では、締約国は、輸入者が輸入時に自国税関に対し特惠待遇を要求する意思を通報することを要求できるとされているため、各国での運用を確認する必要があります。我が国においては、この規定に基づき輸入申告の際に特惠待遇の要求と原産地証明書/申告の提出が必要であり、同条第1項の規定は適用されず輸入の許可後に特惠税率の遡及適用を受けることはできません。なお、輸入申告の際に原産地証明書/申告の提出ができない場合は、関税法第73条に規定する「輸入許可前引取制度(Before Permit: BP)」を利用することで、輸入の許可前に貨物を引き取り、原産地証明書/申告を後日提出することが認められます。

■ 少額貨物の場合の原産地証明書の省略

輸入する産品の価額が200米ドル相当額又は輸入締約国が設定するこれよりも高い額以下の

場合は、原則として、RCEP協定税率の適用の際、原産地証明書の提出を省略することができます。

5-2-2 特恵待遇の要求 記載事項

RCEP協定では、**原産地証明書／原産地申告に盛り込むべき記載事項が決まっています。**

RCEP協定の原産地証明書／原産地申告において、原産地申告については協定上、特定の様式は指定されていませんが、原産地証明書の様式については締約国が決定することになっています。また、協定附属書3Bにおいては、原産地証明書／原産地申告の「**必要的記載事項**」が定められています。

具体的には、証明者を含む、輸出者、生産者、輸入者に関わる情報の他、製品の情報などが記載事項として明記されていますが、**必要的記載**

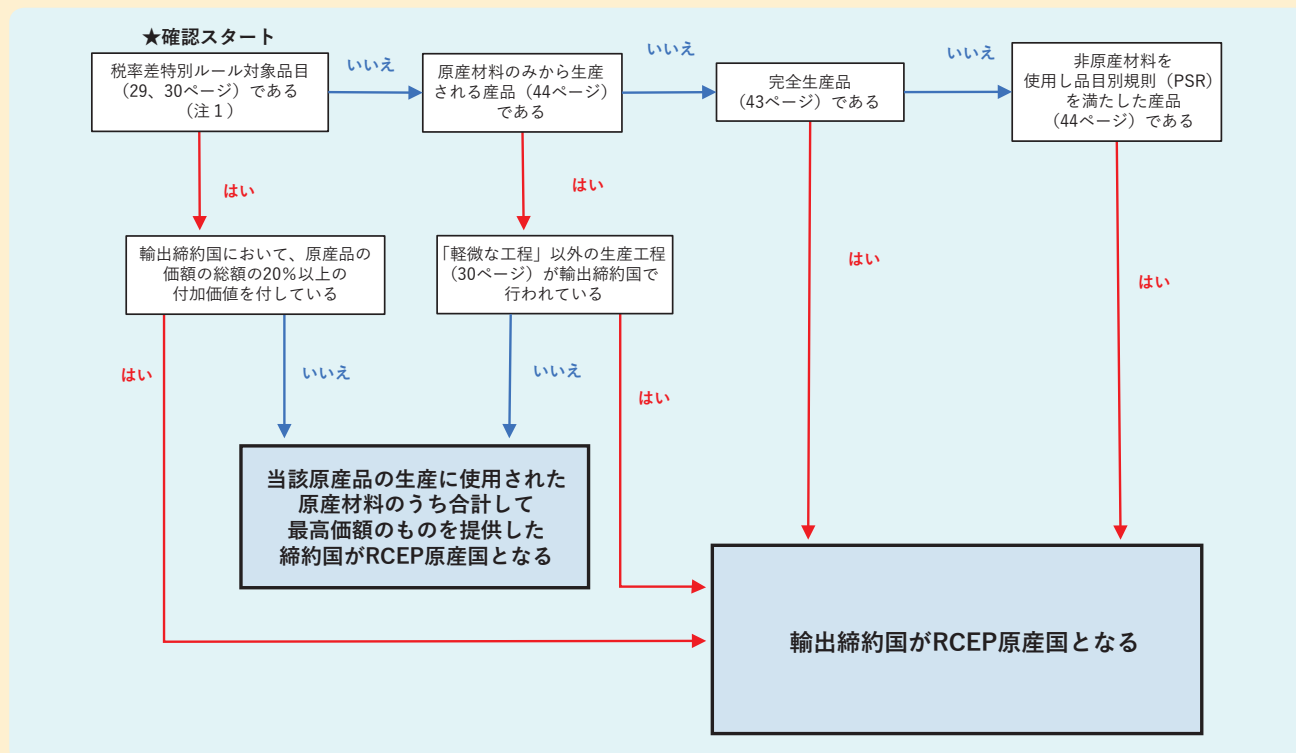
事項の内容は「**第三者証明制度**」を

使用する場合と、「**認定輸出者自己証明制度**」および「**自己申告制度**」を使用した場合で異なります。

必要的記載事項のいずれかが明記されていない原産地証明書／原産地申告は、原則として無効となります。また、原産地証明書／原産地申告は英語により作成される必要があります。次ページより**必要的記載事項**およびそれに基づいた原産地証明書のサンプルについて記載します。

図表5-6 RCEP原産国特定のためのフローチャート

以下の図は次ページ以降の①第2・6条（関税率の差異）に規定するRCEP原産国（関税率の差異に関わる規定に基づくRCEP原産国、29ページを参照）を特定するためのフローチャートです（各用語の詳細は29ページ参照）。



上記、フローチャートにかかわらず、輸入者は、(a)生産に使用された原産材料を提供した国のうち最も高い税率、(b)締約国に適用される中で最も高い税率のいずれかを選択して適用し、RCEP協定税率の申請を行うことができる（第2.6条6項の適用）。

注1：協定文(英文)の「Annex I Schedules of Tariff Commitments」に国別に「Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials)」として掲載

1. 第三者証明制度を使用する場合の必要的記載事項

①輸出者の情報

氏名または名称および住所

②生産者(判明している場合)の情報

氏名または名称および住所

※複数の生産者がいる場合は、原産地証明書の記載欄「3.」に「SEE BOX8」と記載し、各商品の生産者の詳細を「8.」に記載。

不明な場合は「NOT AVAILABLE」と記載でもよい。

生産者が機密保持を希望する場合は「CONFIDENTIAL」と記載、ただし所轄官庁または権限のある機関に要求される場合がある。

③輸入者または荷受人の情報

氏名または名称および住所

④製品の品名およびHSコード

対象製品の品名および関税分類(HSコード)
(6桁)

⑤原産地証明書番号

固有の原産地証明書番号

⑥原産性の基準

どの原産性の基準(たとえば、以下のいずれか)を適用して原産品としたかを記述。

- 完全生産品(第3・2条(a)) : 「WO」と記載
- 原産材料のみから生産される製品(第3・2条(b)) : 「PE」と記載
- 品目別規則を満たす製品(第3・2条(c))・関税分類変更基準 : 「CTC」と記載
 - ・付加価値基準 : 「RVC」と記載
 - ・化学反応による生産品(加工工程基準) : 「CR」と記載
- 累積 : 「ACU」と記載
- 僅少の非原産材料(デミニマス) : 「DMI」と記載

⑦証明者

輸出者または生産者のどちらの申告か

⑧指定発給機関による認証

発給機関による証明であって、原産地証明書に記載された製品が証拠に基づいて第3章(原産地規則)に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載され、かつ、当該発給機関の正規の署名および公の印章を付して提供されるもの

⑨第2・6条(関税率の差異)に規定するRCEP原産国

関税率の差異に関わる規定に基づくRCEP原産国を記載(29ページおよび71ページのフローチャートを参照)

※第2.6条6項の(a)(生産に使用された原産材料を提供した国のうち最も高い税率)を適用した場合は、国名の後ろに「*」と記載。(b)(締約国に適用される中で最も高い税率)を適用する場合は国名の後ろに「**」と記載。
(例) (a)適用の場合、「Indonesia*」

⑩積送される貨物を確認するための詳細な情報

仕入書の番号、出発の日付、船舶の名称または航空機の便名、荷揚港など

⑪原産性の基準で域内原産割合(付加価値基準)が用いられている場合はFOB価格

⑫製品の数量

⑬連続する原産地証明

連続する原産地証明の場合、原産地証明書の記載欄「17.」のチェックボックスに✓を記載。そのうえで、最初の原産地証明の番号、発給の日付、最初の原産地証明書の発給国名、最初の輸出締約国におけるRCEP原産国および該当する場合には、最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号を記載欄「14.」に記載。

※青字は原産地証明書裏面の注意事項(OVERLEAF NOTES)に記載の内容から抜粋

原産地証明書のサンプルフォームは以下の財務省関税局・税関のウェブサイトに公開されています。

➡ https://www.customs.go.jp/roo/information/rcep/rcep_syoumeisyoyoushiki.pdf

RCEP協定で求められる原産地証明書のフォームおよび記載サンプル

1. Goods Consigned from (Exporter's name, address and country) Tanaka Tarou (A) JETRO Company Ltd., 1-12-32, Minatoku, Tokyo, 107-6006, Japan				Certificate No. XXXXXX (E) Form RCEP			
2. Goods Consigned to (Importer's/ Consignee's name, address, country) Satou Jirou (C) ORTEJ Company Ltd., 1-2-3 XYZ, Nguyen Thi Minh Khai, District 1, Ho Chi Minh City, VIETNAM				REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT CERTIFICATE OF ORIGIN Issued inJapan..... (Country)			
3. Producer's name, address and country (if known) Same as Exporter (B)							
4. Means of transport and route (if known) Departure Date: 2021/2/1 Vessel's name/Aircraft flight number, etc.:VN0301 (J) Port of Discharge: Ho Chi Minh City				5. For Official Use Preferential Treatment: <input type="checkbox"/> Given <input type="checkbox"/> Not Given (Please state reason/s) Signature of Authorised Signatory of the Customs Authority of the Importing Country			
6. Item number (L)	7. Marks and numbers on packages	8. Number and kind of packages; and description of goods.	9. HS Code of the goods (6 digit-level) (D)	10. Origin Conferring Criterion (F)	11. RCEP Country of Origin (I)	12. Quantity (Gross weight or other measurement), and value (FOB) where RVC is applied (K)	13. Invoice number(s) and date of invoice(s) (J)
1	1	Molds For Metal Carbides	HS848041	CTC	Japan		12345 2021
14. Remarks (M)							
15. Declaration by the exporter or producer (G) The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct and that the goods covered in this Certificate comply with the requirements specified for these goods in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported to: Vietnam (importing country) Place and date, and signature of authorised signatory (M)				16. Certification (H) On the basis of control carried out, it is hereby certified that the information herein is correct and that the goods described comply with the origin requirements specified in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. Place and date, signature, and seal or stamp of Issuing Body			
17. <input type="checkbox"/> Back-to-back Certificate of Origin <input type="checkbox"/> Third-party invoicing <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY							

※サンプル上に記載されている(A)、(B)などのアルファベットは、72ページの必要的記載事項に対応しています。

2. 認定輸出者自己証明制度、自己申告制度を使用する場合

①輸出者の情報

氏名または名称および住所

②生産者(判明している場合)の情報

氏名または名称および住所

※複数の生産者がいる場合は、各商品の生産者の詳細を記載。

詳細が不明な場合は「NOT AVAILABLE」と記載でもよい。

生産者が機密保持を希望する場合は「CONFIDENTIAL」と記載、ただし所轄官庁または権限のある機関に要求される場合がある。

③輸入者または荷受人の情報

氏名または名称および住所

④製品の品名およびHSコード

対象製品の品名および関税分類(HSコード)(6桁)

⑤認定された輸出者については、輸出者または生産者の認定番号または識別番号

⑥固有の原産地申告の番号

⑦原産性を与えることとなる基準(たとえば、以下のいずれか)

どの原産性の基準(たとえば、以下のいずれか)を適用して原産品としたかを記述。

- 完全生産品(第3・2条(a)) : 「WO」と記載
- 原産材料のみから生産される製品(第3・2条(b)) : 「PE」と記載
- 品目別規則を満たす製品(第3・2条(c))・関税分類変更基準 : 「CTC」と記載
 - ・付加価値基準 : 「RVC」と記載
 - ・化学反応による生産品(加工工程基準) : 「CR」と記載
- 累積 : 「ACU」と記載
- 僅少の非原産材料(デミニマス) : 「DMI」と記載

⑧権限を与えられた署名者による証明であって、原産地申告に記載された製品が第3章(原産地規則)に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載されたもの

⑨第2・6条(関税率の差異)に規定するRCEP原産国

※第2.6条6項の(a)(生産に使用された原産材料を提供した国のうち最も高い税率)を適用した場合は、国名の後ろに「*」と記載。(b)(締約国に適用される中で最も高い税率)を適用する場合は国名の後ろに「**」と記載。(例)(a)適用の場合、「Indonesia*」

⑩原産性の基準で域内原産割合(付加価値基準)が用いられている場合はFOB価格

⑪製品の数量

⑫連続する原産地申告

連続する原産地申告の場合、原産地申告のフォームに「back-to-back Declaration of Origin」と記載。そのうえで、最初の前産地証明の番号、発給の日付、最初の前産地証明書の発給国名、最初の輸出締約国におけるRCEP原産国および該当する場合には、最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号を記載。

※IG(IGについてはp.50の注参照。)の3.によると、RCEP協定の原産地申告は、同協定の第3章附属書3Bの「必要的記載事項」に定められる全ての関連情報を記載することを条件に、どのようなフォーマットを使用してもよいとされています。ただし、IGの3.によると、原産地申告の「必要的記載事項」の記載方法は、該当する場合、原産地証明書裏面の注意事項(OVERLEAF NOTES)の記載の内容に従うべきであるとされています。

※上記の必要的記載事項の下に記載している青字箇所は原産地証明書裏面の注意事項(OVERLEAF NOTES)に記載の内容から抜粋し、原産地申告作成用に合わせた内容を記載しております。

原産地証明書のサンプルフォームは以下の財務省関税局・税関のウェブサイトにて公開されています。

➡ https://www.customs.go.jp/roo/information/rcep/rcep_syoumeisyoyoushiki.pdf

※日本への輸入の際の輸入者自己申告制度を利用する際の手引きについては、財務省関税局・税関の発行する『「自己申告制度」利用の手引き～RCEP協定～』をご参照ください。

➡ <https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>

5-3 軽微な誤り、表現の相違の取り扱い

RCEP協定では、輸入国税関当局は、軽微な誤りや表現の相違によって原産地に関する申告を否認してはならないと定められています。ただし、原産地に関する申告の正確性に影響を及ぼす重大な誤りがある場合は、原産地に関する申告が無効となる可能性があります。

RCEPの協定文では、「輸入締約国の税関当局は、軽微な表現の相違または誤り（例えば、文書間の軽微な表現の相違、情報の欠落、タイプของ誤り、指定された欄からはみ出し）を考慮しないものとする。ただし、当該軽微な表現の相違又は誤りが産品の原産品としての資格に疑いを生じさせないことを条件とする」（第3章26条）と規定されている。どのような誤りや表現の相違が「軽微」かについては、「文書間の軽微な表現の相違、情報の欠落、タイプของ誤り、指定された欄からはみ出し」などが該当します。一方どのような産品の原産品としての資格に疑いを生じ

させる「軽微な表現の相違または誤り」とはどのようなものであるのかは、具体的な規定がなく、各RCEP締約国の国内法などに沿うこととなります。

日本では、以下のとおり、原産地証明書にどの程度の不備があれば無効になるかについて、財務省が公表しています。

また、HSコードの不備など重大な誤りがある場合でも、輸入者が関連書類に基づき原産性を証明できる場合や、事前教示制度を用いた産品である場合は、有効な原産地証明書と認められるケースもあります。

■参考：税関「不備のある経済連携協定(EPA)原産地証明書等の取扱い」

➔ https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi_epa.pdf

5-4 輸入・輸出、書類保存に関する義務

RCEP協定では、原産地証明／申告を作成する際に、輸出者、生産者、発給機関または権限のある当局、輸入者がそれぞれどのような義務を負うかが明記されています。輸入国の税関からの問い合わせに備えて関連書類を保管する必要があります。記録は電子的様式(PDFファイルなど)で保管することができます。

協定上、記録の保管義務は、輸入者は製品の輸入の日から最低3年間または自国の関係法令に基づくより長い期間、輸出者、生産者、発給機関または権限のある当局は、原産地証明の発給の日(または作成した日)から最低3年間または自国の関係法令に基づくより長い期間と定められています。

例として、日本への輸入においては、国内法令上、輸入者の書類保存義務は5年であることが

規定されています。また、日本からの輸出においては、第三者証明制度を活用した輸出者、認定輸出者、自己申告制度を活用した輸出者・生産者については、協定上および国内法令上、書類保存義務は3年であることが規定されています。

なお、輸入者、輸出者がそれぞれ保管義務を負う書類は以下になります。

輸入者

関税上の特惠待遇を要求した産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録(第3・27条1項(b))

輸出者、生産者、発給機関または権限のある当局

原産地証明が発給された産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録(第3・27条1項(a))

5-5 原産地証明の根拠

原産地証明書／申告の根拠資料は、適用する原産地規則に応じて異なります。

原産地証明書／申告は、産品が原産品であることについての利用可能な情報を根拠に発給／作成されます。原産地証明書／申告の発給／作成の根拠となる資料は、事業者が採用した原産地規則（原産性の判断基準）によって異なります。例えば、品目別規則（PSR）のうち関税分類変更基準を適用する場合には非原産材料と産品の間でHSコードが変更されていることを示す「対比表」を作成する必要があるのに対し、付加価値基準を適用する場合には産品が品目別規則（PSR）

で規定されている域内原産割合（RVC）を上回ることを示す「計算ワークシート」を作成する必要があります。同時に、それらの書類の根拠となる裏付資料が必要となります。

また、輸入者が原産地申告を作成する場合（自己申告制度）は、輸入者は産品が原産品であることを証明するための十分な情報を有している場合に限り、原産地申告を作成することができます（第3・16条4項）。

図表5-7 原産地証明の根拠資料の例

関税分類変更基準の場合の根拠資料の例	
対比表	<input type="checkbox"/> 非原産材料の関税分類（HS）コードと輸出する産品のHSコードが変更していることを示す資料（詳しくは、78ページ参照）
裏付資料	<input type="checkbox"/> 総部品表 <input type="checkbox"/> 製造工程フロー図 <input type="checkbox"/> 生産指図書（委託生産の場合） <input type="checkbox"/> 各「材料・部品」の投入記録（在庫蔵入蔵出記録など）
材料の原産性を示すための根拠資料	<input type="checkbox"/> サプライヤーからの情報（国内調達） <input type="checkbox"/> 輸入時の原産地証明書の写しなど（輸入）
その他	<input type="checkbox"/> 原産地申告文を記載した輸出産品のインボイス <input type="checkbox"/> 船荷証券等の船積書類の写し
付加価値基準の場合の根拠資料の例	
計算ワークシート	<input type="checkbox"/> 規定の域内原産割合を上回ることを示す資料（詳しくは、79ページ参照）
裏付資料	<input type="checkbox"/> 総部品表 <input type="checkbox"/> 製造工程フロー図 <input type="checkbox"/> 生産指図書（委託生産の場合） <input type="checkbox"/> 各「材料・部品」の投入記録（在庫蔵入蔵出記録など）
材料の原産性を示すための根拠資料	<input type="checkbox"/> サプライヤーからの情報（国内調達） <input type="checkbox"/> 輸入時の原産地申告の写しなど（輸入）
控除方式	材料の調達価額を証明する資料 <input type="checkbox"/> 輸入時のインボイスなど <input type="checkbox"/> 取引契約書やサプライヤーからの請求書など
積み上げ方式	・原産材料の調達価額を証明する資料 <input type="checkbox"/> 輸入時のインボイスなど <input type="checkbox"/> 取引契約書やサプライヤーからの請求書など ・直接労務費、直接経費、利益、他の費用を証明する資料 <input type="checkbox"/> 賃金、報酬その他の被用者給付の資料など ・間接材料の算出根拠となる資料 <input type="checkbox"/> 製造原価計算書、帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払い記録など
その他	<input type="checkbox"/> 原産地申告文を記載した輸出産品のインボイス <input type="checkbox"/> 船荷証券等の船積書類の写し

5-6 根拠書類の一例

① 対比表の例(関税分類変更基準)

品目別規則(PSR)のうち関税分類変更基準を用いる場合、原産地証明書の根拠書類として、対比表(下表)を作成する必要があります。

対比表では、生産に用いた非原産材料と完成した製品のHSコードがPSRの要件を満たす桁数で変更していることを示します。以下の例をみると、金属成形用の金型(HS8480.41)のPSRはCTH(HSコード上4桁=「項」の変更)であるため、非原産材料のHSコードが上4桁で完成した金型と異なっていることを示す必要があります(なお、この場合のPSRでは関税分類変更基準以外

に、付加価値基準のRVC40%も選べますが、ここでは関税分類変更基準を選択したとします)。

一方、原産材料のHSコードの変更は証明する必要がなく、HSコード自体を記載しなくても問題ありませんが、原産地(国内産、RCEP締約国産)を記載し、その原産性を示す書類を明示しなければなりません。

なお、原産材料であっても、HSコードが変更されている場合は、あえて非原産材料として扱い、そのHSコードを記載しておけば、原産性の証明書類は必要なくなります。

図表5-8 対比表の例(関税分類変更基準利用)

HS8480.41「金属又は金属炭化物の成形用の型で射出式または圧縮式のもの」の品目別規則：
CTH(関税番号4桁変更)、またはRVC40%
→CTHを採用したと仮定

作成日：○年○月○日

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産情報等		
8480.41	金属成形用の金型	7215	スプルーブッシュ用炭素鋼鋼材	非原産とした材料については、取引書類も原産性に係る書類も必要なし。		
		7208	固定側型板用炭素鋼鋼材			
		7208	コアー用炭素鋼鋼材			
		7208	固定側取付板用炭素鋼鋼材			
		7208	スペンサブロック用炭素鋼鋼材			
					六角孔付きボルト	原産(マレーシア) RCEP原産地証明書
					ロケートルング用炭素鋼鋼材	原産(マレーシア) RCEP原産地証明書
					ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	原産(マレーシア) 原産材料であっても、HSコードの変更が確認できれば、非原産とみなすことも可能(その場合、サプライヤーからの資料入手は不要)。
					ガイドピン	原産(マレーシア)
					可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	原産(マレーシア)
		(7208)	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	原産(日本) サプライヤーからの資料(〇〇製造)		
		(7215)	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材	原産(日本) サプライヤーからの資料(じえとろ電気)		
		(7208)	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	原産(日本) サプライヤーからの資料(じえとろ電気)		
			

【対象製品】生産国：日本、製造場所：〇〇株式会社、仕向地：中国
【協定名】RCEP協定
【適用した原産地規則】関税分類変更基準：CTH(4桁「項」の変更)

② 計算ワークシートの例(付加価値基準)

計算ワークシートでは、付加価値基準の各方式に応じて、製品のFOB価額や、原産材料の価額、非原産材料の価額、直接経費、労務費などを明記することで、製品の域内原産割合がPSRの基準を上回ることを示します。

以下の事例は、ワイヤーハーネス(HS8544.30)が控除方式で40%の域内原産割合(RVC)を超えることを示しています。計算ワークシート

には、控除方式の計算に必要な製品のFOB価額、非原産材料価額を明記する必要があります。

積上げ方式を用いる場合には、製品のFOB価額その他、原産材料(間接材料を含む)の価額の情報を記載します。

記載した価額情報については、それぞれ根拠書類が必要となります。

図表5-9 計算ワークシートの例(付加価値基準利用)

HS8544.30(.00.89) 点火用配線セットその他の配線セット(その他のもの) の品目別規則:
CTH(関税番号4桁変更、ただし特定の項の材料からの変更を除く)、またはRVC40%
→RVCを採用したと仮定

作成日: ○年○月○日

HSコード	産品名	FOB価額 (出荷額)	FOB価額 (円換算)	非原産材料価額	域内原産割合	基準値
8544.30	ワイヤーハーネス	\$53.41	¥5,800	¥1,400	76%	40%

原材料等の構成 (※HSコードの記載は原則不要)				
(HSコード)	部品名	原産/非原産	単価	価額情報
(8443)	Tape cartridge	原産(マレーシア)	¥ ...	RCEP協定原産地証明書
(8501)	モーター	原産(日本)	¥ ...	サプライヤーからの資料(じえとろ電気)
(8505)	フェライトコア	原産(日本)	¥ ...	サプライヤーからの資料(じえとろ電気)
(8532)	LED	原産(日本)	¥ ...	サプライヤーからの資料(●●製作所)
(8544)	銅線	原産(日本)	¥ ...	サプライヤーからの資料(○○株式会社)
		原産材料価額合計	¥1,100	
(3917)	プラスチック製管	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(3923)	フロテクター	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(3926)	Drive gear	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(4016)	ワッシャー	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(5901)	織物製テープ	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Receptacle	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Tapping screw	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Nut	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Class fuse	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Spounge seal	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7320)	Surge absorbers	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7320)	ばね	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8310)	サインプレート	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8003)	はんだ	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8533)	電気抵抗器	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8534)	印刷回路	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8536)	接続子	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(9607)	ファスナー(留め具)	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
		非原産材料価額合計	¥1,400	
	生産コスト・経費	-	¥2,700	製造原価明細
	利益	-	¥400	製造原価明細
	輸送コスト・チャージ	-	¥200	製造原価明細、国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
			¥3,300	非材料費合計

FOB価額		¥5,800	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等
外国為替レート US1\$ = ¥108.60		\$53.41	

・控除方式には、原産材料の価額は出てこないで、控除方式を用いる限り原産材料単価の根拠を示す資料は不要。ただし、原産材料価額を積み上げる場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

・控除方式or積み上げ方式については、原産/非原産材料の点数、価額の大小等を考慮し、より簡便な方法を事由に選択可能

控除方式の場合、「非原産材料」の価額1,400円を特定し、FOB価額5,800円から1,400円を差し引いて、付加価値4,400円(76%)を算出。

【対象産品】生産国:日本、製造場所:●●工場、仕向地:中国
【協定名】RCEP協定
【適用した原産地規則】付加価値基準:RVC40%以上(控除方式)

材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

③ 原産材料であることのサプライヤーからの確認書類

品目別規則 (PSR) で関税分類変更基準や付加価値基準を用いる場合、原産材料として扱った材料・部品の原産性を証明する必要があります。

証明には、国内のサプライヤーから供給を受けた材料・部品が、RCEP協定上の原産品であることを示す宣誓書を作成してもらうことになります。以下は国内サプライヤーからの宣誓書の

サンプルです。宣誓書には、材料・部品が原産品であることを示す宣誓文、供給した部品、材料の名称、型番などを記載する必要があります。

RCEP域内他国のサプライヤーからの原産材料の場合、RCEP協定の原産地証明を根拠書類として用います。

図表5-10 原産材料であることの宣誓書(サプライヤー作成)の例

<p>東京都港区赤坂1丁目12番32号 霞ヶ関製造株式会社御中</p>	<p>〇年〇月〇日</p>												
	<p>東京都千代田区大関2-10-82 じえとろ電気株式会社 代表取締役社長 貿易 する雄</p>												
<p>宣 誓 書</p>													
<p>拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、この度ご注文頂きました下記製品は、地域的な包括的経済連携協定の品目別原産地規則に基づいた原産性確認の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は3年間保存し、日本、輸入締約国政府および政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。</p> <p>今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。</p>													
<p>敬具</p>													
<p>記</p>													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">品名</th> <th style="text-align: left;">弊社型番</th> <th style="text-align: left;">HSコード</th> <th style="text-align: left;">確認結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材</td> <td>XY-47</td> <td>7215. 50</td> <td>原産材料</td> </tr> <tr> <td>突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材</td> <td>XY-48</td> <td>7215. 50</td> <td>原産材料</td> </tr> </tbody> </table>		品名	弊社型番	HSコード	確認結果	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材	XY-47	7215. 50	原産材料	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	XY-48	7215. 50	原産材料
品名	弊社型番	HSコード	確認結果										
リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材	XY-47	7215. 50	原産材料										
突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	XY-48	7215. 50	原産材料										
<p>以上</p>													

④ 僅少の非原産材料(デミニマス)を適用する際の根拠資料

品目別規則(PSR)の関税分類変更基準を満たす目的で、救済規定の「僅少の非原産材料(デミニマス)(55ページ)」を適用することがあります。

その際、デミニマスの適用対象となる(関税分類変更基準を満たさない)非原産材料の価額が製品のFOB価額の10%以下であることを示す必要

があります(HSコード50類から63類の產品の場合には非原産材料の総重量が10%以下でも可)。

これを証明するためには、対比表において該当する非原産材料の価額情報を記載します。

非原産材料の価額情報の根拠書類として、輸入時のインボイスなどの根拠書類も用意します。

図表5-11 対比表の例(デミニマス利用)

HS9403.40 台所において使用する種類の木製家具の品目別規則：
CTH(関税番号4桁変更)またはRVC40%
→CTHを採用したと仮定

・デミニマス適用のため、価額情報を記載。
・その他の非原産材料は関税分類変更基準を満たすため、価額情報の記載は不要。

作成日：○年○月○日

HSコード	産品名	HSコード	部品名	価額	原産情報等	
9403.40	木製 台所用棚	4410.11	パーティクルボード		非原産(RCEP域外国A)	
		4411.92	繊維版		非原産(RCEP域外国A)	
		9403.90	家具部品(金属製)	500	非原産(RCEP域外国A)	輸入時のインボイスなど
		9403.90	家具部品(木製)	500	非原産(RCEP域外国A)	輸入時のインボイスなど
			製材		原産(RCEP域内国B)	RCEP協定原産地証明書
			合板		原産(日本)	サプライヤーからの資料(じえとろ木材)
		
		
		
		
		
FOB価額		9403.40	-	30,000	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等	

・4桁の関税分類変更基準を満たさない。

木製
台所用棚

・価額を証明するために、輸入時のインボイスなどが必要。

【対象産品】生産国：日本、製造場所：○○株式会社、仕向地：中国
【協定名】RCEP協定
【適用した原産地規則】関税分類変更基準：CTH(4桁「項」の変更)

・ $(500 + 500) / 30,000 \times 100 = 3.3\%$
→関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が産品(木製台所用棚)の価額に占める割合は10%以下。よって、デミニマス規定に基づき、これらの非原産材料は無視してよい。

⑤ 代替性のある産品の場合の根拠資料

代替性のある産品を用いる場合、一般的な会計原則に基づいて記録した在庫管理簿を作成、保存する必要があります。

図表5-12 一般的な会計原則に基づいて記録した在庫管理簿の例

商品有高帳

日付	摘要	受入高				払出高				残高			
		数量	単価	金額	備考	数量	単価	金額	備考	数量	単価	金額	備考
6 1	日本ボルト (日本)	500	2,000	1,000,000	日本産					500	2,000	1,000,000	日本産
6 10	Best Bolt Ltd. (RCEP域外国A)	500	1,000	500,000	A国産					500	2,000	1,000,000	日本産
										500	1,000	500,000	A国産
6 15	Pump Manufacturing Co. (RCEP域内国B)					500	2,000	1,000,000	日本産				
						200	1,000	200,000	A国産				
6 30	日本ボルト	300	2,000	600,000	日本産								
7 5	Pump Manufacturing Co.					300	1,000	300,000	A国産				
						200	2,000	400,000	日本産				
9 10	Best Bolt Ltd.	100	1,000	100,000	A国産					100	2,000	200,000	日本産
													A国産

・先入れ先出し方式に沿って、原産国(単価)が異なる製品ごとに管理簿に記録

・先に在庫に入った日本原産(単価:2,000円)のボルト500トン、残り200トン、をA国産(単価:1,000円)から払い出す

5-7 原産性の確認手続

輸入国税関は、輸入者、輸出者／生産者、発給機関もしくは輸出国の権限ある当局に対して、書面や訪問による原産性の確認(我が国では「事後確認」もしくは「(輸出国への)検証」と呼ばれます)を行う場合があります。

概要

輸入国の税関は、産品が原産品であるかどうかを決定するために、情報を求めることができます。

- ① 輸入者に対する書面による確認(書面確認：産品について、質問票等により情報を求めること)
- ② 輸出者・生産者に対する書面確認
- ③ 輸出締約国の(第三者証明書の)発給機関または権限のある当局に対する書面確認
- ④ 輸出者・生産者に対する訪問による確認
(訪問確認：事務所や工場などを訪問し、産品の原産性を確認すること)

※日本税関では、②から④の手段による確認は、日本に輸入する際の輸入者による原産地申告に関しては行われません(第3・16条4項)。

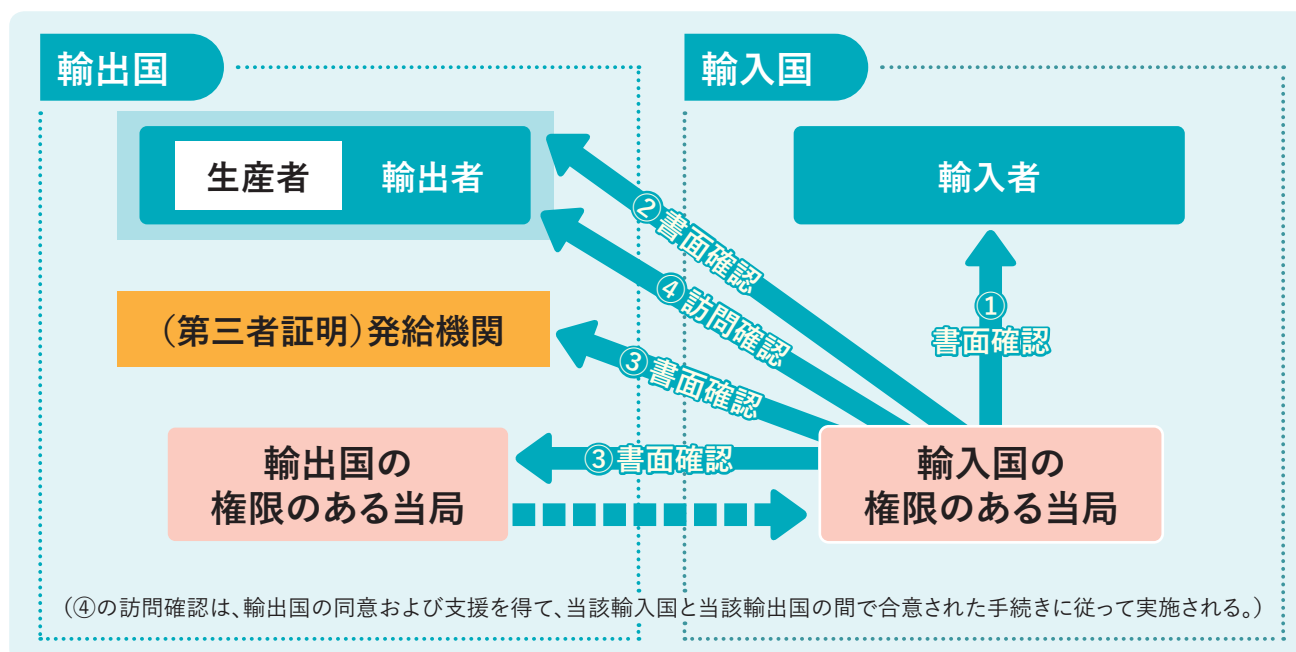
※④の訪問による確認については、③の輸出締約国の発給機関または権限のある当局に対する書面による確認手続が実施された後にのみ

実施されます。

※締約国は自国の輸出産品の原産性の確認のための単一の連絡部局(窓口)を指定することができる旨も規定されています。

※輸入者、輸出者・生産者、発給機関または権限のある当局が十分な情報を提供しない場合などは特惠関税の適用を否認される可能性があります。確認に備え、原産品であることを示すために必要な全ての記録を、原産地証明書／申告を作成した輸出者、生産者、輸出締約国の発給機関または権限のある当局は、原産地証明書の作成から少なくとも3年間、輸入者は輸入の日から少なくとも3年保存する義務を負います(ただし、日本では輸出者・生産者は3年間、輸入者は5年間の書類保管義務があります。76ページの「輸入・輸出、書類保存に関する義務」参照)。

図表5-13 原産性の確認の流れ



原産性の確認における製品の引き取り

輸入締約国の税関当局は、原産性の確認の結果が出るまでの間、関税上の特惠待遇の適用を停止することができます。その間、輸入者は製品の引取りの許可を得ることもできますが、輸入締約国は自国の法令に従って保証金の供託を条件として要求することができるかとされています(第3・24条6項)。

確認要請と対応

輸入国税関から原産性の確認の要請があった場合、輸入者、輸出者／生産者、発給機関もしくは輸出国における権限ある当局は、要請内容に応じて対応する必要があります。

輸入国税関の確認要請があった場合、原産性を証明する情報を提出します。適切に書類を保存しておらず要請に対応できない場合、原産性の確認が円滑に行えず、RCEP協定税率の適用が否認される可能性があります。

輸入国税関の確認要請を受けた輸入者、輸出者／生産者、発給機関もしくは輸出国における権限ある当局には確認対応のために一定の猶予が設けられています。この間に、関連書類の翻訳(英訳等)などを行うことができます。

図表5-14 原産性の確認対応と原産性の決定

1. 確認対応	1-1. 書面確認の要請	書面による要請の受領の日から30日以上90日以下の回答するための期間が与えられるため、期間内に書面で回答。
	1-2. 訪問確認の要請	30日以内に訪問を受け入れるかどうかを回答。
2. 原産性の決定	2-1. 税関当局による確認後の決定	確認を行った税関当局は決定を行うために必要な情報を受領した日から90日以内および180日以内に決定を行うよう努める。
	2-2. 原産性の否認根拠となしえる事由	輸入締約国の税関当局は、原産品であることの確認の結果、次の場合は、製品が特惠待遇を受ける資格がないと決定し、関税上の特惠待遇を否認することが可能。 (a) 製品が原産品であることを決定するのに十分な情報が得られなかった場合 (b) 輸出者、生産者または輸出締約国の権限のある当局が、要請に回答しなかった場合 (c) 訪問確認の要請が拒否される場合
	3-3. 原産性の否認	原産性を否認された製品はRCEP協定による特惠関税を享受することができない。

5-8 罰則

RCEP協定では、原産地手続に違反した場合の罰則に関する規定について定められています。

原産地証明に関する違反に対しては、域内国の国内法規に基づき「適当な罰則」(第3・31条)が科せられる可能性があります。

輸入者は、原産地証明書が重大な誤りがあると判断する場合、申告内容を訂正し、納付すべき関税を納付した上で、必要に応じて罰金を支払います。輸出者または生産者も、自らが提出する原産地証明書その他の情報が虚偽である場合、罰則を科せられる場合があります。

■参考:「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」における罰則規定

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 虚偽の記載又は記録をした特定原産品申告書を交付し、又は提供した者
- 二 虚偽の記載又は記録をした特定原産品誓約書を交付し、又は提供した者

第十二条 第七条第一項の規定による資料の提出の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

■参考:「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」における罰則規定(下線部は補足箇所)

第六章 罰則

第三十四条 (略)

第三十五条 第三十一条(標証の使用制限)の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条の二 第二種特定原産地証明書に虚偽の記載をした認定輸出者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成をするに当たり、当該認定輸出者に対して交付した第二種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第二種原産品誓約書交付者も、前項と同様とする。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり虚偽の発給申請書又は虚偽の資料を提出した発給申請者
- 二 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、虚偽の資料(第三条第三項の規定により提出されたものに限る。)を提出した証明資料提出者
- 三 発給申請者が第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり、経済産業大臣又は指定発給機関に対して提出された第一種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第一種原産品誓約書交付者

四 経済産業大臣に対し、第七条の二第一項の認定(第七条の五第一項の認定の更新を含む。)を受けるに当たり虚偽の認定申請書又は虚偽の書類を提出した認定申請者

第三十七条 証明書受給者が、第一種特定原産地証明書の発給を受けた日以後第六条第一項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣

(当該第一種特定原産地証明書が指定発給機関により発給されたものであるときは、当該指定発給機関)に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときは、三十万円以下の罰金に処する。

- 2 認定輸出者が、第二種特定原産地証明書を作成した日以後第七条の九第一項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第二種特定原産地証明書を作成した物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときも、前項と同様とする。

第三十七条の二 第七条の十二第一項(認定輸出者の立入検査等)の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第二十九条(第一種特定原産地証明書の返納)の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 (略)

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十五条から第三十八条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

RCEP協定解説書 – RCEP協定の特恵関税活用について

発行日 2021年 8 月 初版
2021年12月 改訂
2022年 2 月 改訂

作成 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部海外調査企画課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
Tel. 03-3582-5544 Fax. 03-3587-2485

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。本資料の掲載内容はできるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。また、本資料の無断での転載・複製を禁じます。

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ご質問・お問い合わせ

■EPA・海外展開窓口

本部(東京)

大阪本部

Tel. **03-3582-4943**

Tel. **06-4705-8606**

受付時間：平日 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

または最寄のジェトロまで、ご連絡ください。

■ウェブによるお問い合わせ

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>



この印刷物は、仕入れの紙へ
リサイクルできます。